

令和9年度政府予算 提言・要望書

(東日本大震災津波等からの復興)

(地方創生・人口減少対策の推進)

(県政課題全般事項)

令和8年6月11日

岩手県知事 達増拓也

東日本大震災津波等からの復興関連事項

I 全般的な重要事項

- 1 復興の推進に必要な予算の確保と取組の継続…………… 1
(全省庁)
- 2 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策のための財政支援…………… 2
(内閣府・総務省・農林水産省・水産庁・国土交通省)
- 3 移転元地等の利活用に向けた措置…………… 4
(復興庁・経済産業省・国土交通省)
- 4 国際リニアコライダー(ILC)の実現…………… 5
(内閣府・復興庁・外務省・経済産業省・文部科学省・財務省・国土交通省)
- 5 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化及び被害に係る
十分な賠償の実現…………… 6
(復興庁・総務省・外務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・環境省)
- 6 原子力発電所事故に伴う除染・廃棄物処理等への対応…………… 9
(復興庁・環境省)
- 7 原子力発電所事故に伴う農林水産業被害等への対応…………… 10
(内閣府・消費者庁・復興庁・総務省・厚生労働省・農林水産省・林野庁・水産庁)
- 8 海洋再生可能エネルギーの更なる活用に向けた支援…………… 12
(内閣府・文部科学省・農林水産省・経済産業省・国土交通省・環境省)
- 9 大船渡市林野火災に係る復旧・復興に向けた支援…………… 14
(総務省・林野庁・国土交通省)
- 10 大槌町林野火災に係る復旧・復興に向けた支援…………… 16
(内閣府・総務省・消防庁・財務省・文部科学省・厚生労働省・林野庁・国土交通省)

II 「安全」の確保

- 11 津波防災施設の適切な管理に要する財政措置…………… 18
(復興庁・総務省・農林水産省・水産庁・国土交通省)

Ⅲ 「暮らし」の再建

- 12 被災者の生活再建に対する支援…………… 19
(内閣府・復興庁・総務省・法務省・財務省・国土交通省・厚生労働省)
- 13 被災地市町村における持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に
向けた支援…………… 20
(国土交通省)
- 14 教育の復興に対する支援…………… 21
(復興庁・文部科学省)

Ⅳ 「なりわい」の再生

- 15 水産業の復旧・復興支援…………… 22
(復興庁・総務省・水産庁)
- 16 被災事業者への支援策の継続…………… 23
(復興庁・総務省・財務省・経済産業省・中小企業庁)
- 17 観光復興に向けた支援策の拡充…………… 24
(内閣官房・復興庁・財務省・国土交通省・環境省・観光庁)

Ⅴ 未来のための伝承・発信

- 18 教訓の伝承と復興の姿の発信に係る支援…………… 26
(内閣府・復興庁・国土交通省)

地方創生・人口減少対策の推進関連事項

I 全般的事項

- 1 東京一極集中の是正及び地方への移住・定住の推進…………… 27
(内閣府・総務省・文部科学省・農林水産省・経済産業省・厚生労働省)
- 2 地方重視の経済財政政策等の実施…………… 29
(内閣府・総務省・経済産業省・厚生労働省)
- 3 地方創生の推進を支える財源の確保…………… 31
(内閣府・総務省)

Ⅱ 岩手で働く

- 4 地方への投資促進に向けたインフラ整備等への支援…………… 32
(内閣府・総務省・経済産業省・国土交通省・農林水産省)
- 5 地域経済の活力の源泉となる起業・スタートアップへの支援…………… 33
(内閣府・総務省・経済産業省・文部科学省)
- 6 中小企業が持続的な賃上げを進めるための支援及び
生産性・付加価値向上、働き方改革、人材確保の推進…………… 34
(内閣府・公正取引委員会・総務省・法務省・厚生労働省・経済産業省)
- 7 農林水産業における「担い手育成」…………… 37
(総務省・農林水産省・林野庁・水産庁)
- 8 主要な水産物の不漁に対する対策の強化…………… 39
(水産庁)
- 9 地方創生のための地方大学の振興…………… 42
(総務省・文部科学省)
- 10 半導体関連産業振興への支援…………… 43
(内閣府・経済産業省・国土交通省・農林水産省)
- 11 職業能力開発に係る支援制度の充実…………… 44
(厚生労働省)

Ⅲ 岩手で育てる

- 12 子育てしやすい雇用・労働環境の整備…………… 46
(内閣府・厚生労働省)
- 13 総合的な少子化対策の推進…………… 47
(内閣府・厚生労働省・こども家庭庁・総務省・財務省)
- 14 子ども及び妊産婦医療費助成の全国一律化…………… 49
(厚生労働省)
- 15 地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整
措置の廃止…………… 50
(厚生労働省)
- 16 子育て支援施策等の充実・強化…………… 51
(内閣府・こども家庭庁・財務省・文部科学省)

17	高校生等の修学に対する支援	52
	(内閣府・総務省・文部科学省)	
18	学校における働き方改革や人材確保に向けた環境整備	54
	(文部科学省・文化庁・スポーツ庁・総務省)	

IV 岩手で暮らす

19	情報通信基盤整備等への支援	56
	(総務省)	
20	デジタル社会の実現に向けた支援	57
	(デジタル庁・総務省)	
21	バス路線の維持確保に係る支援の一層の強化	59
	(国土交通省)	
22	地域公共交通の利便性向上等に対する支援の拡充・強化	61
	(国土交通省・観光庁)	
23	地方鉄道路線を含めた鉄道ネットワークの維持に向けた支援	62
	(国土交通省)	
24	快適な生活環境確保に向けた汚水処理施設整備の推進	64
	(農林水産省・水産庁・国土交通省・環境省)	
25	自然公園等の施設整備の促進	65
	(環境省)	
26	文化・スポーツの振興	66
	(文部科学省・文化庁・スポーツ庁)	
27	女性の活躍推進事業への支援の拡充	67
	(内閣府・厚生労働省)	
28	地域医療再生のための総合的な政策の確立と必要な取組 に対する支援	68
	(厚生労働省)	
29	医師確保に向けた人材育成への支援の拡充等	69
	(総務省・文部科学省・厚生労働省)	
30	地方における持続可能な医療提供体制の確保	71
	(財務省・厚生労働省・総務省)	
31	病院事業に係る地方財政措置の拡充	73
	(総務省)	

32	在宅医療の推進	74
	(総務省・厚生労働省)	
33	地域包括ケアシステムの構築支援	75
	(総務省・厚生労働省)	
34	自殺対策の充実	77
	(厚生労働省)	
35	地域における安定的な訪問介護サービス提供体制の確保	78
	(厚生労働省)	
36	医療人材の確保・育成に向けた支援の拡充	79
	(総務省・厚生労働省・文部科学省)	
37	不登校対策に対する支援	82
	(文部科学省・内閣府・こども家庭庁)	
38	遠隔教育に対する支援	83
	(文部科学省・内閣府)	

V 岩手とつながる

39	観光振興に資する社会資本整備等への支援	84
	(法務省・財務省・国土交通省)	
40	文化遺産や国立公園を生かした国内外からの誘客拡大支援	86
	(内閣官房・文部科学省・文化庁・観光庁・環境省)	
41	多文化共生社会の実現に向けた取組の推進	87
	(内閣官房・内閣府・総務省・法務省・厚生労働省・文部科学省・経済産業省)	
42	ふるさと住民登録の推進	89
	(総務省)	

県政課題全般事項

I 全般的な重要事項及び物価高騰対策等

1	地方の税財源の確保・充実	90
	(総務省・財務省)	

2	物価高対策及び賃上げ促進環境整備対策に係る十分な財政措置……………	92
	(内閣府)	
3	エネルギー価格・物価高騰への対応……………	93
	(内閣府・経済産業省・厚生労働省・文部科学省)	
4	農林水産分野における燃料、生産資材等の高騰対策の充実・強化……………	94
	(農林水産省)	
5	エネルギー価格・物価高騰等の影響を受けている 中小企業・小規模事業者の事業継続に対する支援……………	96
	(経済産業省)	
6	物価高騰対策等に係る公共交通事業者等に対する財政支援……………	97
	(国土交通省)	
7	物価高騰への対応に向けた医療機関、社会福祉施設等への支援……………	98
	(厚生労働省)	
8	中東情勢の緊迫化による影響への対応……………	100
	(内閣官房・財務省・経済産業省)	

II 各分野の重要事項

9	定年引上げ期間中の継続的な職員採用に対する財政支援……………	102
	(総務省)	
10	会計年度任用職員制度の適正な実施に向けた財政措置……………	103
	(総務省)	
11	公共施設等適正管理推進事業債の期限延長・拡充……………	104
	(総務省)	
12	将来の大規模災害に備える仕組みの構築……………	105
	(内閣府・復興庁・総務省・消防庁・文部科学省・厚生労働省・国土交通省)	
13	国土強靱化地域計画を推進する財源の確保……………	108
	(内閣官房・総務省)	
14	火山防災対策への支援の強化……………	109
	(内閣府・文部科学省・国土交通省)	
15	災害応急対策等への支援……………	110
	(内閣府・農林水産省・国土交通省)	
16	被災者生活再建支援制度の要件緩和と拡充……………	111
	(内閣府・総務省)	

17	陸上自衛隊岩手駐屯地の勢力維持 (防衛省)	112
18	防災局の機能充実・本県への設置 (内閣官房・内閣府)	113
19	犯罪被害者等に対する被害発生直後の経済的支援策の充実強化 (警察庁)	114
20	国関係機関における都道府県防災会議委員の女性の積極的な登用 (内閣府)	115
21	国際環境の変化を踏まえた万全な対応 (内閣官房・財務省・農林水産省・経済産業省)	116
22	マイナンバー制度の安全・安定的な運用の確保 (内閣官房・内閣府・総務省・デジタル庁)	117
23	第三セクター鉄道に対する財政支援の充実 (国土交通省・総務省)	118
24	世界文化遺産の保全等への支援 (文部科学省・文化庁)	119
25	「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録への支援 (文部科学省・文化庁)	120
26	脱炭素社会の実現に向けた対策の推進 (経済産業省・国土交通省・環境省・総務省)	121
27	地方消費者行政に係る支援の継続・拡充 (消費者庁)	124
28	水道の基盤強化に係る予算の確保 (国土交通省)	125
29	北上川の清流化確保対策 (総務省・経済産業省・国土交通省・環境省)	126
30	PCB廃棄物の迅速かつ確実な処理への対応 (環境省)	127
31	地域医療確保に必要な財政支援の拡充等 (総務省・文部科学省・厚生労働省)	128
32	医師の働き方改革の推進 (厚生労働省)	131
33	薬剤師確保に向けた財政措置の拡充 (厚生労働省・総務省)	132

34	新型コロナウイルスワクチンの接種費用に対する支援 (厚生労働省)	133
35	診療報酬の改定等 (財務省・厚生労働省・総務省)	134
36	医療分野におけるデジタル化の推進について (厚生労働省・総務省・財務省)	136
37	国と地方の連携による食料安定供給の確保 (農林水産省)	138
38	農林業における「産地対策の充実・強化」 (総務省・農林水産省・林野庁・防衛省)	139
39	野生鳥獣対策の継続・拡充 (農林水産省・環境省・文部科学省)	144
40	農地・森林・水産基盤の整備及び保全 (総務省・農林水産省・林野庁・水産庁)	147
41	全国農業担い手サミットの開催への支援 (農林水産省)	149
42	重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に向けた支援の充実 (農林水産省)	150
43	新たな環境直接支払交付金の創設による 環境負荷低減等の取組への支援 (農林水産省)	151
44	中山間地域等直接支払による支援の拡大 (農林水産省)	152
45	国土強靱化に資する地方単独事業の制度拡充 (農林水産省・水産庁・国土交通省・総務省)	153
46	地籍整備関係予算の措置 (国土交通省)	154
47	公共事業予算の安定的・持続的な確保等 (内閣官房・内閣府・総務省・財務省・国土交通省)	155
48	宮古盛岡横断道路の全線高規格化及び指定区間編入 (国土交通省)	156
49	直轄事業の推進 (国土交通省)	157

50	高規格道路の機能強化	159
	(財務省・国土交通省)	
51	広域道路ネットワークの強化に向けた支援	160
	(国土交通省)	
52	物流の効率化などの生産性向上に資する社会資本整備への支援	161
	(国土交通省)	
53	県土の強靱化に向けた防災・減災対策への支援	162
	(総務省・国土交通省)	
54	盛土規制法による取組の推進への支援	163
	(国土交通省・農林水産省・林野庁・総務省)	
55	隣県と連携した社会資本整備への支援	164
	(財務省・国土交通省)	
56	暮らしの安全・安心の確保に必要な社会資本整備への支援	165
	(国土交通省)	
57	社会資本の戦略的な維持管理への支援	167
	(財務省・総務省・国土交通省)	
58	教職員定数の改善	168
	(文部科学省)	
59	学校施設の教育環境整備に係る支援措置の拡充	169
	(総務省・文部科学省)	
60	日本列島北部の文化に関する研究機関の設置	171
	(文部科学省・文化庁)	
61	GIGAスクール構想推進に向けた財政支援等の拡充	172
	(内閣府・総務省・文部科学省)	
62	特別支援教育に係る教育環境整備への支援	174
	(総務省・文部科学省)	
63	高校授業料無償化に伴う公立高校等への支援	175
	(文部科学省)	
64	交通安全施設等の整備事業に係る財政措置	176
	(総務省・警察庁)	

令和9年度 国の施策・予算に関する提案・要望書

東日本大震災津波から15年が経過し、岩手県では、ハード事業は宮古市の閉伊川水門のみとなるなど、被災者一人ひとりに寄り添った支援を行いながら、復興に全力で取り組んでいるところです。

国におかれては、これまで東日本大震災復興交付金や震災復興特別交付税による財政措置など、手厚い措置を講じていただきました。加えて、被災者の心のケアやコミュニティ形成、なりわいの再生に向けた人材の確保など、復興のステージに応じた制度を創設していただきました。

本県では、県の総合計画である「いわて県民計画（2019～2028）」のもと、「お互いに幸福を守り育てる希望郷いわて」の実現に向けた施策を推進しています。

この県民計画において、東日本大震災津波からの復興については「安全の確保」、「暮らしの再建」、「なりわいの再生」、「未来のための伝承・発信」を掲げ、東北の復興と再生の原動力となる国際リニアコライダー（ILC）の実現に向けた取組を推進しながら、より良い復興、「ふるさと岩手・三陸の創造」に全力で取り組んでいます。

このような中、令和7年2月に平成以降国内最大規模となる林野火災が大船渡市で発生、さらに、本年4月には大槌町で大規模な林野火災が発生し、震災の被災地に二重、三重の被害をもたらすこととなりました。こうした度重なる災害による復興の長期化は、県民生活や県内経済へ大きな影響を及ぼしていることから、被災者の生活再建支援、被災地域の早期復旧に取り組む必要があります。

復興と並ぶ本県の喫緊の課題が地方創生と人口減少対策です。

県の総人口は、自然減と社会減が相まって減少が続いています。このため、県民計画の第2期アクションプラン（令和5年度～令和8年度）では、人口減少対策を最優先に位置づけ、世界から評価される岩手の良さを生かし、「世界に開かれた地方創生」を推進しています。

また、地方版まち・ひと・しごと総合戦略である「第2期岩手県ふるさと振興総合戦略」において、「岩手で働く」「岩手で育てる」「岩手で暮らす」「岩手とつながる」の4本柱で、岩手への新しい人の流れを創出する取組を進めているところです。

世界的な原油価格・物価高騰の長期化や今般の中東情勢の影響が県民生活や県内経済に影響を落としており、地域の暮らしと経済を守るため、必要な対策を切れ目なく実行していく必要があります。

本県が取り組む各種施策の推進には、地域特性に応じた取組を推進するための財源の確保などが不可欠であり、国におかれては、今後も、これらの課題に全力を挙げて取り組まれますよう、強く要望いたします。

提言・要望書

(東日本大震災津波等からの復興)

1 復興の推進に必要な予算の確保と取組の継続

震災からの復旧・復興事業に対しては、これまで手厚い財政支援措置が講じられてきたところですが、本県においては、被災者のこころのケア、主要魚種の不漁やコロナ禍・物価高騰等の影響を受けた事業者支援など、中長期的に取り組むべき課題があります。

については、被災者一人ひとりに寄り添った復興に引き続き取り組めるよう、復興の推進に必要な予算の確保と被災地の実情に応じた取組の継続について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 復興の推進に必要な予算の確保

国においては、「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、「第3期復興・創生期間」において、復興に向けた課題を解決し、持続可能で活力ある地域社会を築き上げるため、復興の推進に必要な予算が確実に措置されるよう要望します。

2 被災地の実情に応じた取組の継続

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に基づく復興の取組について、その進捗状況や被災地の意見等を十分に踏まえ、被災地が必要とする施策を継続するとともに、継続に当たっては、被災自治体の財政状況に配慮するよう要望します。

また、国と被災自治体が、相互に復興の現状や課題を共有し、連携を深めながら復興施策や地方創生施策等を推進することができるよう、要望します。

【県担当部局】復興防災部 復興推進課
ふるさと振興部 市町村課
保健福祉部 障がい保健福祉課
子ども子育て支援室

2 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策のための財政支援

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策については、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法」に基づき、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震津波避難対策特別強化地域」に指定された本県の全ての沿岸市町村において、ハード対策に対する手厚い財政支援措置が講じられているところですが、令和4年9月に本県が公表した地震・津波被害想定において、日本海溝沿いの巨大地震・津波が発生した場合、東日本大震災津波を超える犠牲者が想定されるため、沿岸市町村において、ハード対策とソフト対策を組み合わせ、犠牲者ゼロを目指した取組を進める必要があります。

また、「津波防災地域づくりに関する法律」に基づき、本県が令和4年3月に公表した津波浸水想定区域には市町村庁舎等が存在しており、当該市町村では、庁舎等の移転などについて検討しているところです。

これらの取組を推進するには、更なる財政支援が必要となることから、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策のためのハード対策への財政支援の拡充

沿岸市町村では、避難路等の新たなハード整備の必要性について検討していることから、東日本大震災津波からの復興に取り組んでいる沿岸市町村の負担を軽減するため、補助率の更なるかさ上げを図るとともに、自治体負担分についても、一層の負担軽減策を講じるよう要望します。

また、津波浸水想定区域にある市町村庁舎等の移転費用などについて、地方債による財政措置が講じられているところですが、引き続き、地方の実情に応じた負担軽減策を講じていくよう要望します。

2 日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波対策のためのソフト対策への財政支援

指定緊急避難場所における熱中症対策及び防寒対策など、市町村が実施する指定避難所等の環境改善などのソフト対策に対する新たな財政支援制度の創設を要望します。

また、漁船避難ルールづくりなどの避難対策を支援する「水産業強化支援事業」等について、ハード整備に係る国庫負担割合と同様に、補助率をかさ上げするよう要望します。

【県担当部局】復興防災部 防災課、復興危機管理室
ふるさと振興部 市町村課
農林水産部 漁港漁村課
県土整備部 都市計画課

3 移転元地等の利活用に向けた措置

市町村が進めてきた防災集団移転促進事業による高台移転は、全ての事業箇所宅地造成工事が完了し、住まいの再建が進められました。一方、被災地では、同事業により市町村が買い取った土地（以下「移転元地」という。）や、震災復興事業等の用地に活用された工業（産業）団地が未利用地のままとまっていることから、その利活用について、様々な課題を抱えています。

移転元地の利活用促進については、計画段階から土地活用等の段階までのハンズオン支援が行われてきたほか、利活用する区域内にある民有地と当該区域外にある公有地を交換する場合において課税される登録免許税を免除する等の措置が講じられているところですが、「第3期復興・創生期間」においても、各地域の実情に応じた復興まちづくりを推進するため、引き続き、移転元地の利活用に向けた取組や産業振興・雇用創出に対する支援を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 移転元地の利活用に向けた取組等に対する支援

被災市町村のまちづくりの推進のため、「「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針」に基づき、国による相談体制の整備や、土地活用に向けた事例紹介・助言など、移転元地の利活用に向けた取組に対する支援の継続と必要な予算措置を要望します。

併せて、市町村が行う移転元地の集約や整地に要する費用への支援を要望します。

2 移転元地への産業立地の促進支援

被災地の「なりわいの再生」を一層進めるため、企業誘致や新規創業等による移転元地への産業施設の整備について、地方創生施策の活用など、復興財源によらない新しい形での地域経済の活性化の取組が更に拡大していくよう、復興庁による伴走支援機能の充実強化を要望します。

3 東日本大震災津波の浸水地域等への産業振興・雇用創出への支援

東日本大震災津波で特に大きな被害を受けた津波浸水区域等の復興をより一層加速させ、産業の振興と雇用の拡大を図るため、津波・原子力災害被災地域雇用創出企業立地補助金に代わる支援を行うよう要望します。

【県担当部局】復興防災部 復興推進課

商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室

4 国際リニアコライダー（ILC）の実現

国際リニアコライダー（ILC）は、我が国が標榜する科学技術立国と科学外交の実現、高度な技術力に基づくものづくりの競争力強化等につながる、我が国の成長戦略に貢献する極めて重要な計画です。

また、ILCは世界中の研究者等が結集するアジア初の大型国際科学技術拠点であり、その実現による波及効果は日本全国、世界に及びます。

特に、建設候補地である東北では、国際的なイノベーション拠点の形成等が進むことが期待されており、これにより、世界に開かれた地方創生、東日本大震災津波からの創造的復興が実現し、ひいては日本の成長にも資するものと確信しています。

令和2年6月に成立した復興庁設置法等の一部改正の際には、衆参両院においてILCを「新しい東北」に資するものとして、その誘致について検討等を求める附帯決議がなされています。

世界の大型加速器計画については、欧州の円形加速器FCC-eeが欧州素粒子物理戦略2026の中で最優先旗艦プロジェクトと位置付けられ、令和10年にはFCC-eeの実施の可否が検討される予定です。

現在、国においては、「新技術立国」を掲げ、17の戦略分野による力強い経済成長を目指すとしており、ILCに使用される先端加速器は、半導体・先端医療等の戦略分野に広く関連する基盤技術であることから、ILCの推進は国の成長戦略にも貢献する取組です。

ILCの実現に向け、日本政府には一日も早い前向きな態度表明をしていただくとともに、次の事項に取り組まれますよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 国際リニアコライダー（ILC）の実現

ILCの実現に向けて、次の事項について要望します。

- (1) ILC関係省庁が連携して取り組む国家プロジェクトとして位置づけ、政府全体で推進すること
- (2) 日本政府が主導し、国際的な議論を推進すること
- (3) 国際協働による加速器の研究開発（ILCテクノロジーネットワーク）が着実に進むよう必要な予算措置を講じるとともに、将来を見据えた人材の育成・確保に取り組むこと
- (4) 先端加速器の技術開発と産業応用（半導体、量子技術等）を進めるための十分な予算措置を講じること

5 原子力発電所事故に伴う放射線影響対策の充実・強化及び被害に係る十分な賠償の実現

東京電力福島第一原子力発電所ALPS処理水の海洋放出を受け、中国政府が日本産水産物の全面輸入停止措置を講じることなどにより、本県においても水産加工品の取引縮小・停止等のほか、令和7年度の取引価格が、アワビで約6割、ナマコで約5割低下するなどの影響が生じていることから、国が責任を持って取り組むよう、次のとおり要望します。

また、放射線影響対策の経費については、東京電力ホールディングス株式会社への賠償請求を行っているところですが、対策に多額の経費を要している状況にあることから、引き続き必要な措置を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 ALPS処理水の処分に関する安全と安心の確保

(1) ALPS処理水の海洋放出に伴う環境及び水産物のモニタリングをきめ細かく行うとともに、モニタリングの結果や希釈放出設備の運転状況など、正確で分かりやすい情報発信と丁寧な説明を行い、市町村や関係者等の理解を得る取組を継続するよう要望します。

(2) 日本産水産物の輸入の全面停止措置等について、輸出再開のために必要な技術的要件が日中双方により合意され、輸入手続きが進められていましたが、令和7年11月に中国政府が輸入手続きを再停止したことから、中国政府等に対し、輸入手続きの再開を強く求めるよう要望します。

また、これまでの東日本大震災津波からの復興の取組や本県の自然・産業に影響を及ぼすことのないよう、徹底した安全対策とあらゆる分野に対応した万全な風評対策に取り組むなど、国内外の理解と安心が得られる取組を行うよう要望します。

(3) 国の『「水産業を守る」政策パッケージ』等に基づく漁業者及び水産加工業者等を対象とした支援策について、本県の現場の実態に即した迅速かつ柔軟な運用を行うよう要望します。

特に、「高付加価値化等支援事業」等について、補助対象者への漁業協同組合の追加や補助上限額等の引上げを行うほか、「販路拡大等支援事業」について、対象品目を使用した全ての加工品等を支援するよう要望します。

(4) 輸入の全面停止措置等や風評被害による全ての損害について、賠償基準の実態に即した柔軟な運用や損害賠償請求手続の簡素化を図るとともに、損害賠償請求手続が煩雑なため賠償交渉に至っていない事業者に対する伴走支援の仕組みを構築するなど、損害を被った全ての事業者に対する迅速かつ確実な賠償に向けて、国と東京電力ホールディングス株式会社が責任

を持って対応するよう要望します。

- (5) 水産物の安全性・魅力の発信や販売促進、小売・飲食業界における取引継続・拡大、地方が行う取組に対する支援など、消費拡大に向けた取組を強力に進めるよう要望します。

特に、加工業者においては、輸入停止措置による海外との取引縮小の影響が大きいことから、海外への販路拡大に向けたフェアの開催など、地方自治体や民間事業者等が行う取組を支援するよう要望します。

- (6) トリチウムの分離技術など更なる処理技術の研究開発を推進するとともに、実用化できる処理技術が確認された場合には、速やかにその活用を図るよう要望します。

2 風評等に負けない強い水産業の実現に向けた取組への支援

本県水産業の実情に応じ、東日本大震災津波からの復興や水産業の再生に向けた実効性のある対策を行うよう、以下のとおり要望します。

- (1) 本県の水産資源の回復に向け、アワビ等の種苗放流を支援する「被災海域における種苗放流支援事業」について、支援を継続するとともに、必要な予算を十分に措置すること。
- (2) 危機的な不漁に対応するため、漁業者等の経営安定対策として有効である、「漁業共済制度」と「漁業収入安定対策事業」について、柔軟な運用と十分な予算を確保するとともに、「漁業経営セーフティーネット構築事業」を継続すること。
- (3) 主要な水産物の複数年にわたる不漁により、漁業協同組合の財務状況が極めて厳しい状況となっていることから、漁協が将来にわたり漁業者を支える総合事業体としての役割を果たしていくため、抜本的な経営改善や組織再編などの経営基盤強化に取り組めるよう、「漁協経営基盤強化対策支援事業」の継続とともに、事業統合や合併に取り組む漁協への利子助成等の実質無利子化を図るほか、風評の影響を受けた漁業者等が安心して経営を継続できるよう、国が所管する融資制度を拡充すること。

3 県及び市町村が放射線影響対策に要した経費の十分な賠償等のための措置

原子力発電所事故に伴う放射線影響対策は、本来、国の責任において実施すべきものであることから、県及び市町村の負担とならないよう、全面的な対応策を講じるよう要望します。

また、県及び市町村が負担した放射線影響対策に要した経費について、十分な賠償を速やかに行うとともに、原子力損害賠償紛争解決センターの和解仲介に誠実に対応し同センターの判断を尊重して和解案を受諾するよう、東京電力ホールディングス株式会社に対して国が指導するなど、必要な措置を講じるよう要望します。

4 被害の実態に即した十分な賠償のための措置

民間事業者の出荷制限等による直接的な被害に加え、生産・販売の回復や風評被害による消費者の信頼回復への対応などを含めた全ての損害について、実態に即した十分な賠償を被害の発生する限り完全かつ速やかに行うよう、東京電力ホールディングス株式会社に対して国が指導するなど、必要な措置を講じるよう要望します。

【県担当部局】復興防災部 復興危機管理室

農林水産部 団体指導課、水産振興課

商工労働観光部 産業経済交流課

6 原子力発電所事故に伴う除染・廃棄物処理等への対応

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う除染や廃棄物処理に係る費用を措置いただいたところですが、依然として除去土壌や廃棄物等が大量に保管されており、この処理のために国において財政措置の継続、拡充等を図るよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 農林業系副産物の処理

農林業系副産物の処理に複数年を要する市町村があることから、令和9年度以降も、引き続き処理を実施する市町村に対し、期限を付すことなく、処理が終了するまで焼却処理や最終処分場での処理等に必要となる費用の財政措置を講ずるよう要望します。

2 汚染状況重点調査地域への財政措置

汚染状況重点調査地域においては、道路側溝汚泥等の撤去に当たり、汚染濃度や除染実施区域内外にかかわらず、除染等撤去に要する経費や地域で必要となる一時保管施設の整備等の掛かり増し経費について、財政措置を講ずるよう要望します。

3 除去土壌の処分

除染により発生した土壌や道路側溝汚泥を保管している市町村に対し、その処分が完了するまで、処分に関する知見の共有や技術的な助言など、実情に応じた支援を実施するよう要望します。

4 住民不安の解消

除染により発生した土壌や廃棄物等の処理、一時保管施設の整備に当たっては周辺住民の理解醸成が不可欠であることから、国が放射性物質への住民不安の解消に万全を期するよう要望します。

【県担当部局】環境生活部 資源循環推進課、環境保全課

7 原子力発電所事故に伴う農林水産業被害等への対応

東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う農林水産業被害等への対応については、生産再開を目指す生産者への支援、放射性物質検査に係る経費負担、消費者等に対する農林水産物の安全性に関する情報発信や消費拡大の取組など、これまで様々な支援をいただいているところです。

しかし、依然として、原木しいたけをはじめとした特用林産物の出荷制限など、農林水産業への影響が収束していないことから、第3期復興・創生期間においても、引き続き必要な措置を講じるよう、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 原木しいたけ等の産地再生対策の充実

- (1) 原木しいたけの産地再生に必要な生産規模の拡大や新規参入を促進するため、しいたけ原木の購入経費等への支援や、原木の供給への支援を強化するよう要望します。
- (2) 土壌中の交換性カリウム量と萌芽枝の放射性セシウム濃度の調査結果など、これまでに得られた知見に基づき、原木しいたけ生産者等が行う原木林の再生に向けた取組に必要な経費への支援を行うよう要望します。
- (3) 特用林産物の出荷制限など、放射性物質の影響は収束しておらず、特用林産物の産地再生のためには、県による放射性物質の継続的な検査が必要であることから、検査体制の維持に必要な経費への支援を継続するよう要望します。

また、ほだ場におけるほだ木の追加汚染の可能性が極めて低いことを踏まえ、現在、必須工程とされている放射性物質検査を重要工程とするよう、国の「放射性物質低減のための原木きのこ栽培管理に関するガイドライン」の見直しについて要望します。

- (4) 経営が悪化している原木しいたけ生産者に対する損害賠償金の早期支払への支援とともに、産地再生に向けた生産規模の拡大や、新規参入した生産者の掛かり増し経費について、損害賠償対象とするための支援を強化するよう要望します。

2 水産物被害等への対応

水産物の放射性物質検査について、引き続き、国が全面的に経費を負担し、実施するよう要望します。

3 農林水産物の安全性に係る情報提供等の継続

- (1) 放射性物質への不安により、岩手県産の食品の購入をためらう消費者が見られることから、農林水産物の安全性に係る正確な情報提供やPR活動等を継続して行うよう要望します。
- (2) 県、市町村、生産者団体等による販路の回復・拡大等の取組に要する経費について、全面的かつ継続的に支援するよう要望します。

4 諸外国における農林水産物等の輸入規制への対応

農林水産物や食品の安全性に関する的確な情報を諸外国に発信し、信頼性の回復を図るとともに、輸入規制を継続している韓国、中国及びロシアの政府に対し、規制を早期に解除することを強力に働きかけるよう要望します。

5 野生鳥獣肉の出荷制限解除基準の見直し

シカ等の野生鳥獣肉の出荷制限について、全県での出荷制限解除は、全市町村での検体確保が困難であること、また、令和7年3月に市町村単位での解除に係る要件が示されたところですが、依然として高い解除条件を満たす必要があることから、各市町村の捕獲実績に応じた検体数による検査での解除となるよう基準の緩和を要望します。

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課、水産振興課、流通課
環境生活部 自然保護課

8 海洋再生可能エネルギーの更なる活用に向けた支援

我が国が掲げる2050年カーボンニュートラルの実現に向け、エネルギー部門の脱炭素化は不可欠であり、併せてエネルギー自給率の向上を通じたエネルギー安全保障の確保を図る観点からも、再生可能エネルギーは主力電源として最大限導入していくこととされています。

そのような中、本県久慈市沖は、令和3年9月に「再エネ海域利用法」に基づく「一定の準備段階に進んでいる区域」に整理され、「有望区域」への整理、さらには「促進区域」の指定に向けて、各種調査や関係機関等との調整を進めています。

今後、海洋再生可能エネルギーの実用化、事業化に向けて国の支援が必要となることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 久慈市沖の浮体式洋上風力発電の実現に向けた支援

- (1) 国が前面に立って脱炭素エネルギーの確保に向けた事業環境整備を進めていく必要があるとしている「第7次エネルギー基本計画」において、洋上風力発電は、我が国の再生可能エネルギーの主力電源化に向けた「切り札」と位置付けられています。一方で、都道府県が案件形成を進めるにあたり、多数の関係者の利害を調整する必要があり、合意形成に苦慮していることから、洋上風力発電事業の案件形成を一層加速させるため、関係者との調整が円滑に進むよう関係省庁が相互に連携し、一体的に取り組むよう要望します。
- (2) 久慈市沖の浮体式洋上風力発電事業の実現に向けては、沖合の海域を利用する県外及び全国の漁業団体や海運団体をはじめとした関係団体との調整が必要となりますが、促進区域の指定の基準や手続に関する考え方、運用方針を記載した「海洋再生可能エネルギー発電設備整備促進区域指定ガイドライン」等においては、大臣許可漁業者団体など、県域を超える関係団体との具体的な調整方法等が示されておらず、対応に苦慮しているところです。

については、利害関係者の範囲や意向確認の手法、沖合漁業や大型船舶の運航との共生策等の方向性など、沖合海域における浮体式洋上風力発電の事業特性を踏まえた利害関係者との調整に係る指針等について、関係省庁が連携の上、策定するよう要望します。

- (3) 久慈市沖の浮体式洋上風力発電については、沖合漁業の漁獲対象種である回遊魚への影響を予測及び評価する手法が確立されていないことから、漁業者からは事業導入に関する懸念が示されています。また、影響の予測及び評価に必要な情報である、操業実態を示す客観的なデータが十分に把握・整理されておらず、事業による影響の有無及びその程度について、関係者間で共通認識を形成することが難しい状況にあります。

については、洋上風力発電と漁業との協調・共生を図り、合意形成を円滑に進めるため、操業データ等を活用した漁業影響の把握や検討を可能とする環境整備について、国による制度面・技術面での支援を要望します。

2 浮体式洋上風力発電に対応した久慈港の物流拠点形成に向けた支援

着床式に比べ建設規模の大きい浮体式に対応する物流拠点として、湾口防波堤に囲まれた広大な保管水域を有する久慈港の利点を活かせるよう、必要な港湾整備に早期に着手するなど、維持管理機能も含めた物流拠点形成に向けた支援を要望します。

3 波力発電の研究開発の推進に向けた支援

釜石市沖の海洋再生可能エネルギー実証フィールドを活用した波力発電の研究成果を踏まえ、社会実装を目指した低コスト化・高効率化や多様な用途の開拓に資する研究開発等に対する積極的な支援を要望します。

【県担当部局】 ふるさと振興部 科学・情報政策室
県土整備部 港湾空港課

9 大船渡市林野火災に係る復旧・復興に向けた支援

令和7年2月に岩手県大船渡市で発生した林野火災は、平成以降で国内最大規模の延焼面積となり、東日本大震災津波からの復旧・復興事業で整備した定置漁業用倉庫等に甚大な被害が生じましたが、鎮火までの支援に加え、林業・水産業に係る復旧・再建に向けた支援策を早期に示していただくなど、特段の配慮をいただいたところです。

また、令和8年2月には森林災害復旧事業が採択されたところであり、今後は、被災した森林の再生と山地災害の未然防止、被災木の利用促進に向けた取組を着実に進めていくことが重要であるとともに、森林の復旧が進むまでの間における土砂災害リスクの軽減に向け、治山事業や砂防事業による対策の推進が求められています。

さらに、「くらしの再建」を図る被災者が土砂災害リスクを回避するため、土砂災害特別警戒区域外へ移転する場合の支援も必要となっています。

については、被災地の復旧・復興に向け、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 被災した森林の再生

被災した民有林の再生に向けた「森林災害復旧事業」について、必要な予算を十分に措置するとともに、地方公共団体の財政負担を軽減するほか、事業実施期間の延長など、補助要件を緩和するよう要望します。

また、森林の健全な育成に向け、下刈り等を行う「森林整備事業」について、必要な予算を十分に措置するとともに、地方公共団体の財政負担を軽減するよう要望します。

2 荒廃した森林の山地災害の未然防止

降雨等による山地災害の未然防止に向けた「治山事業」について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

3 被災木の利用に向けた支援

被災木の利用促進に向けて、生産・加工・流通の各段階における課題解決への支援及び販路拡大のための情報提供やマッチング等の支援について要望します。

4 土砂災害対策の推進

被災地における土石流等から住民の生命や財産を守るため、砂防事業に必要な予算を確保するよう、要望します。

5 土砂災害特別警戒区域内から移転して再建する被災者への支援

「くらしの再建」を図る被災者が、土砂災害リスクを回避するため、土砂災害特別警戒区域外に移転して住宅を再建する場合の支援に必要な予算を確保するよう、要望します。

【県担当部局】 農林水産部 林業振興課、森林整備課、森林保全課
県土整備部 砂防災害課、建築住宅課

10 大槌町林野火災に係る復旧・復興に向けた支援

令和8年4月22日に岩手県上閉伊郡大槌町で発生した林野火災は、平成以降、国内最大規模の被害となった令和7年大船渡市林野火災に次ぐ、甚大な被害となっています。

総務省、消防庁をはじめ各省庁におかれては、本県への災害対策現地情報連絡員を速やかに派遣いただくなど、支援をいただいたところです。

平成23年3月の東日本大震災津波からの復興に全力で取り組んでいる中、令和7年大船渡市林野火災に続き、今年は大槌町林野火災が発生するなど度重なる自然災害等の発生により、県民生活や県内経済への影響は非常に大きなものとなっており、被災地域の早期復旧を図っていく必要があります。

つきましては、今回の林野火災による被害からの早期の復旧・復興に向け、次の事項を要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 大槌町林野火災に係る災害応急対策等への財政措置

災害応急対策や自治体間での物資の支援が広く災害救助費の対象となるよう、災害救助法を柔軟に適用するとともに、被災者や被災した事業者への支援、復旧・復興に要する経費に対し、創造的復興交付金を含め特段の財政措置を行うよう要望します。

2 被災した森林の早期復旧及び山地災害防止に向けた支援

(1) 被災した森林の早期復旧

被災した民有林の復旧に向けた「森林災害復旧事業」について、必要な予算を十分に措置するとともに、地方公共団体の財政負担を軽減するほか、森林災害復旧事業計画概要書の提出期限の延長、補助対象への下刈り作業の追加など、補助要件を緩和するよう要望します。

(2) 大船渡市林野火災で被災した森林との一体的な復旧

今般の大槌町林野火災の焼損面積は約1,633ヘクタールであり、令和7年大船渡市林野火災と合わせて、約5,327ヘクタールにも及ぶ甚大な被害となる見込みです。

これらの被災森林の復旧に当たっては、県内外の林業事業者が、両地域において、人員や資機材の投入、苗木の確保などを長期にわたり同時期に行う必要があることから、大船渡市も含め「森林災害復旧事業」の事業実施期間を延長し、一体的に事業を推進できるよう要望します。

(3) 荒廃した森林の山地災害の未然防止

降雨等による山地災害の未然防止に向けた「治山事業」について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

3 土砂災害対策の推進

被災地の安全・安心の確保に向け、土砂災害リスクなどに対応するための財政支援等を講じるよう要望します。

4 大槌町林野火災による被災地域の児童生徒等の学びの継続や心のサポートへの支援

(1) 被災地域の児童生徒への支援

大規模林野火災による被災地域の児童生徒等が安心して学びを継続するために必要な財政上の支援を要望します。

(2) 心のサポートのためのスクールカウンセラー等の配置

被災地域の児童生徒の心のサポートのために必要なスクールカウンセラー等の配置に必要な財政上の支援を要望します。

5 被害を受けた商工観光事業者等への総合的な支援

(1) 被害の実態に応じた支援の拡充

被災地域の事業者は、東日本大震災津波による被災からの復興に取り組んでいるところであり、こうした中で発生した林野火災により被害を受けた事業者について、被害の実態に応じた支援の拡充を図るよう要望します。

(2) 商工観光事業者等への支援に係る地方財政措置

被災自治体の財政状況にも配慮し、商工観光事業者等への支援に係る地方負担額には地方財政措置を講じるよう要望します。

(3) 雇用の維持・継続等への支援等

雇用の維持・継続を図るための支援や、観光の需要を喚起するための支援などについて、特段の財政措置を要望します。

6 高齢者施設及び障害者支援施設等で生じた避難経費への財政措置等

高齢者施設や障害者施設等においては、避難時の職員による付き添いや避難先での継続的なサービス提供を要することから、その特殊性を踏まえ、同行職員の人件費等のかかり増し経費について、適切な財政措置を講じるとともに、法の弾力的な運用を可能とするよう要望します。

【県担当部局】 総務部 財政課

復興防災部 復興危機管理室、復興くらし再建課、
防災課

ふるさと振興部 市町村課、学事振興課

農林水産部 森林整備課、森林保全課

県土整備部 砂防災課、建築住宅課

教育委員会事務局 教育企画室、学校教育室

保健福祉部 長寿社会課、障がい保健福祉課

商工労働観光部 商工企画室

11 津波防災施設の適切な管理に要する財政措置

本県では、東日本大震災津波の際、水門等の閉鎖作業に従事していた消防団員が多数犠牲となったことから、津波警報等発表時における水門等操作員の安全確保を図るため、水門・陸閘自動閉鎖システム等の整備を推進しているところです。

このような中、「国土強靱化基本計画」においては、河川管理施設、海岸保全施設等の適切な維持管理・更新や水門・樋門等の自動化・遠隔操作化等の施設管理の高度化を進めることとされています。

については、こうした水門・陸閘の自動化、遠隔操作による津波防災対策をより確実なものとするためには、整備はもとより、その後の適切な施設の更新と維持管理が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 津波防災施設の適切な管理に要する財政措置

津波防災施設の更新費・修繕費の国庫補助率の嵩上げや補助要件を拡大した上で確実な予算措置を行うとともに、維持管理費に対する財政措置を講じるよう要望します。

【担当部局】 県土整備部 河川課

農林水産部 農村建設課、漁港漁村課

12 被災者の生活再建に対する支援

東日本大震災津波による被災者への支援については、これまで、国において災害救助法に基づく救助範囲が拡充され、震災復興特別交付税により措置されるとともに、令和7年度には、災害援護資金の償還期限の延長の特例措置が講じられたところです。

県及び市町村が独自に住宅再建支援施策等を講じるなどの被災者支援を行ってきたところですが、被災者が安定した生活を確保するまでの確実な支援が必要です。

このような課題に対応するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 災害援護資金の償還に係る円滑な事務処理支援等

本格的な償還時期を迎え、今後、借受人及び市町村からの償還に関する相談の増加が見込まれることから、支払猶予、償還免除などの運用基準や具体的な取扱事例を示すなど、円滑な事務処理について支援するよう要望します。

併せて、東日本大震災津波に係る貸付実績は他の災害に比較して多額であり、償還を免除する貸付金もこれに比例することから、免除額のうち県負担分について、地方財政措置等による財政支援を講じるよう要望します。

2 被災者の生活支援に係る財政支援の継続

住宅ローンや災害援護資金の返済、生活設計など被災者が抱える課題が複雑かつ多様化しているとともに、相談対応回数も増加傾向にあることを踏まえ、被災者支援総合交付金を活用して実施している相談支援、こころのケア等を行う事業について、令和9年度以降も継続して取り組む必要があることから、安定した財源が確保されるよう要望します。

3 東日本大震災特別家賃低減事業等の支援の継続

東日本大震災特別家賃低減事業及び災害公営住宅家賃低廉化事業について、被災者の居住の安定を図るため、現行の支援水準を維持するとともに、必要な予算を確実に措置するよう要望します。

【県担当部局】復興防災部 復興くらし再建課
県土整備部 建築住宅課

13 被災地市町村における持続可能な地域公共交通ネットワークの構築に向けた支援

東日本大震災後の人口減少や経済活動の停滞に加え、度重なる自然災害や新型コロナウイルス感染症の影響の長期化、原油価格・物価高騰の影響等により、公共交通の利用低迷に一層拍車がかかり、運行継続が困難となる路線が増加するなど、本県では地域住民の移動手段の確保がますます厳しい状況に置かれています。

このため、各市町村においては、地域公共交通の維持・確保に向け、地域公共交通計画の策定や利便増進実施計画の策定に取り組んでいるところですが、計画の策定やその効果が表れるまでには一定の時間を要すると見込まれています。

地域公共交通は、震災からの復興を支える重要な社会基盤であり、今後も持続的・安定的な運行を確保する必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地域間幹線系統確保維持費補助金における被災地特例の激変緩和措置の継続等

補助対象路線の1日当たりの輸送量要件の緩和について、令和9年度以降も継続するよう要望します。

併せて、被災地域における公共交通の安定的な運行の維持のため、激変緩和措置については、十分な周知期間を確保することなく制度の見直しが行われることのないよう要望します。

2 地域内フィーダー系統確保維持費補助金における補助上限額の拡大等

被災市町村が新たなまちに合わせた持続可能な交通体系の構築を図ることができるよう、地域内フィーダー系統確保維持費補助における補助上限額の拡大を図るとともに、既存路線や実証運行も対象にするなど補助要件を緩和するよう要望します。

【県担当部局】ふるさと振興部 交通政策室

14 教育の復興に対する支援

本県では、東日本大震災津波により、発災から15年が経過した今もなお、被災による心のダメージの他、震災に起因した家庭の経済環境・住居環境の変化等により安定した生活を取り戻せない児童生徒が少なからずいます。

これまで国の財政支援により、被災した児童生徒に対する心理的・経済的両面での支援が行われてきたところですが、本県で実施している「心とからだの健康観察」の結果において、県全体でも教育的配慮を要する児童生徒の割合は依然として高い水準が続いています。

こうした課題に対応するため、児童生徒の心のサポート等、子どもたちに対する長期的な支援が引き続き必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 児童生徒の心のサポートに対する財政措置の継続

被災により心にダメージを受けた児童生徒、震災に起因した問題を抱えている児童生徒の心のサポートについては、中長期的な取組及び多様化するニーズへの対応が必要であることから、スクールカウンセラー（臨床心理士等）やスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）等の派遣等に要する経費について、令和9年度以降においても確実な予算措置を継続するよう要望します。

2 教職員の確保

被災地の児童生徒の心のサポート及び学習支援等に対応するため、教職員の長期的な加配措置を継続するよう要望します。

【県担当部局】教育委員会事務局 学校教育室、教職員課

15 水産業の復旧・復興支援

これまで、国においては、漁業就業者の確保・育成に係る給付金制度、水産加工事業者の販路回復への支援、漁船や養殖施設、共同利用施設の整備等について措置していただいたことにより、本県水産業の復旧・復興が進んできました。

一方、近年では、サケ、サンマ、スルメイカなどの主要魚種の極端な不漁に見舞われており、特に、漁獲から流通加工に至る地域の水産業を支えるサケの漁獲量は、震災前の1%未満まで大きく落ち込むとともに、アワビについては、磯焼け等により、放流した種苗の成育環境が悪化しているほか、ALPS処理水の海洋放出に伴い、令和7年度の取引価格が約6割低下するなど、本県水産業はこれまでに経験のない危機的な状況に置かれています。

本県では、水産関係団体と行政との連携により、サケの種卵確保や大型で強靱な稚魚の放流などの対策を講じているところですが、依然としてサケ資源の回復は遅れており、より一層の復興の推進を図り、将来にわたり持続的で活力のある水産業が展開されるためには、不漁への対策と併せて、漁業と流通・加工業の一体的な再生に向けた更なる取組が不可欠です。

第3期復興・創生期間においても、こうした課題に対応するための取組を支援するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 サケふ化放流事業の再生

震災を契機としたサケ資源の激減により、水揚げが著しく低迷したままとなっており、水揚げ賦課金を原資とするサケふ化放流事業のサイクルが、崩壊しかねない危機的状況にあります。

このため、持続的なサケふ化放流事業の再生に向け、引き続き、種苗生産に必要な親魚の確保や、水揚げ減収分への補填に対する支援を継続するよう要望します。

2 アワビ等の水産資源の回復・造成に向けた種苗放流等への支援

本県の水産資源の回復に向け、アワビ等の種苗放流を支援する「被災海域における種苗放流支援事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

3 流通・加工業の再生

販路の回復及び拡大を図るため、水産流通加工業者が行う省力化機器等の整備に対する支援を継続するよう要望します。

16 被災事業者への支援策の継続

国においては、東日本大震災津波による被災事業者の事業再開に向けた各種補助制度や税制特例制度の創設、二重債務問題解決のための支援機関を設置していただいたほか、令和元年東日本台風災害や二度にわたる福島県沖地震災害においても、各種支援制度の創設により、被災地では、産業の復興、なりわいの再生が進んでいます。

一方、事業再開したものの、労働人口の不足や物価・エネルギー価格高騰、主要魚種の不漁など、課題の複雑化・多様化により、業績が震災前の水準にまで回復しておらず、今後も事業再生、なりわい再生に向けた各種支援の継続が必要となっています。

また、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業により支援を受けて事業再生した事業者においても、取得財産の処分の制限が事業継続に向けた業態転換や新分野への挑戦を妨げている場合もあります。

こうした状況に対応するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 事業再生等に向けた支援策の継続

令和9年度以降も二重債務対策をはじめとする事業再生等に向けた支援策を継続するとともに、中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業により取得した財産の処分については、事業継続に向けた業態転換や新分野への挑戦の後押しとなるよう、被災地の実情に応じた柔軟な制度運用を要望します。

【県担当部局】 商工労働観光部 経営支援課

17 観光復興に向けた支援策の拡充

東日本大震災津波から15年が経過し、復興道路等の全線開通や新たなまちづくりが進むなか、国のグリーン復興プロジェクトの一つとして設定された「みちのく潮風トレイル」は、国内外からの注目が高まっており、これらを活用して交流人口を拡大させるためには、被災地における登録DMOを核として、人材育成や様々な主体が一体となった体制整備を図っていくことが重要となります。

また、被災地の宿泊施設は、物価高騰等の影響を受け、依然として経営が厳しい状況にあるため、観光客の受入環境整備や経営基盤強化に向けた支援が必要です。

さらに、本県の外国人延べ宿泊者数は、コロナ禍以降、全国の伸び率を下回っていることから、三陸の優れた観光資源を生かした海外からの誘客促進を図っていく必要があります。

については、沿岸被災地の観光再生に向けた体制整備や、海外からの誘客促進に取り組んでいくため、観光復興につながる支援策を拡充するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 被災地の観光再生への支援

人口減少が進む沿岸被災地では、「みちのく潮風トレイル」や震災の教訓の伝承発信などにより、観光を通じた交流人口の拡大を図ることが重要であり、観光地域づくりに携わる実践力のある人材育成を含めた体制整備や、誘客拡大に向けたプロモーションをより一層進めていく必要があります。

そのため、沿岸地域が有する多様な地域資源を活用した観光地域づくりを幅広く促進できるよう、必要な財政措置を講じるよう要望します。

また、被災地の宿泊施設は、震災からの復旧や事業再生に向けた取組を着実に進めてきた一方で、物価高騰等の影響を大きく受け、依然として経営が厳しい状況であることから、誘客拡大に向けた施設改修や省力化・省人化に向けた設備投資などの受入環境整備のほか、DXの推進による労働生産性向上、専門家派遣を通じた経営改善など、経営基盤の維持・強化に向けた支援策を拡充するよう要望します。

2 海外からの誘客促進への支援

復興道路等の新しい交通ネットワークやみちのく潮風トレイル、体験型ツアーリズムを活用した周遊・滞在型観光コンテンツの充実、また、宿泊施設等における外国人観光客の受入態勢整備の強化をはじめ、被災地域が一体となった誘客拡大の取組を進めるため、新たな交付金制度の創設などの支援策を講じるよう要望します。

【県担当部局】 商工労働観光部 観光・プロモーション室

18 教訓の伝承と復興の姿の発信に係る支援

発災から15年が経過し、記憶の風化防止や国内外の防災力向上のためには、東日本大震災津波の事実を踏まえた教訓の伝承と復興の姿の継続した発信が重要です。

「第2期復興・創生期間」以降における東日本大震災からの復興の基本方針においては、「令和8年度以降も東日本大震災の風化防止と教訓の継承の取組は継続する必要がある、国、地方公共団体、民間がそれぞれの役割を果たしながら連携して進める」こととされており、国と被災地が連携した震災伝承ネットワーク協議会などによる取組が進められているところです。

本県では、「いわて県民計画（2019～2028）」において、「未来のための伝承・発信」を掲げ、必要な取組について永続的に実施することとしています。

国においても、被災地と連携した震災の風化防止や防災力向上に向けた取組の強化や、被災地の取組に対する総合的な支援策を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 被災地の伝承・発信等に係る取組への支援

被災地においては、記憶の風化防止や国内外の防災力向上のため、震災の事実・教訓の伝承や復興の姿の発信に向けた取組が進められていますが、年月の経過により、震災の記憶や経験がない世代が増加し、震災の風化や関心の低下が懸念されています。

このため、震災の伝承・発信等に係る取組は今後も持続的に実施していく必要がありますが、被災地の自助努力のみで対応するには限界があることから、伝承施設・団体の運営、教訓の伝承・発信を行う担い手の確保や育成について新たな支援制度を創設するよう要望します。

また、国においても、震災の風化防止や防災力向上に向けた継続的な取組、被災地と連携した情報発信を強化するよう要望します。

【県担当部局】復興防災部 復興推進課

提言・要望書

(地方創生・人口減少対策の推進)

1 東京一極集中の是正及び地方への移住・定住の推進

東京圏への転入超過数は、コロナ禍の影響もあり縮小しつつあったものの、地方から東京圏への人の流れは再び拡大傾向にあることから、地方への人の流れを一層加速し、人口減少を克服する施策について国を挙げて強化することが重要であると認識しています。

については、東京一極集中の是正を図る具体的な取組を強化し、地方がそれぞれの特徴を生かした移住・定住施策を実施するとともに、地方創生を担う人材を育成する高等教育機関の地方分散や政府機関の地方移転等の国を挙げた取組の強化が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方への人の流れの加速

半導体をはじめとした成長産業の地方への戦略的な配置や生産拠点の移転、大企業の本社機能の東京圏から地方への移転を進めるほか、サテライトオフィスの開設、東京圏から遠隔にある地方や条件不利地への移住に対する支援を厚くするなど、人の流れを創出する効果的な施策を展開するよう要望します。

また、令和元年度に創設された地方創生移住支援事業について、東京圏から地方への人の流れを加速するため、移住元に関する年数要件の廃止及び地理的要件の更なる緩和、新卒者を対象とする移住支援金の新設、東京23区等での周知・広報の一層の充実を図るとともに、必要な財源の確保を要望します。

2 雇用・労働環境の改善に資する制度の推進

若者や女性にとって魅力のある雇用・労働環境の構築に向け、正規雇用の促進や非正規雇用労働者の正社員化、女性の管理職登用、ライフステージに応じた柔軟な働き方の実現に向けて取り組む企業への助成制度を拡充するとともに、住居費などの負担が大きい若者・子育て世代への住宅環境整備の支援を強化するよう要望します。

3 奨学金を活用した若者の地方定着促進

国の「奨学金を活用した若者の地方定着促進要綱」に基づき、官民が基金を造成して大学生等の地元定着を促進する制度について、地方公共団体の財政状況に応じて特別交付税の措置率を引き上げるとともに、対象となる修学支援制度の一層の拡大を図るよう要望します。

4 地方自治体が行うものづくり産業人材育成に対する支援

次代の地域社会を担う人材の育成や、将来の産業を支える高度技術者の確保を目的に、地方自治体が行うものづくり産業人材育成の取組に対し、十分な予算を継続して確保するよう要望します。

5 農山漁村の活性化

農山漁村に受け継がれてきた豊かな自然や伝統・文化など魅力ある地域資源を活用した都市農村交流や、農村への移住・定住に向けた取組を推進するための「農山漁村振興交付金」等の予算を引き続き十分に確保するよう要望します。

6 政府関係機関の地方移転

一部の政府関係機関において地方移転が進められてきたところですが、東京一極集中の抜本的な是正や地方創生の観点から、これを一過性のものとすることなく、地方からの提案を真摯に受け止め、今後も国家戦略として取り組むよう要望します。

7 高等教育機関の地方分散等

東京一極集中の是正に向けて、東京圏における大学の定員の抑制及び地方への高等教育機関の分散等を引き続き積極的に推進するよう要望します。

なお、文部科学省の「デジタル人材育成機能の抜本的な強化に向けた対応策」における「23区定員増抑制規定に関する限定的例外措置」については、対象とする学部学科を情報系に限定すること、時限的な措置とすること、地方への就職促進策が組み込まれることが要件とされていますが、東京23区外及び近隣県の学部開設並びに定員増等により、依然として、東京圏の学生数が増加し続けていることから、より一層、対策を強化するよう要望します。

【県担当部局】	政策企画部	政策企画課
	ふるさと振興部	学事振興課
	商工労働観光部	定住推進・雇用労働室
		ものづくり自動車産業振興室
	農林水産部	農業振興課

2 地方重視の経済財政政策等の実施

東京圏の転入超過数は依然として全国の中で突出しており、こうした状況を打破するためには、地方重視の経済財政政策など、国における抜本的な対策が必要です。

「地方創生に関する総合戦略」においては、人口が減少しても経済成長し、社会を機能させる適応策を講じていくこととしていますが、本県の生産年齢人口は、2050年に半減し、東京圏や全国平均値との格差拡大が予測されており、地方の生活と産業の基盤の衰退が始まっています。

国は「地方創生に関する総合戦略」で「強い経済」を打ち出しており、こうした国の動きを好機と捉え、地方においては、地域が持つ伸びしろを最大限に引き出す取組を展開していくことが重要です。

また、A I時代の到来は、地方の危機からの転換に向けた大きなチャンスであり、産業構造、労働、教育、行政、個人の生活様式にまで急速かつ不可逆的な変化をもたらしている現状を踏まえ、それに伴い首都圏において余剰が見込まれる大量のホワイトカラー志望人材を地方の現場に戦略的に転換させていく取組が求められます。

については、人口減少とA I時代の到来を踏まえ、強い経済による地方創生と東京一極集中の是正を実現していくために、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方への人の流れを創出する抜本的かつ総合的な対策の実施

東京圏への過度の一極集中の是正を図るため、地方への人の流れを創出する抜本的かつ総合的な対策を着実に実施するよう要望します。

2 地方を重視した経済財政政策の実施

地方の人口は、地方と全国の経済状況の差が大きい場合に社会減が拡大する関係が見られることから、地域特性を生かした産業クラスターや地場産業の成長の推進に向けた地域未来交付金の充実など、地方重視の経済財政政策を実施し、国と地方が一体となった「強い経済」の実現が図られるよう要望します。

3 AI時代における社会・経済政策の実施

(1) AIが前提となる企業風土の醸成とイノベーション支援

中小企業のAI実装・活用が円滑に進むよう、経営者に対するAIマインドの浸透を図るとともに、企業のAI導入に対する税制優遇等の支援や人材育成プログラムの拡充等を図るよう要望します。

(2) 地方における高度職業人材の育成強化

社会・経済機能を維持していく上で、高度職業人材の育成強化が不可欠であり、新しい時代に対応した職業能力開発施設の再編に対する支援制度の拡充や設備導入などの機能強化、教育負担の軽減など、地方における高度職業人材の育成の取組に対する支援の強化を要望します。

【県担当部局】 政策企画部 政策企画課

商工労働観光部 経営支援課

定住推進・雇用労働室

3 地方創生の推進を支える財源の確保

人口減少は、その要因や課題が地域ごとに大きく異なることから、地域の実情に応じ、地方の責任と創意による対策を講じることが重要です。

については、地方の自主性や主体性が最大限に発揮できるための十分な財源の確保が不可欠であることから、地方の一般財源総額の確保を含めた財政措置について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方創生推進費や地域デジタル社会推進費の継続等と十分な額の確保及び算定方法の見直し

地方交付税の本来の役割である財源調整機能と財源保障機能が適切に発揮されるよう、「地方創生推進費」及び「地域デジタル社会推進費」を継続するなど、十分な額を確保するとともに、財政力の低い自治体において人口減少が進んでいることを踏まえ、より地方の施策の必要度に応じた算定方法とするよう要望します。

2 地方の自主性・主体性に配慮した交付金の確保

少子化対策や東京一極集中の是正に向けた取組は、継続的に実施していく必要があることから、現在の地方創生に関する総合戦略の期間において、十分な額の財源を確保するとともに、地域未来交付金については、地方の自主性、主体性が最大限発揮できるよう、自由度の高い制度とするよう要望します。

【県担当部局】 政策企画部 政策企画課

総務部 財政課

ふるさと振興部 市町村課

地域振興室

科学・情報政策室

4 地方への投資促進に向けたインフラ整備等への支援

本県においては、自動車・半導体をはじめとするものづくり産業の集積が加速しており、更なる企業進出等が見込まれることから、地方自治体による地域の産業や雇用のニーズに応じた企業誘致を一層推進することを通じ、国際競争力の高いものづくり企業の更なる国内定着を確実なものとするため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方自治体が行う産業用地の整備に対する支援

地域未来投資促進法における土地利用に関するガイドラインの実効性のある運用や、水利権の確保に関する柔軟な対応、多額の費用を要する産業インフラの整備に対する投資目的や規模に応じた財政支援など、地方自治体が行う産業用地の整備に対する支援の拡充を行うよう要望します。

2 工業用水道施設の整備等に対する支援

国際競争力を有する大手半導体製造企業では工業用水を大量に使用するところであり、新たな工場立地等に対応するためには大規模な工業用水道施設整備が必要となることから、工業用水道施設の整備及び既存施設機能強化のために十分な予算措置（国庫補助金、企業債）を行うよう要望します。

3 工業用水道施設の強靱化対策等への支援

老朽化した工業用水道施設の更新・耐震化を迅速かつ確実に実施し強靱化を図るために必要な予算を十分確保するとともに、支援を拡充するよう要望します。

【県担当部局】 商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室
企業局 業務課

5 地域経済の活力の源泉となる起業・スタートアップへの支援

国においては、日本にスタートアップを生み育てるエコシステムを創出し、第二の創業ブームを実現するため、令和4年11月に「スタートアップ育成5か年計画」を決定し、官民によるスタートアップ育成策をまとめ、人材、資金、ビジネス環境などの様々な支援策を展開しているところです。

地方においても、地域を担う多様な人々による挑戦が地方創生の力強い原動力となっており、それぞれの地域の実情に合わせ、創意工夫をこらした支援策を進めることが地方の人口減少対策に寄与するものであることから、起業やスタートアップの事業成長支援に向けて、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方公共団体が実施するスタートアップ創出・成長施策に対する財政支援の充実

地域経済の牽引や地域課題を解決するスタートアップの創出と成長には、国の「スタートアップ育成5か年計画」において掲げる「人的ネットワークの構築」と「資金供給の機会」を地方から創出していくことが極めて重要であることから、地域の実情に応じて行うスタートアップ創出・成長に資する施策に対し、所要の財政措置を継続して講じるよう要望します。

2 地方公共団体が実施する起業支援施策に対する財政支援の充実

スタートアップの担い手の育成と起業の数の増加の加速に向け、挑戦心を持って果敢に起業を志す人がその能力を十分に発揮し活躍できるよう、地方の実情に応じ、創意工夫をこらした起業支援施策に対し、所要の財政措置を講じるよう要望します。

【県担当部局】 商工労働観光部 経営支援課

6 中小企業が持続的な賃上げを進めるための支援及び生産性・付加価値向上、働き方改革、人材確保の推進

大企業を中心に大幅な賃上げを行う流れが加速する一方で、地域の中小企業においては、賃上げの財源を確保することが難しい状況にあり、賃金格差の拡大により、地方から大都市圏への更なる人口流出が懸念されています。

については、防衛的な賃上げを余儀なくされている中小企業に当面の間、賃上げ原資の確保に対する支援を行うとともに、企業の持続的な賃上げを実現するためには、生産性向上に加え、働き方改革の着実な推進が必要であることから、円滑な価格転嫁の実現、生産性・付加価値の向上、人材確保のための取組の支援を行うことについて、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 防衛的な賃上げを余儀なくされている中小企業への支援

本県においては、令和7年度には前年比+79円となるなど、最低賃金の大幅な上昇が続き、中小企業等の負担が増していることから、賃上げ原資に対する直接的な支援も含めた賃上げ支援策の一層の推進と物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金などの財源の確保を要望します。

2 適切な価格転嫁の実現に向けた支援の拡充

中小企業・小規模事業者が適切な価格転嫁を図り賃上げを実現するため、以下のとおり要望します。

- (1) サプライチェーン全体での適切な価格転嫁を定着させるため、「パートナーシップ構築宣言」及び「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」について、より一層の周知・活用促進や更なる実効性の確保を図るとともに、公正な取引を阻害するおそれがある事案に対しては、独占禁止法及び中小受託取引適正化法等の関係法令に基づき厳正に対処すること。
- (2) 適切な価格転嫁の実現に向けた機運醸成を図るため、都道府県が経済団体、労働団体及び関係機関と連携し取り組む支援施策に対し、所要の財政措置を講じること。
- (3) 中小企業・小規模事業者が行う価格転嫁について、消費者の理解促進に取り組むこと。

3 中小企業者の生産性や付加価値の向上に向けた取組への支援の拡充

中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げの実現に向け、生産性・付加価値の向上を促進する環境を構築するため、以下のとおり要望します。

- (1) 中小企業の「稼ぐ力」の強化が一層求められていることから、「中小企業生産性革命推進事業」を次年度以降も継続し、意欲ある中小企業・小規模事業者が幅広く活用できるよう、十分な予算を確保するとともに、補助率・補助上限額の引上げ等による制度の拡充を行うこと。
- (2) 持続的な賃上げの前提となる省力化・高付加価値化への投資を後押しするため、「中小企業省力化投資補助金」及び「新事業進出・ものづくり商業サービス補助金」について、制度を継続するとともに、応募機会の十分な確保、手続の簡素化、補助率・補助上限額の引上げ等、更なる制度の拡充を行うこと。
- (3) 地域の実情に即したきめ細かな支援を継続的に実施できるよう、中小企業・小規模事業者の持続的な賃上げ実現に向けて、都道府県が行う生産性・付加価値向上、国内外への販路拡大等の取組に対し、所要の財政措置を講じること。
- (4) 「業務改善助成金」については、最低賃金引上げの影響を強く受ける中小企業・小規模事業者が活用しやすいよう、申請手続に関する情報提供の充実と助成要件の緩和等を行うこと。
- (5) 「地域中小企業ファンド」及び「農商工連携型地域中小企業応援ファンド」の組成における独立行政法人中小企業基盤整備機構から岩手県への無利子融資について、それぞれ償還期限が到来する令和9年度及び令和10年度以降においても、地域の実情に応じて中小企業等への支援を継続できるよう、償還期限を延長するとともに、必要な財政措置を講じること。

4 商工指導団体の体制強化等

近年、中小企業・小規模事業者は、適切な価格転嫁や人材確保に加え、原材料・エネルギー価格の変動など、厳しい経営環境に直面している中、地域において伴走支援を担う商工指導団体の経営指導員等には、これまで以上に高度かつ多様な支援が求められることから、これらの役割を十分に発揮できるよう、必要な体制の強化について、以下のとおり要望します。

- (1) 「小規模企業振興基本計画（第Ⅲ期）」の内容を踏まえ、国の施策の実効性を確保する観点から、商工指導団体が地域の中小企業・小規模事業者に対し、伴走支援を継続的かつ安定的に実施できるよう、経営指導員等の人件費

及び事業費について、地方交付税措置を含め、安定的な財政措置を講じること。

- (2) 地域住民の生活を支えるエッセンシャルサービス業の維持・確保に向け、業務の省力化や多角化への取組や、多様なエッセンシャルサービス供給主体への支援を行うとともに、事業者一人ひとりの実情を踏まえたきめ細かな伴走支援を行うことができるよう、商工指導団体の伴走支援体制の更なる強化に向け、必要な財政措置を講じること。

5 「働き方改革」の着実な実行

働き方改革推進支援助成金の制度趣旨を踏まえ、長時間労働の是正や年次有給休暇取得促進、同一労働同一賃金実現のための制度整備を一層推進するよう要望します。

6 地域に必要な人材の確保につながる育成就労制度と特定技能制度の構築

全国的な人口減少の進行により、地域で必要とする産業人材を確保することが難しくなっている中、外国人材の確保が重要であるところ、大都市等の特定地域に外国人材が集中することの無いよう、地方における外国人材確保に実効性のある制度となるよう、確実な措置を講じるよう要望します。

7 就職氷河期世代の活躍支援

地域就職氷河期世代等支援推進交付金について、交付金制度を継続するほか、就職氷河期世代の採用の促進に向けた企業向けセミナー等の取組を充実するため、補助率を引き上げるとともに、必要な予算を確保するよう要望します。

8 障がい者の雇用の場の確保に向けた支援

誰もが職業を通じた社会参加ができる「共生社会」実現のため、障がい者の職業訓練機会の拡充に向けた、多様な職業訓練のニーズに対応するための事業費やその他諸経費の単価を上げるとともに、必要な予算を確保するよう要望します。

また、法定雇用率の引き上げを踏まえ、民間企業における障がい者雇用に係る理解を一層促進するため、都道府県が行う意識啓発活動等の支援施策について、財政措置を講じるよう要望します。

7 農林水産業における「担い手育成」

農林水産業を持続的に発展させるためには、意欲と能力のある経営体が優れた技術を基に、農地、森林、漁場などの経営資源と地域特性を生かした効率的で安定的な経営を展開し、所得・雇用機会を確保・拡大することにより、若者等の地域への定着を図っていくことが必要となっています。

こうした中、本県では、令和7年3月までに410の地域計画が策定されましたが、その実現に向け、地域の農林水産業をけん引し雇用の受け皿となる経営体の育成や、新規就業者の確保・育成など、「担い手育成」に関する施策の充実・強化を図るよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 農業の担い手に対する支援施策の充実・強化

- (1) 地域の農業を担う人材の確保・育成を図るため、就農や農業経営をサポートする農業経営・就農支援センターの運営に必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (2) 地域計画の実現に向けて、農地の集積・集約化を加速するため、「農地中間管理機構事業」及び「農地集約化促進事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (3) 地域農業の重要な役割を担う集落営農の維持・発展を図るため、「集落営農連携促進等事業」について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (4) 地域計画に将来の地域の農業を担う者として位置付けられた経営体や、次世代を担う経営感覚に優れた担い手の育成を図るため、「地域農業構造転換支援対策」、「農地利用効率化等支援事業（融資主体支援タイプ）」及び「担い手確保・経営強化支援事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

2 「新規就農者育成総合対策」における財政措置

次世代を担う農業者の確保・育成を図る「新規就農者育成総合対策」について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

また、「経営発展支援事業」に係る地方財政措置を引き続き講じるよう要望します。

3 林業の担い手育成に対する支援の継続

本県では、将来の林業経営体の中核となる現場技術者を確保・育成するため、「いわて林業アカデミー」を設置しており、当該アカデミーの研修生が経済的な不安なく研修に専念できるよう「緑の青年就業準備給付金事業」について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

4 漁業の担い手確保・育成に対する支援の充実・強化

- (1) 本県では、次代を担う意欲ある新規就業者を確保・育成するため、「いわて水産アカデミー」を設置しており、当該アカデミーの研修生が経済的な不安なく研修に専念できるよう、「経営体育成総合支援事業」のうち「次世代人材投資（準備型）事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (2) 被災地では主要魚種の不漁など漁業経営の厳しさが増していることから、後継者として就業する漁家子弟の漁業就業を促進するため、「被災地次世代漁業人材確保支援事業」に「次世代人材投資（準備型）事業」を追加し、漁家子弟を対象とするよう要望します。
- (3) 経営開始直後の漁業就業者の経営リスクを緩和するため、「新規就農者育成総合対策（経営開始資金）」と同様の支援が可能となる事業を創設するよう要望します。
- (4) 「いわて水産アカデミー」など、漁業学校等の運営を支援する事業を創設するよう要望します。

【県担当部局】 農林水産部 農業振興課
農業普及技術課
森林整備課
水産振興課

8 主要な水産物の不漁に対する対策の強化

近年、海洋環境の変化等により、本県水産業を支えてきた主要水産物の水揚量は、震災前と比べ、サンマとスルメイカでは約2割、サケに至っては1%未満にまで落ち込み、極端な不漁に見舞われています。

また、コンブ等大型海藻類などの藻場の減少が深刻であり、コンブ等を餌とするアワビの水揚量も震災前の約2割まで減少しています。

これら主要水産物の不漁は、沿岸地域の経済や雇用を支える漁業、水産加工業のほか、流通業など関連産業にも甚大な影響を及ぼし、地域経済が崩壊しかねない危機的な状況となっています。

このため、本県では、県と関係団体で行った「不漁に打ち勝つ！シン・岩手県水産業リボーン宣言」に基づき、主要魚種の資源回復、増加している資源の有効利用、新たな漁業・養殖業の導入、藻場の再生、いわての海業を強力に推進しているところですが、こうした取組を加速化するためには、生産量が増加するサケ・マス類の海面養殖や加工原料の不足への対応等を促進していく必要があります。

さらに、近年、国際合意で漁獲が制限されているクロマグロについては、定置網での漁獲量が増加し、漁獲可能量を遵守するため、定置網に入網したクロマグロを放流する際、入網している他の魚種も放流せざるを得ず、漁業経営に影響を及ぼしています。

については、更なる対策の強化に向け、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 主要魚種の資源回復に向けた取組の強化

(1) サケ資源の回復に向けた支援

近年の海洋環境の変化に伴いサケ資源が激減していることから、令和7年度補正予算で措置された「さけ増殖資材緊急開発事業」を継続するとともに、「さけ・ます等栽培対象資源対策事業」等による、サケ資源の造成に向けた県外からの種卵確保への支援を継続するよう要望します。

また、国による北洋海域を含めたサケ回遊経路の広域的な調査を一層充実するとともに、県が実施する回帰率向上のための調査研究を支援するよう要望します。

(2) 磯根資源の回復に向けた支援

アワビ等の磯根資源の回復に向け、地域の漁場環境や資源状況を把握す

るための調査研究を支援するとともに、漁業者等が実施する種苗放流への一連の取組を支援するよう要望します。

(3) 回遊性魚類等の不漁要因解明、適切な資源管理の推進

サンマ、スルメイカの漁獲量は、昨年、大きく増加したものの、震災前と比べて回復していないことから、不漁要因を解明するための調査・研究を一層充実させるよう要望します。

また、回遊性の魚類等の持続的で安定的な漁獲が可能となるよう、国際的な漁業調整も含め、適切な資源管理を推進するよう要望します。

2 増加している資源の有効利用に向けた取組への支援

- (1) これまでの資源管理の取組の成果により、クロマグロの資源量が増加し、これにより、年間漁獲枠の一定の拡大が図られたものの、来遊量の増加基調が続く中、漁獲可能量を超えて入網したクロマグロを放流せざるを得ない状況が頻発していることから、更なる漁獲枠の拡大が実現されるよう中西部太平洋まぐろ類委員会の参加国に働きかけるとともに、漁獲可能量の配分方法の見直しにより、本県への配分を拡大するよう要望します。
- (2) 単年性であるスルメイカの漁獲可能量の配分に当たっては、直近の資源調査の結果等を踏まえるなど、引き続き、より精度の高い資源評価に基づく配分方法および実情に即した柔軟な対応を行うよう要望します。
- (3) 定置網漁業は、漁獲する魚種を選択できないことから、漁法の特性を踏まえ、安心して操業が継続できる資源管理制度の運用について配慮されるよう要望します。
- (4) 漁業協同組合連合会や水産加工業協同組合連合会などの関係機関・団体による、生産量が増加している海面養殖サーモンや新たな魚種を活用した、生産分野から加工・流通分野までの一体的な取組を支援するよう要望します。

3 新たな漁業・養殖業の導入等に向けた取組への支援

- (1) 令和7年度補正予算で措置された「さけ定置合理化等実証事業」は、厳しい経営状況にあるサケふ化場の有効活用等の取組に有効であることから、事業を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (2) 海水温の上昇により、ワカメやホタテガイ、マガキ等の養殖に影響が生じていることから、へい死要因の究明を行うほか、県が行う高水温に強い

アサリやヨーロッパヒラガキなどの新たな養殖種の導入に向けた調査研究を支援するよう要望します。

- (3) 養殖経営体の減少により、生産量が減少傾向にあることから、地域の養殖形態に対応した省力化機器の開発・改良や、ICT等の先端技術を活用したスマート水産業の実現に向けた取組を支援するよう要望します。

4 藻場の再生に向けた取組への支援

- (1) 磯焼けの進行により、アワビ等の磯根資源が減少していることから、漁場の保全活動など、漁業者等による取組をより一層推進するため、「漁場生産力・水産多面的機能強化対策事業」に必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (2) カーボンニュートラルにも貢献する藻場の再生を進めるため、国による藻場の状況変化の把握を含めた、広域的な藻場分布調査を行うとともに、「水産資源を育む水産環境保全・創造事業」について、藻場造成後の効果を把握・検証するモニタリングの期間を3年以内から5年以内に拡充するよう要望します。

5 海業の推進に向けた取組への支援

主要魚種の記録的な不漁により、地域の活力低下が懸念されていることから、海や漁村の地域資源を最大限に活用しながら、地域を活性化していく海業を推進するため、海業の現状や課題を共有し、連携を深めることができるよう、引き続き、意見交換等の機会を設けるとともに、海業の取組計画策定等のソフト対策を行う「海業振興支援事業」や、施設整備等のハード対策を行う「浜の活力再生・成長促進交付金」などについて、必要な予算を十分に確保するよう要望します。

6 危機的な不漁に対応する経営安定対策の充実

- (1) 気象災害等に備えた定置網施設の強靱化により、持続的な操業を実現し、収益性の高い操業体制の確保を図るため、「もうかる漁業創設支援事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に確保するよう要望します。
- (2) 主要な水産物の不漁が続く、漁業者の収入が減少していることから、漁業経営の安定に不可欠な「漁業共済制度」と「漁業収入安定対策事業」について、柔軟な運用と十分な予算を確保するよう要望します。

9 地方創生のための地方大学の振興

地方創生を実現し、地域が将来にわたって持続的に成長していくためには、その礎となる人材を育成することが極めて重要であり、有為な人材の輩出と活力の創出に貢献する地方大学が果たす役割はこれまでも増して大きくなっていることから、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 地方大学の魅力を高める施策の充実

「地域構想推進プラットフォーム」等による地域の将来の人材需要や産業界のニーズを踏まえた人材育成、地元定着などの取組に対する支援のほか、大学が行う地域課題解決のための取組への支援など、私立大学も含めた地方大学の魅力を高める施策の充実を要望します。

2 地方大学の運営基盤の強化

地方大学の持続可能な運営が図られるよう、その運営基盤を支える運営費交付金等の財政支援の充実を要望します。

3 地域の実情に応じた高等教育の機会の確保

本県のように人口減少が急速に進み、かつ、大学収容力が小さい地域において、大学等は進学期の若者の受け皿として、多様な進路選択や地域の人材確保・育成に重要な役割を果たしていることから、急速な少子化が進行する中での高等教育全体の「規模」の適正化については、大学等が果たす多面的な役割や地域の実情を踏まえて、慎重に検討を行うよう要望します。

【県担当部局】 ふるさと振興部 学事振興課

10 半導体関連産業振興への支援

デジタル化やカーボンニュートラルは、世界的に全ての産業・社会において加速度的に進展しており、これらを支える半導体の需要と重要性は今後益々高まっていくことが見込まれています。このような中、半導体製造企業は拠点建設に向けた投資に積極的であり、経済安全保障の確保や円安による影響、国による大型の設備投資支援もあり、国内への投資が加速しているところです。

国においては、「地域産業構造転換インフラ整備推進交付金」によって、支援策が講じられているところですが、本県における半導体関連産業の更なる集積と競争力強化を図るため、今後更に必要となるインフラの整備や人材確保・育成、サプライチェーンの強靱化等に対する各種支援策を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方自治体等が行うインフラの整備等に対する支援

半導体製造企業の誘致や規模拡大に当たっては、工場用地の確保・整備と併せて、工業用水道施設やアクセス道路の整備など多大な投資が求められることから、これら関連インフラの整備に必要な予算の確実な措置を要望します。

また、製造工程で使用する大量の水を供給するための水利権の確保や国内投資の円滑化に向けた支援を講じるよう要望します。

加えて、半導体製造に当たっては、大量の電気を消費することから、民間企業が行う電源開発に対する支援を講じるよう要望します。

2 地方自治体が行う人材確保・育成プログラムに対する支援

地方自治体が行う半導体・電子デバイス関連の人材確保・育成プログラムに対する支援を拡充するよう要望します。

3 サプライチェーン強靱化対策への支援

世界的に増加する半導体需要に的確に対応するとともに、次世代半導体の開発・生産機能を確保し、国際競争力を強化するため、有力な半導体産業集積地における一層の集積拡大による一貫生産体制の確立など、サプライチェーンの強靱化に向けた支援に対する十分な財政措置を講じるよう要望します。

【県担当部局】 商工労働観光部 ものづくり自動車産業振興室
 県土整備部 道路環境課

11 職業能力開発に係る支援制度の充実

本県においては、産業集積の進展や人口減少等に伴い、ものづくり分野をはじめとする県内企業の人手不足が続いており、若者技能者などの人材の育成・確保が課題となっています。

地方創生を推進し、県内経済を維持・拡大するためには、地域や企業が必要とする人材の育成・確保が重要であることから、地域の産業を支える人材の育成に向けた職業能力開発に係る支援制度の充実について、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 県立職業能力開発施設の運営や施設設備整備に係る予算の確保

県立職業能力開発施設を安定的に運営するとともに、職業訓練に必要な施設を計画的に整備するため、多子世帯減免分を含む職業転換訓練費交付金、離職者等職業訓練費交付金及び職業能力開発校設備整備費等補助金について、必要かつ十分な予算を確保するよう要望します。

2 公共職業能力開発施設の訓練生を対象とした給付型奨学金の制度創設

地域の産業界の持続的な発展を支える人材を育成するため、公共職業能力開発施設の訓練生を対象とした給付型奨学金の制度を創設するよう要望します。

3 技能検定手数料の減免措置の拡充

ものづくり分野に従事する者の確保・育成のための技能検定手数料減免措置について、令和4年度・6年度と相次いで縮小変更されている対象範囲・額を復元・拡充し、これに必要な予算を確保するよう要望します。

4 離職者等再就職訓練事業の充実

離職者等再就職訓練事業の委託費について、令和7年度からデジタルリテラシーを含むカリキュラムを設定した場合の単価について増額措置が講じられたものの、近年の人件費及び物価の上昇には依然として十分に対応できていない状況にあることから、民間教育訓練機関の実態を考慮した訓練実施経費の単価増額など、制度の更なる充実を図るよう要望します。

5 認定職業訓練事業の補助対象者の緩和

認定職業訓練事業は、建築大工・左官等を生業とする中小企業にとって重要な後進育成の場であるものの、認定職業訓練費補助制度において、雇用保険の被保険者になれない家族従事者等は補助対象外となっています。技能及び事業の安定的な継承のためにもこれらの者を補助対象とするよう要望します。

【県担当部局】 商工労働観光部 定住推進・雇用労働室

12 子育てしやすい雇用・労働環境の整備

令和6年5月に育児・介護休業法及び次世代育成支援対策推進法が改正され、段階的に施行されているところであり、出産・育児等による労働者の離職を防ぎ、希望に応じて男女ともに仕事と育児等を両立できるようにするため、制度の実効性を高めていくことが必要です。

また、出生数の低迷についても、仕事と家庭の両立が困難な雇用・労働環境などが背景にあると考えられ、労働力の不足や出生数の低迷を解消するためには、仕事と家庭を両立しやすい雇用・労働環境の整備や子育て中の女性の復職・再就職支援が重要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 両立支援等助成金の財源の確保等

仕事と家庭の両立支援のための雇用・労働環境整備に取り組む事業主に対する両立支援等助成金制度について、制度の継続と十分な財源の確保を図るとともに、支給要件の緩和や手続の簡素化など事業主が利用しやすい制度とすることにより、職業生活と家庭生活が両立できる職場環境づくりを一層推進するよう要望します。

2 妊娠・出産や育児休業等を理由とする不利益取扱いの禁止徹底

妊娠・出産や育児休業の取得等を理由とする不利益取扱いの禁止について指導強化するなど、女性のキャリア形成のための雇用・労働環境の整備を一層推進するよう要望します。

3 雇用保険の対象外となる者の育児期の収入減に対する支援

雇用保険に加入していないフリーランスや自営業の者であっても、安心して子どもを産み育てられるよう、育児に伴う休業時期に一定の給付を受けられる制度の創設を要望します。

4 男性の育児休業取得に関する独自の支援に対する財政措置

男性の育児休業取得率は上昇傾向にあるものの、取得期間は十分ではないことから、両立支援等助成金と連動して独自に給付金を支給するなど、都道府県が独自に行う支援策について、財政措置を講じるよう要望します。

【県担当部局】商工労働観光部 定住推進・雇用労働室

13 総合的な少子化対策の推進

本県の令和6年の合計特殊出生率は1.09であり、これまでで最も低くなっています。少子化は、地域経済の縮小や地域社会の担い手の減少など、住民生活や地域社会の存続に深刻な影響を及ぼすため、最優先で取り組むべき課題です。

少子化傾向を反転させるには、安心して子どもを生み育てられる環境を整備する必要があります。その対策として、若い世代が希望どおりに結婚し、希望する数の子どもを持つことができるよう、出会いの場の創出や、結婚から出産・子育てに至るまでライフステージに応じた支援を行っていくことが重要です。

子ども子育て支援施策の多くは地方が担っており、国と地方が適切な役割分担のもと推進していく必要があります。地方が円滑に実効性ある取組を展開できるよう、財源の安定確保、ライフステージに応じた切れ目ない支援策の充実について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 子ども・子育て施策に係る財源の安定確保

- (1) 自治体の財政力の差などにより、子ども子育て支援施策に地域間格差が生じることなく、全ての家庭において安心して子どもを生み育てることができる環境を整えられるよう、全国一律で行う施策については、その充実に伴い生じる地方の財政負担に対し、地域間の差が生じないよう国の責任と財源において確実に措置がされるよう要望します。
- (2) 地方がその実情に応じてきめ細かに行うサービスの提供や施設整備などについては、地方自治体の創意工夫が生かせるよう、国の責任において、財政措置を講じるよう要望します。

2 ライフステージに応じた切れ目ない支援の充実

少子化対策の推進に当たっては、結婚を希望する方への出会いの場の創出や、安全・安心な出産環境の整備、就労形態の多様化に対応した保育サービス等の充実など、ライフステージに応じた切れ目ない支援を推進していく必要があることから、地域が取り組む少子化対策について自由度の高い財政支援の充実を図るよう要望します。

3 不妊治療の提供体制の充実

- (1) 不妊に悩む夫婦が県内で希望する治療を受けられるよう、不妊治療に従事する医師、胚培養士等の専門人材を国レベルで養成するとともに、生殖補助医療を提供する医療施設・設備の整備に対する財政支援を行うなど、不妊治療の提供体制の充実を図るための支援を要望します。
- (2) 保険適用後、先進医療とされた部分の技術料については、保険適用されず、自己負担額となることから、保険適用されたことによる影響を調査した上で、保険適用範囲の拡充など保険制度の見直しによる改善を図るよう要望します。
- (3) 仕事と不妊治療が両立できるよう、社会的理解を促進するための啓発など、安心して不妊治療を受けられる環境の整備を強化するよう要望します。

4 妊娠から出産・子育てまで一貫した支援の充実

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化等による妊産婦の孤立感や負担感が解消されるよう、出産・育児等における伴走型相談支援と経済的支援の一体的実施や、助産師等による専門的な産前・産後ケアの提供体制の充実などのための必要な財政支援を継続的かつ安定的に行うよう要望します。

5 妊産婦のアクセス支援の拡充

本県は、広大な県土を有することに加え、分娩取扱施設の減少により、妊産婦が居住地から遠方の医療機関で妊婦健診や分娩をせざるを得ない状況が生じていることから、「妊婦に対する遠方の分娩取扱施設への交通費及び宿泊費支援事業」等について、移動時間や上限回数の要件を撤廃するよう要望します。

【県担当部局】保健福祉部 子ども子育て支援室、医療政策室

14 子ども及び妊産婦医療費助成の全国一律化

子ども及び妊産婦の適正な医療の確保を図るため、地方単独事業により医療費助成を実施しているところですが、自治体の財政力の差などにより助成対象や助成額に差が見られる状況となっています。

今後、地方においては、それぞれの地域の魅力や価値を高めていくことが一層重要となりますが、出産、子育て等に必要なサービスについては、自治体の財政力によって差が生じないように、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 子ども及び妊産婦医療費助成の全国一律化

本来、医療費助成は、全国どこの地域においても同様な水準であるべきであり、子ども及び妊産婦の医療費助成について、自治体の財政力により差が生じないように、国において制度を創設するよう要望します。

【県担当部局】保健福祉部 健康国保課

厚生労働省

15 地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整措置の廃止

子ども、妊産婦、ひとり親家庭、重度心身障がい者の適正な医療の確保を図るため、地方単独事業により医療費の一部負担金の軽減措置を行っているところですが、本県では「未就学児」、「小学生」、「中学生」、「高校生」及び「妊産婦」に係る現物給付を実施しています。

令和6年度に、子どもの医療費助成に係る国民健康保険の減額調整措置が廃止されましたが、今後も、人口減少対策の一環として、医療費助成事業における現物給付の対象の拡大も視野に入れながら取り組んでいく必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方単独医療費助成事業の現物給付化による国庫負担金の減額調整措置の廃止

地方単独事業により一部負担金を医療機関の窓口で軽減する場合の、国民健康保険療養給付費等負担金と財政調整交付金の減額調整措置については、「妊産婦」をはじめ、対象に関わらず廃止するよう要望します。

【県担当部局】保健福祉部 健康国保課

16 子育て支援施策等の充実・強化

子育てをする世代が働き、子育てを行い、活力ある地域社会の形成につながるためには、社会全体で子育てを支援していくことが重要です。

子育て家庭を対象とした質の高い幼児教育・保育サービスの充実・強化を図るため、財政支援の拡充について、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 保育サービスの充実・強化に向けた財政支援の拡充

保護者や子どもからのニーズに対応するため、保育所等の整備のほか、病児・病後児保育、医療的ケア児の受入れなどの多様な保育サービスや、保育士確保の取組の充実・強化に向け、十分な財政措置を講じるよう要望します。

また、幼児教育・保育の質を向上し、不適切な保育等を防ぐため、更なる保育士の配置基準の改善や職員の処遇改善を図るとともに、公定価格の地域間格差を是正し地方での保育士確保が可能となる単価設定とするなど、保育士確保施策を強化するよう要望します。

2 幼児教育・保育の完全無償化の実現

本県では、令和5年度から市町村と連携して、第2子以降の3歳未満児の保育料無償化や保育所等を利用しない子育て世帯への支援を行っているところですが、本来、幼児教育・保育の無償化は、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることが重要であることから、副食費を含む0歳児からの幼児教育・保育の完全無償化を早期に実現するよう要望します。

また、保育所等を利用しない子育て世帯の子育てに係る経済的負担が軽減されるよう、在宅育児世帯等に対する支援制度を構築するよう要望します。

3 学校給食費の負担軽減の取組への財政支援

学校給食費の負担軽減の取組は、自治体の財政力の差などによらず、全国どこの地域においても同等な水準で行われることが重要であることから、引き続き学校給食費の負担軽減に取り組むとともに、国の責任において、恒久的な財源を確保するよう要望します。

また、給食費支援の基準額について、給食の質を確保するとともに、地産地消や食育などの取組を実施している市町村等の地域の実情があることや、物価上昇の状況等を十分に踏まえ、毎年度見直すよう要望します。

【県担当部局】保健福祉部 子ども子育て支援室
教育委員会事務局 保健体育課

17 高校生等の修学に対する支援

地域が活性化し、発展していくためには、将来の地域を担う人材育成が重要です。全ての意志ある子どもたちが、経済的な理由により進学等を断念することなく安心して教育を受けられる学びの環境を整備するため、高校生や大学生等の修学に対する財政措置について、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 高等学校等就学支援金制度の拡充

- (1) 私立高等学校等の実質無償化の実施に当たっては、私立学校の実態に即し、授業料に加えて「入学金」及び「施設設備費等」を支援の対象とするとともに、その財源の確保を図り、全額国庫負担により実施するよう要望します。
また、支給月数の制限、単位制高等学校生徒に対する支給対象単位数の制限等の課題に対応すべく、制度の更なる拡充を図るよう要望します。
- (2) 保護者・生徒にとって負担がない簡便な申請方法とし、都道府県や学校現場に新たな事務負担が生じない支給方法とするなど、事務手続の簡素化を図るよう要望します。
- (3) 私立小中学校の生徒についても、高等学校等と同様の就学支援金制度を創設するよう要望します。

2 高等学校等修学支援事業の財源措置の拡充

- (1) 高等学校等修学支援事業については、安定した財源の確保を図り、全額国庫負担により実施するよう要望します。
- (2) 奨学のための給付金事業については、支給対象の中所得世帯までの拡充に伴い、支給に要する業務量が増加したことから、事務費を国庫負担の対象とするよう要望します。

3 大学等奨学金制度の拡充

高等教育の機会均等を図るため、意欲のある高校生等が経済的理由により大学等への進学を断念することがないように、国が実施する大学等奨学金事業について、給付型奨学金の拡充など、更に制度の充実を図るよう要望します。

4 大学生等への授業料等減免制度の拡充等

(1) 大学等における修学の支援に関する法律に基づく授業料等減免制度について、令和7年度から多子世帯を対象に、所得制限なく、一定の額まで授業料及び入学金を無償とするよう支援が拡大されましたが、支援対象及び支援額の拡大などの更なる支援を行うよう要望します。

また、地方の財政負担について、地域間の差が生じないよう国の責任と財源において確実に措置するよう要望します。

さらに、機関要件の確認について、医療法人等が設置する学校では、学校の経営は良好であるにもかかわらず、法人の経常収支が赤字であるために要件を満たさなくなるケースが生じるなど、地域の人材確保に影響を及ぼすことが懸念されることから、確認取消を猶予するための各都道府県知事等の判断基準は、各都道府県の意見を踏まえ、適切に見直しを図るよう要望します。

(2) 公立大学が独自に実施している授業料減免の財源について、地方交付税により所要額を確実に措置するとともに、今後も大学独自の制度を維持できるように必要な財政措置の継続を要望します。

5 高等学校等専攻科の生徒への修学支援の拡充等

高等学校等専攻科の生徒への授業料に係る支援については、高等学校等就学支援金と同様に対象者の所得要件を撤廃するとともに、支給額を拡充するよう要望します。

また、現行制度は所要額の1/2の補助となっていますが、全額国庫負担により実施するよう要望します。

6 大学入学資格が付与される私立専修学校高等課程に対する支援の創設

大学入学資格が付与される私立の専修学校高等課程は、不登校経験者や高等学校の中退者等、高等学校卒業を希望しながらも、自分にふさわしい教育環境に恵まれなかった生徒を受け入れるなど、本県において、生徒の実情に応じた教育の機会を提供する重要な役割を担っています。

令和7年度から専修学校高等課程における不登校生徒等への支援に要する経費に係る補助について特別交付税措置が講じられていますが、専修学校高等課程は高等学校と並ぶ正規の後期中等教育機関であり、全国的に不登校・発達障がい等の様々な事情を抱える生徒の受け皿になっているにもかかわらず、運営費に係る国庫補助制度はありません。また、普通交付税措置も高等学校とは算定方法が異なり、著しく低水準となっていることから、高等学校と同様の支援ができるよう、国庫補助制度を創設するとともに、十分な普通交付税措置を要望します。

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室
ふるさと振興部 学事振興課

18 学校における働き方改革や人材確保に向けた環境整備

学校教育をめぐるニーズや課題が複雑化、多様化する中、全国的に教職員の長時間勤務の実態が看過できない状況となっています。

本格的な人口減少社会の到来や、少子高齢化の進行、高度情報化、グローバル化の進展など、社会経済情勢が大きく変容する中において、未来を担う人材を育成するためには、日々の生活の質や教職員人生を豊かにするなど教職員のウェルビーイングを確保するとともに、自らの人間性や創造性を高め、教職員が授業や授業準備等に集中し、健康で生き生きとやりがいをもって子どもたちに向き合い、教育の質を高められる環境を構築し、学校教育の改善・充実に努めていく必要があります。

また、学校の働き方改革を進めていくためには、教員の定数改善等の人的配置を拡充するとともに、質の高い人材を確保するための教員の処遇改善を進めていくことが重要です。

については、「学校における働き方改革や人材確保」に係る取組の更なる充実を図るよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 「チームとしての学校の推進」のための体制整備への財政支援

教職員を中心とした学校から、教職員が多様な専門家と連携・協働する新しい学校への転換を図るため、以下のとおり教員以外の専門スタッフ・地域人材の配置促進に資する財政支援を拡充するよう要望します。

- (1) 学校教育活動を支援する人材や教員の負担軽減を図るための教員業務支援員等の配置に対する国庫補助について、十分な予算措置を講じるとともに、対象経費の拡大及び補助率の引上げなど地方財政措置を拡充することにより県の負担を軽減すること。
- (2) スクールカウンセラー（臨床心理士等）やスクールソーシャルワーカー（社会福祉士等）の学校への配置に対する国庫補助について、今後も十分な予算措置を継続すること。

2 部活動指導員の配置拡充等への財政支援

令和7年12月、「部活動改革及び地域クラブ活動の推進等に関する総合的なガイドライン」が策定されたことを踏まえ、多様な経験・専門性を持った部活動指導員の配置を促進し、教職員の負担軽減を図るため、部活動指導員の配置に対する国庫補助について、中学校への配置の拡充及び補助対象経費の拡大を要望します。

加えて、高等学校への配置についても対象とするよう要望します。

3 業務量の適切な管理と教育の質の向上のための定数改善等

教育の質の向上を図りながら、教員の在校等時間を国の指針等に基づく上限の範囲内とするよう業務量の適切な管理を行うなど、「業務量管理・健康確保措置実施計画」に基づく働き方改革の取組を一層推進していくため、教員の定数改善など人的配置の拡充を要望します。

4 教員の人材確保に向けた処遇改善への財政支援

教職の魅力向上や教員不足の解消、質の高い人材確保のための教員の処遇改善を国の方針のもと、県が行う場合においては、地方に財政負担が生じないよう国の責任と負担により確実な財政措置を行うよう要望します。

5 高等学校に係る地方交付税の算定方法の見直し

広い県土を有し、多くの中山間地域を持つ本県のような地域においては、標準的な学校規模を前提とした算定との乖離により、教職員経費が実態より低く算定されているため、基準財政需要額に地域の実情を適切に反映されるよう要望します。

【県担当部局】教育委員会事務局 教職員課、学校教育室、保健体育課

19 情報通信基盤整備等への支援

超高速ブロードバンドや次世代移動通信システム（Beyond 5G）等をはじめとした携帯電話等の情報通信基盤は、地域からの情報発信や雇用創出等の地方創生を進めるためにも重要な社会基盤であるとともに、デジタル社会の進展により道路や水道、電気などと同様に県民生活や経済活動にとって欠かすことのできない重要な社会インフラであることから、情報通信基盤の整備促進について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 情報通信基盤の整備・維持管理のための支援

通信事業者が投資に消極的な条件不利地域における着実な情報通信基盤の整備促進や、既存の情報通信基盤の維持管理を対象とした財政的支援や技術開発支援等、支援制度の維持・拡充を要望します。

また、超高速ブロードバンド等の安定的な運営を図るため、公設民営で光ファイバー網を整備した場合の維持管理運営費や更新等についても、民設民営で整備した場合と同様、交付金等による支援対象とするよう要望します。

2 共聴施設の維持管理等に係る支援制度の創設

地上デジタル放送難視聴対策を行った共聴施設の維持管理及び老朽化に伴う更新が住民の過重な負担とならないよう、支援制度の創設を要望します。

【県担当部局】 ふるさと振興部 科学・情報政策室

20 デジタル社会の実現に向けた支援

国では、地方創生に関する総合戦略において、「地域資源を活用した高付加価値型の地方経済」や「安心して暮らせる地方」、「A I ・デジタルなどの新技術が活用される地方」の実現を目指としています。

そのためには、地方から率先してデジタル化に取り組み、地域経済の活性化や快適な暮らしの実現、持続可能な社会の構築に向けたD Xの推進が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 自治体D X推進のための支援

行政サービス分野のデジタル実装の展開に向け、自治体フロントヤード及びバックヤード改革を推進するため、各自治体の実情を踏まえた技術的・財政的支援の充実・強化と地方財政措置の恒久化を要望します。

2 県と市町村が連携した人材プール機能の強化に係る支援

市町村支援のためのデジタル専門人材のプール機能について、市町村支援の中核となる「自治体D Xアクセラレータ」を確保するため、さらなる地方財政措置の拡充を図るよう要望します。

また、自治体D Xアクセラレータの確保及び機能強化のため、採用や人材育成の事例及び活動の優良事例の横展開等による支援の強化を図るよう要望します。

3 誰一人取り残さないデジタルデバйд対策の支援

少子高齢化が進む地方において、高齢者をはじめ全ての県民がデジタル化の恩恵を享受できるよう、デジタルデバйд対策やデジタルリテラシーの向上に向けた取組への財政的支援の充実・強化を要望します。

4 地方創生推進に係るデジタル実装等の支援

地域の実情に応じたデジタル実装には、調査、開発、検証等のほか、バックヤードの整備も必要となることから、対象経費を拡大し、自由度の高い交付金制度となるよう見直すとともに、計画的な活用検討を行えるよう、交付金制度の長期継続を要望します。

また、データ連携基盤の共同利用に関するビジョンの更新や市町村がデータ連携基盤の新規利用を検討する際の相談・連絡体制の構築にかかる必要な財源を措置するとともに、将来的にデータ連携基盤を整備した際に必要となる運用経費や維持・管理費についても、地方の恒常的な財政負担とならないよう、継続的な財政支援を講じることを要望します。

さらに、将来的なデータ連携基盤の乱立や機能開発等にかかる重複投資を防ぐためにも、国主導での基盤構築や標準的な連携仕様・規格等の提示、今後新たに連携基盤を構築する際の技術的な助言、人的支援について要望します。

【県担当部局】 ふるさと振興部 科学・情報政策室

21 バス路線の維持確保に係る支援の一層の強化

人口減少やコロナ禍に起因する新しい生活様式の定着等により、路線バスの利用が減少し、路線の廃止や減便が進行する等、その維持が厳しい状況にあります。また、地方においては、これ以上の利便性の向上に繋がる再編が困難な路線も多く存在しています。加えて、国際情勢の影響に伴う原油価格の上昇など、物価高騰等も相まってバス事業者の経営にも影響が生じています。

今後、更なる人口減少や利用者の減少、運転士の不足等により、ますますバス路線の維持や事業の継続が困難な状況になるおそれがあります。

特に運転士の不足は、生活の足である一般路線の減便・廃止に直結し、全国的な課題となっています。

路線休廃止や減便等が増加する中、地域公共交通ネットワークの再編等を計画的に進めるため、地域公共交通計画や地域公共交通利便増進実施計画の策定に取り組む必要性が高まっており、また、当該計画と国庫補助の連動も進められています。

については、地方におけるバス路線の維持確保のため、更なる財政支援と、運転士確保の対策が必要不可欠であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 バス路線の維持確保に係る財政支援の一層の強化

- (1) 地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域間幹線系統確保維持費補助については、地方において路線再編が困難となっている実情も考慮のうえ、補助要件等を緩和するとともに、路線維持のための十分な支援の確保に向けて、補助上限額の設定や競合カット、みなし運行回数カットを行わないよう要望します。
- (2) 地域公共交通確保維持改善事業のうち、車両減価償却費補助において、中古車両であっても対象とするなど補助要件を緩和するよう要望します。
- (3) 地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域内フィーダー系統確保維持費補助における補助上限額の拡大を図るとともに、既存路線や実証運行も対象とするなど補助要件を緩和するよう要望します。
- (4) 地域公共交通確保維持改善事業のうち、地域公共交通調査等事業については、地域公共交通計画の策定が地方自治体の努力義務とされている

こと、計画への路線位置づけが地域間幹線系統確保維持費補助などの補助要件とされていること、持続可能な交通サービスの提供に向けて、地域公共交通利便増進実施計画の策定にも取り組む必要があることから、計画策定への支援の予算を十分に措置するよう要望します。

2 バス運転士の確保による持続的な地域公共交通の維持

- (1) 地域公共交通の維持に不可欠なバス運転士の採用や定着が図られるよう、待遇改善を進めるための具体的・恒常的な支援策を講じるよう要望します。
- (2) 地方自治体が行うバス運転士の確保策に対して財政支援を行うよう要望します。

【県担当部局】 ふるさと振興部 交通政策室

22 地域公共交通の利便性向上等に対する支援の 拡充・強化

地域公共交通機関におけるキャッシュレス決済システムやバスロケーションシステム、AIを活用した効率的な配車システム等のデジタル技術の活用は、公共交通の利便性やサービスを向上させ、地方における交流人口の拡大や地域の活性化が図られます。また、交通事業者においても、利用者に関するデータの活用や、限られた輸送資源の効率的な活用によるコスト削減など、効率的・効果的な運輸システムの実現が期待されます。

しかしながら、これらのシステム等を導入するためには、多額の費用が必要となり、事業者等の負担が大きいため、地域や事業者により導入状況が異なるのが実態です。

さらに、高齢者や障がい者による安全・安心な移動や公共交通施設の利用が確保されるためには、鉄道駅やバスのバリアフリー化の推進が必要であり、地域公共交通機関の維持確保を図るためにも極めて重要です。

については、これらの課題解決に向けた支援を強化するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 キャッシュレス決済システム、バスロケーションシステム、AIを活用した効率的な配車システム等の導入等に対する支援の拡充

キャッシュレス決済システムやバスロケーションシステム、AIを活用した効率的な配車システム等を導入することは、地域公共交通の利便性向上や効率的・効果的な運行に大きく貢献することから、補助率を引き上げるとともに、システムの更新や改修が必要となる場合には当該経費も対象とするなど補助制度の拡充を要望します。

2 鉄道駅及びバスのバリアフリー化に対する支援の拡充・強化

高齢者や障がい者が利用しやすい鉄道駅の整備やノンステップバスの導入等、バリアフリー化を推進するための補助制度の拡充等を要望します。

【県担当部局】ふるさと振興部 交通政策室

23 地方鉄道路線を含めた鉄道ネットワークの維持に向けた支援

JR線をはじめとしたローカル鉄道は、地域住民の移動手段としてのみならず、災害時における代替性・補完性を有し、観光・物流など地域経済を支える重要な役割を担っています。

国では、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律の改正により、地方公共団体又は鉄道事業者からの要請に基づき国が協議会を設置し、ローカル鉄道の再構築について協議する仕組みを創設したところですが、沿線では、新たな協議の仕組みによって、地域にとって重要な鉄道を廃止する議論が進められるのではないかとの懸念が生じています。

JR各社のローカル線のみならず、三セク鉄道等を含む全国的な鉄道ネットワークは、国が掲げる国土強靱化や地方創生等を推進する観点からも重要であり、国が国策としてその維持を図るべきであると考えます。

については、鉄道ネットワークの維持が図られるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方鉄道路線を含めた鉄道ネットワークの維持に向けた支援

- (1) 鉄道ネットワークは、地方創生の観点からも重要であり、国の交通政策の根幹として捉え、地域格差なく安定的に利用できるよう、鉄道路線の維持を図る方策を示すよう要望します。
- (2) 鉄道ネットワークは全体として維持されるべきものであり、路線ごとに採算を合わせる必要はないことから、黒字路線の収益を赤字路線に配分するための仕組みを創設するよう要望します。
- (3) JRによる鉄道ネットワークは、国鉄改革時に当時の不採算路線を含めて事業全体で採算が確保されるよう制度設計された経緯に鑑み、地方にその負担を押し付けることなく、国鉄改革の実施者である国の責任において、地方路線の維持に向けた経営支援を行うよう要望します。
- (4) JRによる鉄道ネットワークについて、特定区間に関連する利用状況や経営状況だけでなく、全体の収支データや内部補助の状況が示されるよう、国において情報共有の枠組みを構築するよう要望します。

- (5) JR各路線の先には三セク鉄道が存在しており、各路線の連続性が損なわれると三セク鉄道の経営にも大きな影響が予想されることから、当該路線だけでなく、それに接続している三セク鉄道などの路線への影響なども視野に入れた支援を行うよう要望します。
- (6) 地域にとって必要な鉄道の維持に向けて、沿線自治体や地域が実施する利用促進の取組に対する財政面の支援を行うよう要望します。

【県担当部局】 ふるさと振興部 交通政策室

24 快適な生活環境確保に向けた汚水処理施設整備の推進

人々がふるさとで暮らし続けるためには、「岩手に住みたい」という人々の願いに応えられる豊かな岩手を作り上げることが重要です。しかし、本県の汚水処理人口普及率は、全国平均を大きく下回っている状況です。

については、都市部と地方部の格差がない快適で豊かな居住環境を創出するため、汚水処理県構想に掲げる汚水処理施設の整備目標等の達成に向けて必要な予算を措置するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 下水道整備事業の推進

市街地における快適で豊かな居住環境を創出するため、下水道施設の整備や効率的な運営計画に基づく取組の推進について、引き続き必要な予算を確保するとともに、「水の官民連携」をはじめとする新たな官民連携手法の円滑な導入を図るために必要な技術的助言等を行うよう要望します。

2 農山漁村地域整備交付金及び漁村整備事業の予算措置

農山漁村の快適な生活環境を整備するため、農山漁村地域整備交付金及び漁村整備事業について、引き続き必要な予算を確保するよう要望します。

3 循環型社会形成推進交付金の予算確保

- (1) 中山間地域など家屋が点在している地域の快適な生活環境を整備するため、循環型社会形成推進交付金について、引き続き必要な予算を確保するよう要望します。
- (2) 浄化槽の整備促進を図るため、浄化槽設置整備事業（個人設置型）における全ての浄化槽新設事業について、助成基準額の上限額や助成率2分の1への引上げによる財政的支援を要望します。
- (3) 浄化槽の適切な維持管理実施のため、維持管理負担軽減事業の助成対象の拡大を要望します。

【県担当部局】 県土整備部 下水環境課
農林水産部 漁港漁村課

25 自然公園等の施設整備の促進

みちのく潮風トレイルを含めた三陸復興国立公園や十和田八幡平国立公園などは、豊かな自然環境や日本の風土、そこに住む人々の暮らしに触れることができる地域であり、国内外の利用者の拡大が期待されています。

利用者が安全で快適に利用できる環境を確保していくため、案内板の多言語化、トイレの洋式化、サテライト施設の機能の充実など、自然公園等の施設の保全・再整備を計画的に行う必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 自然公園等の施設整備に係る予算の確保

自然公園等の施設の保全・再整備を計画的に行うため、施設整備に要する費用に対して、十分な予算を確保するよう要望します。

2 環境省直轄による自然公園の施設整備の実施

国立公園における施設整備については、国と地方の役割分担を踏まえた上で、地域の意見を十分に反映しながら環境省が積極的に実施するよう要望します。

【県担当部局】環境生活部 自然保護課

26 文化・スポーツの振興

中学校の休日の部活動の地域展開については、本県においても少子化や働き方改革が進む中、学校や地域によっては部活動の維持・存続が厳しい状況にあり、生徒の豊かなスポーツ・文化芸術活動を実現するため、持続可能な活動環境の整備が急務となっています。

また、文化芸術・スポーツを生かした地域活性化を図るためには、本県で開催された国際大会や大規模スポーツイベントの開催を契機として生まれた絆を生かしながら、交流を発展させていくとともに、誰もが文化芸術・スポーツ活動に親しむことができるよう、活動環境を充実させていくことが必要です。

については、地方の文化・スポーツの振興に向けた取組への支援等について、財政面も含めた総合的な支援措置を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 学校部活動の地域展開等に向けた支援

子どものスポーツ・文化芸術活動の機会を確保・充実し、持続可能な活動環境を整備するため、地域の実情に応じて休日の部活動の段階的な地域展開が円滑に進むよう、指導者の確保や新たに生じる保護者等の費用負担など、受入体制の整備に要する財政支援を充実するよう要望します。

2 地方のスポーツ振興の取組への支援

地方で実施する選手強化、国際大会で活躍できる選手の発掘や育成、指導者やボランティア等の人材育成、障がい者スポーツの推進、国民スポーツ大会冬季大会等が開催可能な施設を含む老朽化施設の大規模改修や維持管理、大規模スポーツイベントの開催、スポーツコミッション等の官民が連携して行う分野横断的な取組等、地方の創意工夫あるスポーツ振興の取組を継続的に支援するよう要望します。

3 地方の文化振興の取組への支援

地域における文化財等の保存・継承・活用や、子どもをはじめとするあらゆる世代に向けた文化芸術の鑑賞・体験機会の提供、公立文化施設の環境整備など、地方の文化芸術活動の取組への支援を充実・強化するよう要望します。

【県担当部局】文化スポーツ部 文化スポーツ企画室、文化振興課、スポーツ振興課
教育委員会事務局 学校教育室、保健体育課、生涯学習文化財課

27 女性の活躍推進事業への支援の拡充

少子高齢化により生産年齢人口の減少が進む中で、ジェンダーギャップを解消し、若者・女性に選ばれる地域であるためには、女性が働きやすく暮らしやすい環境の整備が重要であるとともに、新型コロナウイルス感染症の長期化により顕在化した孤立や生活困窮などに加え、物価高騰により更なる困難に直面している女性に対し、引き続き支援が必要です。

令和7年6月に女性活躍推進法の有効期限が10年延長された趣旨を踏まえ、女性活躍の取組を中長期的に推進するため、財政支援の継続と同法に基づく一般事業主行動計画の策定促進などの強化について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 女性の活躍推進事業等への支援の継続

女性活躍推進法に基づく協議会である「いわて女性の活躍促進連携会議」などを中心として、女性の活躍推進の取組を継続して進めていくとともに、女性の就労確保や所得向上につながるデジタルをはじめとする成長分野での活躍支援、孤立や生活困窮などの様々な困難を抱える女性に寄り添った支援を継続するためには、安定的な財源の確保が必要であることから、「地域女性活躍推進交付金」による十分な財政支援が継続されるよう要望します。

2 国による女性の活躍支援施策の拡充

女性活躍の更なる推進に向けて、国民全体の一層の理解が不可欠であることから、国が先頭に立って意識啓発を強化するとともに、中小企業など、より多くの企業において一般事業主行動計画が策定されるよう国からの働きかけや財政支援を要望します。

【県担当部局】環境生活部 若者女性協働推進室

28 地域医療再生のための総合的な政策の確立と 必要な取組に対する支援

85歳以上人口の増加による保健医療サービスに対する需要の多様化、医療の高度化・専門化等を背景として、医師等の医療従事者の育成、確保が求められています。生産年齢人口の減少により医療従事者の確保は一層困難になるおそれがあり、まさに「地域医療崩壊」の危機的状況にあります。

医師偏在指標により、全国的な医師の地域偏在が改めて明らかにされているところであり、地域の医療提供体制を維持していくためにも、医師の不足や都道府県間の偏在を根本的に解消し、2040年とその先を見据えた地域医療再生を図るため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地域医療再生のための総合的な政策の確立

国民的合意に基づき、住民が地域で等しく適切な医療を受けられることを目的とした総合的、体系的な「地域医療基本法（仮称）」を制定するとともに、実効性のある運用を実現するよう要望します。

地域医療のあるべき姿を実現するため、県境を越えた医師の適正な配置調整や保険医に対する医師少数区域の医療機関への勤務の義務付けなど、国を挙げた実効的な施策を直ちに実施するよう要望します。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

29 医師確保に向けた人材育成への支援の拡充等

国が公表した医師偏在指標において、本県の指標の数値が全国最下位になるなど、本県の医師不足が際立っている状況にあることに加え、2040年には本県の生産年齢人口が25%減少するとの推計も示されており、将来にわたり医療提供体制を確保していくためには、医師をはじめとする医療従事者の確保を重点的に進めていく必要があります。

また、近年の保健医療サービスに対する需要の拡大や多様化、医療技術の高度化を背景として、医師、看護師等の保健医療サービス従事者の育成、確保が求められている中で、これまでの診療報酬改定では、救急・周産期医療の充実や病院勤務医の負担軽減に一定の配慮がされておりますが、地方の病院における医師確保や救急・周産期医療の窮状は、経営努力による収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

さらに、国においては、令和6年12月に「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」を策定し、医師偏在対策を進めているところですが、現状では施策内容や予算規模が限定的であり、地方部における深刻な医師不足や地域間偏在の是正に向けて、必ずしも十分な実効性を有しているとは言えない状況にあります。

については、保健医療サービス提供の根幹を担う人材の育成支援のため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 「医師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージ」の実効性の確保

- (1) 次期医師確保計画において策定予定の「医師偏在是正プラン」では、重点医師偏在対策支援区域の設定が予定されているものの、現行の経済的インセンティブは小規模にとどまり、医師の行動変容を促す効果は限定的であることから、重点区域の設定が形式的なものに終わることのないよう、実効性の高い施策メニューの充実を図るとともに、十分な予算措置を講じるよう要望します。
- (2) 産科・小児科をはじめとする特定診療科においては、全国的には医師数が増加しているものの、都市と地方との地域間格差が拡大している状況を踏まえ、都道府県間における医師派遣調整の仕組みづくりや、医師少数区域で勤務する医師の処遇改善・キャリア形成支援、診療報酬の更なる評価の充実など、診療科偏在の是正に向けた取組を一層強化するよう要望します。

2 「新医師確保総合対策」等に係る大学医学部の養成数増の恒久化

令和9年度の医学部総定員については、地域の実情等に配慮しながらも、全体として削減を図る方針が示されていますが、医師の絶対数が不足している医師少数県については、地域医療を維持・確保するため、医学部臨時定員増を延長するとともに、臨時定員増の医師養成数の一部について恒久的な措置とするよう要望します。

3 地域で設定する奨学金制度に対する財政支援の拡充

本県唯一の医育機関であり、かつ私立大学である岩手医科大学に創設した「地域枠」（県出身者の入試選抜枠）については、国公立大学並みの学費負担で修学できる奨学金を設定するなど、多額の財政負担が生じていることから、財政支援の更なる拡充を要望します。併せて、地域医療介護総合確保基金については、医療従事者の確保に関する事業の確実な実施に必要な、地方交付税を措置するとともに、事業区分間での配分額の調整を可能とするなど、地域の実情に応じて柔軟に対応できるよう要件の緩和を要望します。

4 医師の地域偏在解消に向けた実効性を伴う専門研修制度の見直し

- (1) 専門医制度については、医師の更なる地域偏在、診療科偏在を招かないよう、制度開始による地域医療に対する影響等を検証し、地域医療の確保の観点から制度の見直しを一般社団法人日本専門医機構に働きかけるなど、必要な措置を講じるよう要望します。
- (2) 専攻医募集定員に係るシーリングについては、激変緩和措置により、大都市部の募集定員が固定化されるなど、医師の偏在是正を図る上で不十分であることから、これまでのシーリングによる地域別・診療科別の配置状況について検証を行うとともに、将来の医療需要を踏まえ、各都道府県・各診療科の必要な専門医養成数を定めた上で、厳格に実施するよう要望します。
- (3) 指導医、専門医については、特に医師少数区域での地域偏在・診療科偏在が顕著であることから、指導医等が症例数等の少ない地域への派遣された場合におけるインセンティブの創設や指導医等の資格の更新要件緩和など、医師不足地域で必要な指導医等が十分確保されるよう制度設計を要望します。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

30 地方における持続可能な医療提供体制の確保

本県では、医療ニーズが高い高齢者人口は当面減少が緩やかである反面、医療の担い手である生産年齢人口が急激に減少することが想定され、人材確保や採算性の面から、公立病院の役割の重要性が更に高まる地域が増えていくことが見込まれます。

一方、公立病院は、近年の急激な物価高騰や賃上げ等により、経営環境が悪化しており、高度急性期病院への対応を中心とした令和8年診療報酬改定後も、身近な医療から救急、周産期等の不採算医療、精神、感染症等の特殊医療、さらには患者の移動負担等を考慮した場合に集約不可能な一部の高度・専門医療に至るまで、幅広い機能を単独で担わざるを得ない病院を中心に、なお巨額の赤字を見込まざるを得ない状況です。

本県の県立病院では、今般の診療報酬改定で新設された新規施設基準等を取得するとともに、患者数の減少を踏まえた病床規模の見直しや、薬品・診療材料等の節減等の取組を行っております。しかしながら、令和7年度決算は25億円規模の赤字であり、こうした状況は、全国の地方部における共通課題として、より深刻なものとなりつつあります。

地域医療の確保は、地方創生の取組を進め、地方で安心して働き、暮らし続けられる環境を構築していくうえで、最も重要な基盤の一つです。本県の県立病院をはじめ、同様の課題を抱える全国の地方部の公立病院が引き続き持続的な医療を提供することができるよう、次の事項について要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公立病院の立地条件等に即した緊急的な財政措置の対応

令和8年度診療報酬改定によっても、巨額の赤字を見込まざるを得ない状況にあり、加えて、近年の大幅な給与改定による赤字経営が継続すると、地方創生の基盤となる病院を運営できなくなるため、不採算等の立地条件や公立病院が担う医療機能等を勘案した緊急的な支援を要望します。

2 人材確保が困難な地域における労働生産性向上への支援

生産年齢人口の減少に伴い、医療分野における労働生産性の向上は急務であることから、ICT機器等の導入によって、業務効率化や職場環境改善を行う場合の支援を要望します。

特に、令和7年補正予算で200億円が措置された「医療分野における業務効率化・職場環境改善支援事業」については、予算額を拡充し、希望する全ての医療機関に必要額が交付されるよう要望します。

3 医師確保困難地域に対する支援の拡充

医師確保対策については、本県が実施している県北沿岸など医師確保困難地域における勤務医師への手当加算制度をはじめ、必要な処遇改善について、医師確保対策パッケージの中で事業化されている「医師手当増額支援事業(仮称)」の対象とするとともに、医師確保対策パッケージの早期の明確化を要望します。

4 物価高騰や給与改定に対する地方財政措置の拡充

近年の度重なる物価高騰や賃金の上昇による委託料等の経費の増加により、病院事業は、大変厳しい経営状況となっており、地域医療の確保・維持が困難な状況です。

また、賃上げの動きを背景に、公立病院職員の給与水準の基本となる人事委員会勧告が、近年例にない高水準となっており、給与改定の所要額はベースアップ評価料で得られる診療報酬を大きく超えています。

については、公立病院の経営基盤安定のため、措置されている普通交付税の病床割の単価を引き上げる等の適切な財政措置を講じるよう要望します。

【県担当部局】医療局 経営管理課

31 病院事業に係る地方財政措置の拡充

本県の県立病院事業は、民間医療機関の立地が困難な過疎地域等における一般医療、救急・小児・周産期・感染症・精神等の不採算、特殊部門に関わる医療の提供、民間医療機関では限界のある高度・先進医療の提供、研修の実施等を含む広域的な医師派遣の拠点等の幅広い機能を担っており、地域に必要な医療が継続して確保されるよう、地方財政措置の拡充を次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公立病院運営に対する地方財政措置の拡充

病院事業に係る地方交付税措置について、公立病院の運営に支障を来たすことのないよう、地域医療の中核を担う公立病院の経営基盤安定のために措置されている普通交付税の病床割の単価を引き上げる等の大幅な見直しを行うよう要望します。

2 病院の機能を見直して建替えを行った場合の優遇措置

民間や市町村立の医療機関は、地方部では、医療の高度・専門化の進展や人口減少による医療需要の変化等から、採算性や人材確保といった様々な課題が顕在化しやすく、都道府県立病院の役割の重要性が増しています。このため、過疎地域を含む複数の市町村にまたがる区域において、新たな地域医療構想のもと、本来市町村立病院が担うべき機能を、都道府県立の病院が担わざるを得ない場合、その建物整備に係る企業債の償還について、市町村のみが活用できる過疎債と同等の要件での地方財政措置を要望します。

3 救急・周産期部門に対する地方財政措置の拡充

救急・周産期部門においては、医療の高度・専門化や医療安全の確保、働き方改革などにより、医師をはじめとする医療従事者の増員で給与費等が増える一方、分娩数等の大幅な減少、人口減少に伴う医療需要の変化等により、採算性が一層悪化し医療提供体制の維持が困難となっていることから、地方交付税措置の更なる拡充を要望します。

4 都道府県立診療所に対する地方財政措置の拡充

都道府県が地域の実情に応じて設置する診療所について、その運営に係る経費においては、市町村と同様に地方交付税措置の対象とするよう要望します。

【県担当部局】医療局 経営管理課

32 在宅医療の推進

超高齢社会を迎える中で、高齢者の住み慣れた場所での安心した生活を支えるためには、在宅医療の体制を整備するとともに、自宅や介護施設において医療と介護の各サービスが連携する仕組みを構築する必要があります。

現在、介護保険法における地域支援事業として、全市町村で在宅医療・介護連携推進事業を実施しているところですが、市町村や介護保険料の負担が増加することや、地域医療に関する政策企画の経験が乏しい多くの市町村では、事業を担う人材が不足していることなどにより、取組が遅れている状況です。

新たな地域医療構想では、在宅医療や医療介護連携が重要とされているところであり、更なる在宅医療の推進のために必要な支援等の拡充について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 在宅医療・介護の連携体制構築に対する総合的な支援

介護保険料に影響を及ぼさず、かつ、地方公共団体の負担が増加しない新たな財政措置を講じるとともに、在宅医療・介護連携推進事業を担う人材の確保・育成に向けた継続的な支援策を講じるよう要望します。

2 在宅医療体制整備等に向けた保健所の体制強化への支援

新たな地域医療構想の実現には、在宅医療の体制整備と、市町村による在宅医療・介護連携の推進が必要です。全国的には保健所がこれらに積極的に関わることで一定の効果を上げた事例が紹介されており、全ての保健所でこうした取組を実施できるようにするため、地域保健法等関係法令の改正などにより、国においてその法的位置付けを明確化するとともに、人員配置等に対する所要の財政措置を講じるよう要望します。

3 医師不足の地域における在宅医療推進への総合的な支援

在宅医療を推進していく上で重要な役割を担う医師や看護師等に対して、医師不足の地域における訪問診療等の実態を適切に踏まえた診療報酬の引上げ等の評価を行うよう要望します。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室、長寿社会課

33 地域包括ケアシステムの構築支援

高齢者等が住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、市町村において地域包括ケアシステムの構築や、更なる深化に向けた取組が推進されていますが、これらの取組を支援するため、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 地域包括支援センターの機能の充実・強化への支援

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムにおける中核的な役割を担っており、高齢化の進展に伴う介護ニーズの増大や高齢者を取り巻く課題の複雑化・複合化を背景に、相談件数の増加とともに対応に時間を要する相談も増えていることなどから、業務負担が大きくなっています。

については、地域包括支援センターの現状や課題を踏まえ、必要とされる専門職の確保や業務量に見合う人員体制の充実・強化が図られるよう、介護保険料に影響を及ぼさず、かつ、地方公共団体の追加の負担が発生しない新たな財政措置を講じるよう要望します。

2 地域支援事業の多様な担い手の育成支援

市町村は、地域包括ケアシステムの構築に向けて、介護予防・日常生活支援総合事業による各種サービスの提供並びに包括的支援事業による在宅医療・介護連携や認知症施策の推進、生活支援サービス体制の整備が求められています。

しかし、25市町村が過疎地域指定を受けている本県では、地域包括ケアシステムの担い手となる人的資源・社会資源の絶対数の不足や偏在などが要因となりサービス提供体制の整備・充実に苦慮しているほか、こうした事業や体制整備を企画し、取組を進める市町村職員のマンパワーも不足しています。

については、住民組織やNPO、ボランティア団体の立上げ及び運営に係る支援や民間企業の活用など、地域支援事業の多様な担い手の確保・育成及びこれを支える市町村職員のマンパワー不足に対応した支援策を拡充するよう要望します。

3 養護老人ホームの持続可能な運営体制の構築に向けた支援

養護老人ホームは、多様化・複雑化する地域福祉等の支援ニーズに対応する上で必要不可欠なセーフティネットとして重要な役割を担っていますが、県内の多くの養護老人ホームにおいて施設の老朽化が進む中、現行の措置制度の下では、収支差額の大幅な増は見込めず、本県においては、改修に向けた積立が十分にできていない施設が多く、運営主体である社会福祉法人においては、安定的な事業運営の継続が困難となることが懸念されます。

施設整備に係る支援は、従前の国庫補助が一般財源化され、現在は県で補助事業を実施していますが、補助金を活用してもなお、法人の負担は大きく、自助努力による経営は限界との声もあることから、養護老人ホームが、将来にわたって持続可能な運営体制を構築するために必要な財政支援を行うよう要望します。

【県担当部局】保健福祉部 長寿社会課

34 自殺対策の充実

本県では、岩手県自殺対策アクションプランに基づき、県・市町村や関係団体が連携して、人材の養成やハイリスク者支援等、地域の実情に沿った取組を推進しているところですが、東日本大震災津波や、物価高騰に伴う経済社会情勢の悪化などの社会的要因による、働き盛り世代への影響や孤独・孤立に陥る者の増加など、自殺リスクは依然として高まることが懸念されます。一人でも多くの自殺を防ぐ自殺対策を一層推進するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 自殺対策への十分な財政措置

自殺対策は、継続的、総合的な取組が重要であることから、都道府県や市町村の安定的な自殺対策の推進を可能とするため、地域自殺対策強化交付金や自殺対策費補助金（地域自殺対策推進センター運営事業）の財政措置について、当初予算で所要額を十分に確保するとともに、自殺死亡率が高い都道府県が地域の特性に応じた事業を実施できるよう十分な額を配分するよう要望します。

また、その交付に当たっては、早期に交付決定を行うなど、年度当初からの円滑な事業執行に配慮されるよう要望します。

【県担当部局】保健福祉部 障がい保健福祉課

35 地域における安定的な訪問介護サービス提供体制の確保

介護保険サービス事業所の経営を取り巻く社会経済環境は、長引く物価高騰やサービス提供を支える人材不足等により一層厳しさを増しています。特に、地方の訪問介護事業所は、都市部と異なり、訪問による移動時間や経費の負担が大きく、令和6年度介護報酬のマイナス改定の影響も相まって、県内の8町村において管内の事業所が1か所となるなど、必要なサービス提供が危ぶまれる状況にあることから、地域における安定的な訪問介護サービスの提供体制を確保するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 安定的な訪問介護サービス提供のための介護報酬設定

令和6年度介護報酬の改定において、訪問介護の基本報酬がマイナス改定とされたことにより、訪問介護員の処遇低下や人材確保が一層困難となるなど負の影響が生じています。また、広大な県土を有する本県においては、近年の燃料費高騰の影響も相まって、利用者宅を直接訪問する介護事業所の経営が一層逼迫し、安定的な介護サービスの提供が困難となることが懸念されることから、地方の訪問介護事業所の実態を踏まえ、適切な水準の介護報酬を設定するよう要望します。

2 訪問介護事業所における人材確保に向けた支援

訪問介護従事者を含めた介護職員等に対しては、令和7年11月の総合経済対策による賃金の引上げに係る緊急措置が講じられたほか、令和8年6月の介護報酬の臨時改定において処遇改善加算の拡充等が行われる予定ですが、訪問介護従事者の賃金は、全産業の平均賃金と比較してなお低水準にとどまっていることから、少なくとも全産業平均の賃金水準に達するまで、更なる処遇改善を継続的に行うよう要望します。

3 物価高騰等を踏まえた訪問介護事業所への経営支援

広大な県土を有し山間部が多い本県の訪問介護事業所においては、特に燃料費高騰に伴う移動経費の負担が大きいことから、訪問介護サービスの継続に向けた経営支援策を強化するよう要望します。

【県担当部局】 保健福祉部 長寿社会課

36 医療人材の確保・育成に向けた支援の拡充

2040年に向けて85歳以上の高齢者人口がピークを迎える一方、生産年齢人口の減少は一層進行することが見込まれており、地域における医療人材の確保は、今後ますます困難となることが懸念されています。特に地方においては、医師をはじめとする医療従事者の確保や定着が喫緊の課題となっており、将来を見据えた計画的かつ持続可能な対応が求められています。

また、医師の働き方改革に伴うタスク・シフト／タスク・シェアの推進、医療の高度化・複雑化への対応、さらには85歳以上の高齢者の増加による医療と介護の複合的ニーズの増加等を踏まえると、医師のみならず、薬剤師、看護職員、理学療法士、作業療法士等の多職種がそれぞれの専門性を発揮し、役割分担の下で地域医療を支える体制の構築が不可欠となっています。このため、養成段階から就業後に至るまで、一貫して医療人材を確保・育成し、地域に定着させるための取組を総合的に進めていく必要があります。

については、将来にわたり地域において必要な保健医療サービスを安定的かつ持続的に提供していくため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 看護職員の職種別需給の適正把握

国においては、看護職員全体を対象とした需給推計が行われていますが、保健師、助産師、看護師等は就業分野や役割が大きく異なり、現行の全体的な推計では実態を十分に反映できていないことから、今後の看護職員の確保・育成に向け、職種ごとの役割や就業分野の違いを踏まえた需給の把握・分析を進めるよう要望します。

2 理学療法士及び作業療法士の需給の適正把握並びに地域偏在是正に向けた支援強化

理学療法士及び作業療法士について、2040年頃に供給が需要の1.5倍となり、供給過剰給となる見通しが示されていますが、当該需給推計は、地域偏在

や就業分野の違い、役割の拡大を十分に反映したものとはなっておらず、今後、新たな地域医療構想や地域包括ケアの進展により、高齢者の包括期医療や介護予防等の分野で理学療法士及び作業療法士に求められる役割は一層拡大することが見込まれることから、地域別・就業分野別の実態を踏まえた需給の把握・分析を進めるよう要望します。

また、需給の分析により地域偏在が確認された場合には、国において理学療法士及び作業療法士の地域偏在是正に向け、地方就業を後押しする仕組みの構築や、就業・配置を支える医療機関等への財政支援を講じるよう要望します。

3 看護師等養成所に対する運営支援の強化

地域医療介護総合確保基金（医療分）における看護師養成所運営事業については、令和7年10月に標準単価の一部改定が行われたものの、実際の運営費の増加を十分に反映しているとは言い難いことから、物価や人件費の上昇を踏まえ、補助単価の一層の引上げを行うよう要望します。

また、当該事業は養成所1か所当たりの補助額が大きいことから、都道府県の実際の負担に見合う地方交付税が十分に措置されない場合、都道府県に過度な財政負担が生じないように、事業の安定的な実施に必要な地方交付税を措置するよう要望します。

4 高等教育の修学支援制度における機関要件の確認取消猶予基準の見直し

高等教育の修学支援新制度において、学校設置法人全体の経常収支を基準とする機関要件により、看護師等養成所自体の経営状況が良好であっても確認取消となるおそれがあり、画一的に制度を運用した場合は養成所の学生確保や運営に深刻な影響を及ぼすことから、確認取消の猶予に係る「各都道府県知事等の判断基準」については、各都道府県の意見を踏まえ、適切に見直すよう要望します。

5 看護師等養成所における教育体制の柔軟化

看護師等養成所における専任教員の配置について、学生数の減少や教育手法の多様化といった実態を踏まえ、教育の質を確保した上で、専任教員以外の教

員やICT等の活用を含めた柔軟な運用が可能となるよう、保健師助産師看護師学校養成所指定規則の基準を見直すよう要望します。

助産師の確保については、分娩数の減少等に鑑み、助産師養成課程における実習要件の緩和を要望します。

6 特定行為研修修了者等の専門性の高い看護師の養成

在宅医療及び地域医療の現場において重要な役割が期待される特定行為研修修了者の養成を一層促進するため、研修期間や受講方法の見直し等により、受講者や所属医療機関等の負担軽減につながる制度改善を行うよう要望します。

併せて、特定行為研修修了者、認定看護師及び専門看護師の活用が、医療提供体制の質の向上に資することから、これら専門性の高い看護師が関与した場合に、診療報酬上で評価される項目をさらに拡充するよう要望します。

7 看護職員の人材確保・定着に向けた公的職業紹介機能の強化

看護職員不足が深刻化する中、医療機関においては迅速な人材確保が大きな課題となっていますが、看護師等免許保持者の届出制度やナースセンターによる職業紹介については、認知不足や利便性、迅速な人材紹介・マッチングを実現する機能面で課題があり、十分に活用が進んでいるとは言い難い状況にあることから、医療機関の多くが民間の有料職業紹介事業者を利用することとなり、高額な紹介手数料の負担が医療機関の経営を圧迫しています。

こうした状況を踏まえ、公的職業紹介機能の活用促進に向けて、看護師等の届出制度の実効性を高めるとともに、ナースセンターにおける相談支援・マッチング機能の強化や、オンライン手続・情報提供等の利便性向上が図られるよう、必要な制度整備や関係機関への財政支援を講じるよう要望します。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

37 不登校対策に対する支援

不登校等の児童生徒に対するきめ細かな支援に向け、生徒指導の充実及び教育相談体制を確立するためには、学校・家庭・地域社会及び関係諸機関が緊密な連携協力のもとに、一体となって取り組む総合的な施策が求められており、このため、支援策の拡充等が必要です。

また、不登校児童生徒が利用するフリースクール等民間団体の利用料、交通費等の経済的負担や、当該団体の運営費が課題となっている中、全国的には、利用料補助や団体への支援を実施する動きも出てきていますが、その支援の在り方が課題となっていることから、次のとおり要望します。

《 要望事項 》

1 教育相談体制の確立に係る支援の拡充

児童生徒及び保護者からの相談への対応や、学校の教職員に対する教育相談について専門的な指導・助言を行うスクールカウンセラー、関係機関とのネットワークを活用した支援を行うスクールソーシャルワーカーの必要性が高まっていることから、これらの専門的な人材の派遣に対する財政措置の拡充を図るよう要望します。

2 学校内外の教育支援センターの整備や強化の推進

不登校等の児童生徒に対するきめ細かな支援を行う校内外の教育支援センターのニーズが高まっており、支援員の人件費等教育支援センターの設置・運営に係る補助制度に係る財政措置については、地域のニーズを十分に満たせるような規模での拡充を図るよう要望します。

3 1人1台端末等を活用した心の健康観察事業の継続

児童生徒の心や体調の変化を把握し、早期発見、早期支援につなげるため、1人1台端末等を活用した心の健康観察について、モデル事業にとどまらず、安定的かつ継続的に実施できるよう事業化を図り、導入・運用等に係る財政措置の継続を図るよう要望します。

4 フリースクール等民間団体を利用する児童生徒や当該団体等への支援の在り方の検討

不登校児童生徒の教育機会の確保のため、学校以外の場における学習活動を行う不登校児童生徒及び当該児童生徒が利用する民間の団体との連携や支援の在り方について、速やかに検討し必要な措置を講じるよう要望します。

【県担当部局】教育委員会事務局 学校教育室

38 遠隔教育に対する支援

広い県土を有する本県では、県内のどの地域に居住していても高校教育を受けられる機会を保障するために、各地域に高校が必要ですが、人口減少・生徒数減少に伴い、高校の小規模校化が進んでいます。そのため、小規模校における教育の機会の保障と質の保証を図っていく必要があります。

本県では、令和3年度から令和5年度まで、文部科学省「COREハイスクール・ネットワーク構想事業」の指定を受け、令和4年度から教育課程内に位置付けた遠隔授業を実施してきました。令和6年度及び7年度は、文部科学省「各学校・課程・学科の垣根を超える高等学校改革推進事業」の指定を受け、遠隔授業を継続して実施したところです。

今後も学びの機会を確保するため、遠隔教育の充実が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 遠隔授業実施に係る教職員の確保

遠隔授業の実施に際し、学校間の連絡調整業務を担う者が必要であること、配信及び受信に当たっては、そのための準備等、通常の対面授業よりも授業の実施に時間が必要であること、科目の拡大には遠隔授業を担当する教員の増員が必要であることから、教職員の長期的な加配措置を要望します。

【県担当部局】教育委員会事務局 学校教育室

39 観光振興に資する社会資本整備等への支援

本県の外国人延べ宿泊者数はコロナでの落ち込みから回復し、コロナ前を上回りましたが、観光関連産業をはじめとした地域経済の活性化を図るためにも、インバウンドの受入拡大に向けた取組が必要です。

また、沿岸被災地の観光入込客数は、震災前の8割程度にとどまっている状況であり、震災前の水準に戻し、更に増加させるための取組が必要です。

そのため、今後も継続的な取組が必要であることから総合的な支援を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 いわて花巻空港への国際線の受入環境整備の強化に向けた支援の拡充

- (1) インバウンド・アウトバウンド双方の利用拡大に向け、いわて花巻空港の国際線の運航路線の維持・拡大、運休路線の早期運航再開や新規就航等の実現を促進するため、令和5年度以前に実施していた、訪日誘客支援空港への運航経費の支援を再開するとともに、支援期間の拡大や補助率の引き上げなど、支援の内容を更に拡充するよう要望します。
- (2) 国際線の受入に必要となる保安対策に係る補助制度を創設するよう要望します。
- (3) グランドハンドリングを始めとする空港の受入体制の確保や航空燃料の安定的な供給に向け、人材確保等の対策を継続して実施するよう要望します。

2 いわて花巻空港における国内定期便の維持・拡充に向けた継続的な支援

東日本大震災津波以降に就航し15周年となる「いわて花巻～名古屋（小牧）線」や期間限定で運航される「いわて花巻～神戸線」の運航期間の拡大など、いわて花巻空港における国内定期便の維持・拡充に向け、継続的な支援を行うよう要望します。

3 フェリー航路の再開や新規開設に向けた取組への支援

平成30年6月に開設された本県初のフェリー航路が令和2年3月に宮古港への寄港を当面休止し、その後、令和4年2月をもって航路全体を休止するに至りましたが、復興道路等の全線開通により、沿岸地域への観光入込客数や物流の拡大に係る環境が整いました。

このことから、宮古港におけるフェリー航路の再開や新規開設に向けた取組への支援を行うよう要望します。

4 外国クルーズ船の誘致への支援

令和7年度における外国クルーズ船の本県港湾への寄港回数は過去最多を記録するなど、外国クルーズ船の寄港拡大が期待されています。外国クルーズ船の寄港実績のない港湾への寄港誘致など、更なる寄港拡大に向けた取組への支援を行うよう要望します。

5 観光振興の基盤となる道路の整備への支援

広域的な観光ルートを形成し、国内外から訪れる観光客の利便性向上を図るため、主要な都市や駅、港湾から世界遺産や三陸ジオパークのジオサイトなどの観光地を結ぶ道路や観光地周辺の道路、道の駅、岩手県広域サイクリングルートの整備等を推進するための予算を確保するよう要望します。

【県担当部局】 ふるさと振興部 交通政策室

県土整備部 道路建設課、道路環境課、港湾空港課

40 文化遺産や国立公園を生かした国内外からの誘客 拡大支援

地域の人口減少が進む中で、地域経済の活性化や地域コミュニティを維持していくためには、定住人口の拡大はもとより、地域内外との交流を拡大し、地域に活力をもたらすことが必要です。

令和6年の本県の外国人延べ宿泊者数は、コロナ禍前の令和元年を上回ったものの、東日本大震災津波からの復興に向けて、更なる利用者の拡大が期待されており、3つの世界遺産をはじめとする文化遺産、みちのく潮風トレイルや三陸ジオパークを含めた三陸復興国立公園、十和田八幡平国立公園などの周遊の促進により国内外の人々との交流が広がる地域づくりを進めていく必要があります。

また、国内外から誘客拡大を図るためには、誰もが安心して旅行を楽しむための受入態勢整備を進めていく必要があります。

については、文化遺産や国立公園を生かした誘客促進に取り組んでいくため、総合的な支援策を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 文化遺産や国立公園を基軸とした国内外からの誘客拡大に向けた支援

外国人観光客の受け皿として大きな可能性を秘めている、3つの世界遺産をはじめとする文化遺産や国立公園を活用して海外からの誘客拡大を図るため、海外の旅行会社や外国人旅行者向けのプロモーション、宿泊施設等における外国人観光客の受入態勢の充実などの地域での取組を強化する必要があることから、国際観光旅客税等を財源とした新たな交付金制度の創設など、更なる誘客につながる支援策を講じるよう要望します。

また、ユニバーサルツーリズムを推進するため、宿泊施設や観光施設の受入態勢整備、住民や関係事業者の意識醸成など地域の受入環境整備に必要な財政面を含めた十分な支援策を講じるよう要望します。

2 DMO構築による観光地域づくり推進体制の強化に向けた支援

観光地域づくりの核となる都道府県DMO及び地域DMOが安定的に運営され、効果的な事業を実施するため、国際観光旅客税等を財源とした支援制度の創設など、十分な支援策を講じるよう要望します。

【県担当部局】 商工労働観光部 観光・プロモーション室
文化スポーツ部 文化振興課
環境生活部 自然保護課

41 多文化共生社会の実現に向けた取組の推進

多文化共生社会の実現に向け、在留外国人が安心して働き、暮らしていくための様々な施策の拡充のほか、各地域で主体となって取り組む地方自治体に対する財政措置や適時適切な多言語による情報提供など、国が責任を持って取り組むよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 多文化共生社会を支える基盤や仕組みづくり

- (1) 多文化共生社会の実現に向け、外国人や地方自治体等の意見を十分に聴取し、「外国人材の受入れ・共生のための総合的対応策」の拡充を図るとともに、地方自治体への適時適切な情報提供や、多文化共生社会の意義について国民が一層理解を深めるための啓発活動を行うよう要望します。
- (2) 令和8年1月に策定された「外国人の受入れ・秩序ある共生のための総合的対応策」に示された考え方に則り、ルールに基づく共生と安心の確保の観点から、地方自治体と緊密に連携しながら適切に施策を推進するよう要望します。
- (3) 外国人が我が国のルールを的確に理解できるよう、生活情報の発信や相談対応の充実等、日本人と外国人が安心して暮らせる環境整備に取り組む地方自治体の取組について、令和8年度の外国人受入環境整備交付金の対象とされていることも踏まえ、地方自治体が中長期的な視点で着実に取組を進められるよう、単年度にとどまらない継続的かつ安定的な財政措置を要望します。

2 外国人が安全に安心して暮らすための生活支援

外国人が安心して地域社会で生活するためには、多言語による相談体制や情報提供体制の整備、人材育成等が重要であります。地方公共団体の外国人向け一元的相談窓口の設置・運営を支援する「外国人受入環境整備交付金」において継続的で十分な財政措置を講じるとともに、医療・保健・福祉・教育サービスの利用環境の整備、災害時の支援体制の整備を図るよう要望します。

3 外国人を対象とした日本語教育等の充実

- (1) 外国人が地域社会の一員として自立した生活を円滑に送ることができるよう、全ての外国人に日本語学習等の機会を提供する公的な仕組みの構築や外国人児童生徒等の教育等の充実を要望します。
- (2) 地方公共団体が行う日本語教育環境を強化するための総合的な体制づくり等を支援する「教育支援体制整備事業費補助金（地域日本語教育の総合的な体制づくり推進事業）」の所要額が確保されていないなど地方公共団体における事業運営に支障をきたしていることから、継続的で十分な財政措置を講じるよう要望します。

4 外国人材が働きやすい環境の整備

外国人の雇用の安定に向け、就業前から雇用継続までを一貫して支援する施策を一層推進するため、外国人留学生の就職・定着の促進や、外国人材が安心して働ける環境整備に向けた地方の取組に対する財政措置を講じるよう要望します。

【県担当部局】 ふるさと振興部 国際室
商工労働観光部 定住推進・雇用労働室
教育委員会事務局 学校教育室

42 ふるさと住民登録の推進

国において創設が検討されている「ふるさと住民登録制度」は、地域に継続的に関わる方々が登録でき、地域づくり活動に参加する担い手と地域がつながる新たな施策として期待するものであることから、地域の実情を十分に踏まえた運用が可能となるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 登録要件の柔軟な設定及び円滑な制度運用に向けた支援

ふるさと住民登録制度の本格的な運用に当たっては、地域の実情を十分に考慮し、プレミアム登録要件について緩和や柔軟な運用を行うよう要望します。

併せて、本県のような地理的条件を抱えた地域や小規模自治体でも取り組みやすい先進的事例の整理・横展開について、国が主体的かつ積極的に関与するとともに、特別交付税の措置率の引き上げなど地方財政措置を充実させるよう要望します。

【県担当部局】ふるさと振興部 地域振興室

提言・要望書
(県政課題全般事項)

1 地方の税財源の確保・充実

地方の安定的な財政運営に必要な一般財源総額の確保・充実や偏在性が小さく安定性を備えた地方税体系の構築等による地方の財源確保を早急に実現するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方一般財源総額の確保

- (1) 少子高齢化の進行に伴う社会保障関係費に加え、物価高や民間の賃上げ等が進む中で求められる価格転嫁、金利の上昇、給与改定への対応といった避けることのできない歳出の増加が見込まれるなど、厳しい地方財政の状況を踏まえ、安定的で持続的な財政運営に必要な地方一般財源総額について、確実に確保・充実するよう要望します。
- (2) 地方財政計画の策定に当たっては、人口減少対策のほか、GX（グリーン・トランスフォーメーション）の推進、DX（デジタル・トランスフォーメーション）の推進、将来起こり得る災害への備えやツキノワグマ被害防止対策など様々なリスクに対応できる安全・安心な地域づくり等、各団体が地域の実情に応じ、自主的・主体的に課題解決に取り組むために必要な地方単独事業の財政需要を適切に反映させるよう要望します。
- (3) 地方公共団体間の税収の偏在や財政力格差が拡大する中、広大な県土を有し、多数の過疎地域を抱える本県のような地方において、必要とする一般財源が確実に確保されるよう、地方交付税について、その総額を確保し、財源保障機能と財源調整機能の維持・充実を図るよう要望します。
- (4) 地方財源不足の解消について、令和8年度地方財政計画において臨時財政対策債の発行額が前年度に引き続きゼロとなったものの、依然財源不足が生じていることを踏まえ、地方交付税法第6条の3第2項の規定に基づく国税の法定率の引上げなど一層の改善を図るよう要望します。

2 地方財政措置の拡充

- (1) 公立病院に係る地方財政措置について、令和8年度においては、不採算地区病院等の特別交付税措置の基準額の引上げ等、措置を拡充いただいたところですが、依然として厳しい経営環境も踏まえ、必要な医療を安定的に提供できるよう、病院事業会計への繰出金に対する措置の更なる拡充を要望します。
- (2) 他地域への通学が極端に困難で、就学機会確保の観点から統廃合が困難な小規模高等学校の維持・運営に係るかかり増し経費について、適切に措置されるよう要望します。
- (3) 社会資本整備が遅れている地域の投資的経費が確保されるよう、措置の拡充を要望します。

3 地方税財源の充実強化

- (1) 令和8年3月末で自動車税及び軽自動車税の環境性能割並びに軽油引取税の当分の間税率が廃止となったことに伴う地方の減収分に対しては、道路等の社会インフラの更新・老朽化対策に係る負担が増大するなかで、地方の財政運営に支障が生じることのないよう、国の責任において確実に代替となる財源を措置するよう要望します。
- (2) 現在、国において検討が進められている消費税及び地方消費税の税率の見直し等についても、これに伴い地方の減収が見込まれる場合には、人口減少下において社会保障関係費が増大するなかで、地方の財政運営に支障が生じることのないよう、国の責任において確実に代替となる財源を措置するよう要望します。
- (3) 税財源の偏在是正については、令和8年度から新たに道府県民税利子割の清算制度が導入されるなど、これまでも取組が進められているところですが、引き続き偏在が生じていると認められる状況にあることから、更なる是正措置を講じるよう要望します。

特に、地方法人二税について、これまでの譲与税の導入等による偏在是正の取組の効果は認められるものの、引き続き分割基準の見直しなどにより、各自治体における法人の事業活動の規模を税収に適切に反映させるような税体系を構築するよう要望します。

【県担当部局】 総務部 財政課、税務課
ふるさと振興部 市町村課

2 物価高対策及び賃上げ促進環境整備対策に係る十分な財政措置

世界的な原油価格・物価高騰による影響が長期化する中、地域住民の生活や地域の経済活動を守るための取組や中小企業者への賃上げ環境整備支援の取組については、「物価高騰対策重点支援地方創生臨時交付金」による財政措置が行われてきたところですが、中東情勢の先行きも見通しにくい状況の中、必要な対策を切れ目なく実行していく必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 物価高対策及び賃上げ促進環境整備対策に係る十分な財政措置

世界的な原油価格・物価高騰による影響が長期化する中、地域住民の生活や地域経済を守るための取組や中小企業者への賃上げ環境整備支援の取組を切れ目なく実行していく必要があるため、地方自治体の財政運営に支障が生じることのないよう、国が実施する事業に係る地方負担はもとより、地域の実情に応じて行う地方単独事業についても、「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金」を確保するなど十分な財政措置を行うとともに、特に財政基盤の弱い地方自治体に対しては、より重点的に配分されるよう要望します。

【県担当部局】 政策企画部 政策企画課
総務部 財政課
ふるさと振興部 地域振興室

3 エネルギー価格・物価高騰への対応

ウクライナ情勢の影響の長期化や中東情勢の不安定化などに伴い、エネルギー価格の高騰等が幅広い業種に影響を及ぼし、国民生活・社会経済活動へ重大な影響を及ぼしている状況が続いています。

コロナ禍で疲弊した地域経済がエネルギー価格・物価高騰により更に深刻な打撃を受けている現状を踏まえ、その回復に向けた取組の推進と生活者支援が必要であることから、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 エネルギーの確実かつ安定的な確保・供給

多くのエネルギー源を海外からの輸入に依存していることから、引き続き国が責任を持って、エネルギーの安定的な確保・供給に万全を期すとともに、今後、国において、燃料油価格や低圧・高圧電力、都市ガス料金の負担軽減策を講じる場合には、LPガス料金等の負担軽減策についても、自治体間で対策の内容に差が生じないように、国の責任において全国一律の対策を直接講ずるよう要望します。

2 低所得世帯や子育て世帯への支援

エネルギー、食料品価格等の物価高騰に係る低所得世帯や子育て世帯への支援については、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し行ってきたところですが、物価高騰の影響の長期化が懸念されることから、物価高騰の状況に応じ、地域の実情を踏まえた支援策を継続的に講じるよう要望します。

【県担当部局】保健福祉部 地域福祉課、子ども子育て支援室
教育委員会事務局 教育企画室
復興防災部 消防安全課

農林水産省

4 農林水産分野における燃料、生産資材等の高騰対策の充実・強化

今般の中東情勢の緊迫化を受けた燃料価格の高騰は、農林漁業経営を直撃するとともに、飼料・肥料、農業用マルチ、漁網・ロープ等の生産資材価格や電気料金の高騰、生産資材等の調達の不安定化を招いているところです。

このため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 農林水産分野における総合的な影響緩和対策

- (1) 燃料や飼料・肥料、農業用マルチ、漁網・ロープ等の生産資材の価格高騰対策に加え、安定的な確保・供給に向けた調達先の多角化や石油関連製品の目詰まりの解消など、農林漁業経営への影響を緩和するための総合的な対策を講じるよう要望します。
- (2) 燃料や生産資材等の価格高騰により、資金繰りが悪化する農林漁業者に対し、円滑な資金供給が図られるよう、「農林漁業セーフティネット資金」等について、無利子化等の金融支援策を講じるよう要望します。

2 農業分野における燃料、生産資材等の高騰対策の充実・強化

- (1) 「施設園芸等燃料価格高騰対策」について、園芸農家の安定的な経営が将来にわたり実現するよう、恒久的な制度とすることを要望します。
また、燃料価格の高騰が続いた場合においても十分な補填金が交付されるよう、急騰特例の発動基準の引下げや基準価格算定方法の見直しなど、制度の拡充を要望します。
さらに、園芸施設については、化石燃料を使用しない施設への完全移行に向け、高速加温型ヒートポンプなどの技術開発を早急に行うよう要望します。
- (2) 「配合飼料価格安定制度」について、配合飼料価格の高騰が続いた場合においても、畜産経営体の再生産が可能となる十分な補填金が交付されるよう、制度の拡充を要望します。

- (3) 「国内肥料資源利用拡大対策事業」、「肥料原料備蓄対策事業」について、農業経営への影響を緩和する観点から、事業を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- また、肥料の価格上昇分を補填する対策等を講じるよう要望します。
- (4) 穀類の共同乾燥施設や野菜の集出荷施設等の農業共同利用施設について、農業経営への影響を緩和する観点から、省エネルギー化の取組とともに、電気料金等の動力光熱費の高騰分を支援する事業を創設するよう要望します。
- (5) 「基幹水利施設管理事業」及び「水利施設管理強化事業」について、燃油・資材の高騰に伴う維持管理費の増加に対応できるよう、必要な予算を十分に確保するよう要望します。

3 林業分野における燃料、生産資材等の高騰対策の充実・強化

- (1) 「燃油・資材の森林由来資源への転換等対策補助金」について、きのこ生産の体質強化の促進が図られるよう、事業を継続するとともに、木炭生産の継続に必要な資材（原木）の導入費を対象とするよう要望します。
- また、影響が長期化した場合を見据え、菌床きのこ等を対象とした新たなセーフティーネット対策を講じるよう要望します。
- (2) 林業・木材産業に使用する燃料や生産資材等の価格高騰の影響を緩和するため、価格上昇分を支援する事業を創設するよう要望します。

4 水産業分野における燃料、生産資材等の高騰対策の充実・強化

- (1) 「漁業経営セーフティーネット構築事業」について、燃料価格の高騰が続いた場合においても十分な補填金が交付されるよう、急騰対策補填の発動基準の引下げや価格差補填の基準価格算定方法の見直しなど、制度の拡充を要望します。
- (2) 漁業用資材・放流用種苗の価格高騰の影響を緩和するため、価格上昇分を支援する事業を創設するよう要望します。

【県担当部局】農林水産部 団体指導課、農業普及技術課、農村建設課、農産園芸課、畜産課、林業振興課、水産振興課

5 エネルギー価格・物価高騰等の影響を受けている 中小企業・小規模事業者の事業継続に対する支援

中小企業・小規模事業者は、エネルギーや原材料価格の高騰により厳しい経営環境にあることから、地域経済を支える中小企業・小規模事業者の事業の継続と雇用の維持に必要な経済対策の実施について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 中小企業・小規模事業者に対する金融支援

- (1) エネルギー価格・物価高騰等で厳しい経営環境を強いられている中小企業や小規模事業者について、条件変更や借換えニーズへの対応などの資金繰り支援に万全を期すよう要望します。
- (2) 中小企業・小規模事業者が、目まぐるしい経営環境の変化に適応しながら、事業継続できるよう、早期の相談を通じて自社の現状と課題を把握し、経営改善に取り組むための県の支援施策の実施に必要な財政措置を講じるよう要望します。

2 中小企業・小規模事業者の事業継続に対する直接的な支援

多くの中小企業や小規模事業者において、エネルギー価格・物価高騰による影響を受け、厳しい経営環境が継続していることから、直接的な支援施策の実施に必要な財源措置をはじめとした所要の対策を講じるよう要望します。

【県担当部局】商工労働観光部 経営支援課

6 物価高騰対策等に係る公共交通事業者等に対する財政支援

本県においては、バスや第三セクター鉄道等の公共交通事業者等が、人口減少や少子高齢化の進行等に伴い、厳しい経営状況に置かれていることから、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用して支援を行ってきたところです。

輸送需要がコロナ禍前の水準まで回復していない中で、公共交通事業者等は燃料費の高騰等により更なる打撃を受けていることから、今後も地域の移動手段を維持し、持続的な運行を確保できるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公共交通事業者等に対する財政支援

新型コロナウイルス感染症を契機とした新しい生活様式の定着等による輸送需要の低迷、人件費の上昇、燃料費を始めとする物価高騰に直面している鉄道、バス、タクシー、航空の公共交通事業者等が、安全かつ安定した運行を確保できるよう、経営上の財政支援を講じるよう要望します。

【県担当部局】 ふるさと振興部 交通政策室
商工労働観光部 観光・プロモーション室

7 物価高騰への対応に向けた医療機関、社会福祉施設等への支援

令和8年度の診療報酬や介護・障害福祉サービス報酬は全体でプラス改定となり、賃上げへの対応分が一定程度確保されたことに加え、国の令和7年度補正予算においては「医療・介護等支援パッケージ」として1兆3,649億円が措置され、医療機関及び社会福祉施設等の「賃上げ・物価上昇」等に対する支援が盛り込まれたところです。

しかしながら、国が定める公定価格等により経営を行う医療機関及び社会福祉施設等については、依然として診療材料費等の値上げが継続していることに加え、中東情勢の緊迫化の影響等により光熱費や食材費が高騰するなど大きな影響が生じ、厳しい経営を強いられているほか、従事者の賃金についても他産業との格差の拡大が懸念されることから、電力・ガス・食料品等の物価高騰への対応や適切な賃上げを行いながら、住民サービスの基盤である医療・介護・福祉サービスの安定的な提供体制を引き続き確保するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

- 1 公定価格の改定等による医療機関、社会福祉施設等への支援について**
患者・利用者等に安心・安全で質の高い医療・介護・福祉サービスを提供し、公衆衛生の維持ができるよう、物価・賃金の上昇に適時適切に対応できる仕組みの導入や必要な財政措置を行うなど国において早急に支援対策を講じるよう要望します。
- 2 医療需要等の変化に対応するための医療機関の取組に対する支援**
国の令和7年度補正予算において、病床数の適正化に対する支援として3,490億円が措置されたところ、休床済の病床に対する支援については単価が半額になるとされていますが、人口減少を背景とした急激な医療需要の変化を受けて、経営状況の急変等に直面し、病床削減など経営効率化に取り組んでいる医療機関を確実に支援するため、国の方針を受け、令和6年度中にいち早く削減した病床については、休床済の病床を含め、満額の支援を行うとともに速やかな交付を行うよう要望します。

3 医療機関の経営基盤の安定化に向けた支援の充実について

物価高騰や人件費の上昇に加え、医師の働き方改革への対応に伴う体制整備や追加的なコスト負担が生じる中、医療機関が地域における診療体制を維持・確保していくためには、医療機関自らの生産性向上の取組のみでは限界があり、国による財政的支援の強化が不可欠です。

このため、令和7年度補正予算における「医療・介護等支援パッケージ」に掲げられている「医療分野における生産性向上に対する支援」について、医療機関の経営基盤の安定・強化を図る観点から、予算額の更なる増額を要望します。

【県担当部局】 保健福祉部 医療政策室、健康国保課、長寿社会課
障がい保健福祉課、地域福祉課

8 中東情勢の緊迫化による影響への対応

昨今の中東情勢の緊迫化を受けた原油等の供給不安及び国際的な原油価格の高騰により、ガソリンや軽油、重油などの燃料価格は過去最高水準に達し、依然として先行きが見通せない不安定な状況が続いています。

燃料や石油関連製品の価格の高騰等は、生産資材価格の高騰や調達の不安定化を招き、製造業や運送業をはじめとする幅広い業種の中小企業等の経営を直撃し地域経済全体に影響を及ぼしています。

国においては、ガソリン等の燃油に対する補助や機動的な石油備蓄放出など、緊急的な激変緩和措置を講じられているところですが、現状、地域においては石油関連製品の価格上昇や生産資材の供給制限がかかり始めていることから、関係諸国との緊密な連携の下、十分な原油供給体制の確保により原油価格の安定化を図るとともに、迅速かつ実効性のある対応を講じるよう要望します。

《 要 望 事 項 》

1 燃料・石油製品の国内流通の円滑化、燃料の確保等

(1) 国内における燃料・石油製品の流通の円滑化

原材料不足等への懸念を理由としたサプライチェーン上流工程における過度な供給調整は、下流工程への影響が極めて大きいことから、関係省庁が業界団体等と緊密に連携し、供給動向を適時適切に把握・共有する体制を構築するよう要望します。

併せて、都道府県が把握する下流工程の事業者の需給動向や影響状況について把握し、製造・流通過程における、所謂「目詰まり」の解消・防止に向け、必要に応じた調整や指導を行うなど、実効性のある対応を講じるよう要望します。

(2) 事業者等の不安の払拭等

燃料や石油関連製品の不足等に対する事業者等の不安を払拭するため、原油供給や国内在庫、今後の見通し等について、分かりやすく丁寧な情報提供を継続して行うよう要望します。

(3) 燃料等の多角的な確保

国内の経済活動に必要なエネルギーや石油関連資材を確保するため、原油の調達先の多角化を進めるとともに、原油依存の低減に向けたエネルギー源の多様化を進めるよう要望します。

2 中小企業者の経営に対する支援

(1) 燃料価格の価格安定策の継続

燃料・原材料価格の急激な高騰は、運輸業、建設業、製造業をはじめとする幅広い産業に大きな影響を与えることから、原油の供給が安定するまでの間、現行の「緊急的激変緩和措置」を継続するよう要望します。

(2) 金融支援をはじめとする中小企業者向け支援策の充実

中小企業者の資金繰りを支えるため、影響が長期化した場合、セーフティネット貸付の更なる要件緩和を実施するよう要望します。

併せて、急激な燃料・原材料価格の高騰は、中小企業者の経営を逼迫させ、事業継続に深刻な影響を与えるおそれがあることから、都道府県が独自に中小企業者向けの支援策を講じることができるよう、財源の確保を要望します。

【県担当部局】 商工労働観光部 商工企画室

総務省

9 定年引上げ期間中の継続的な職員採用に対する 財政支援

地方公務員の定年については、国の職員の定年を基準として条例で定めることとされており、本県においても条例改正を行い、令和5年4月1日から段階的に定年を65歳まで引き上げることとしています。定年引上げ期間中の新規採用職員について、継続的な職員採用を行うため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 定年引上げ期間中の継続的な職員採用に対する財政支援

定年年齢の引上げ期間中も真に必要な規模の新規採用を計画的に継続するために人件費が増加する場合等においては、所要の財政措置を講じるよう要望します。

併せて、県内各市町村についても、各団体の実情を踏まえ、所要の額について地方財政措置を講じるよう要望します。

【県担当部局】 総務部 人事課
ふるさと振興部 市町村課

10 会計年度任用職員制度の適正な実施に向けた 財政措置

行政需要の多様化等に対応し、公務の能率的かつ適正な運営を確保するため、地方公務員法及び地方自治法の改正により、一般職の非常勤職員である「会計年度任用職員」に関する規定が令和2年4月1日から施行されて以降、一定の条件を満たした者に対する期末・勤勉手当や退職手当の支給、地方公務員共済組合への加入等により財政需要が増加しており、これまでも一定の地方財政措置が講じられてきたところです。

改正法の趣旨は臨時・非常勤職員の適正な任用や勤務条件の確保とされていることから、今後もこの制度を適正かつ円滑に実施するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 会計年度任用職員制度の適正な実施に向けた財政措置

制度の適正かつ円滑な実施に向け、適正な勤務条件の確保に必要な財政需要の増加に対応するため、各団体の実態も踏まえつつ、所要の額について地方財政措置を確実に講じるよう要望します。

併せて、県内各市町村についても、各団体の実情を踏まえ、所要の額について地方財政措置を確実に講じるよう要望します。

【県担当部局】 総務部 人事課
総務事務センター
ふるさと振興部 市町村課

11 公共施設等適正管理推進事業債の期限延長・拡充

本県では、令和7年12月に「第2期岩手県公共施設等総合管理計画」を策定するとともに、東日本大震災津波からの復旧・復興の進捗も踏まえて個別施設計画を策定し、施設の更新や長寿命化、配置の最適化により財政負担の軽減・平準化を図るなど、長期的な視点に立った公共施設等の適正な管理を推進しているところです。

今後、施設等の老朽化が一層進行する中で、適切に管理を実施し、次世代に大きな負担を残すことなく、良好な状態で引き継いでいくため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公共施設等適正管理推進事業債の期限延長・拡充

本県では、今後、高度成長期から昭和50年代にかけて集中的に整備した公共施設等の老朽化が進み、維持管理や修繕、更新等に要する経費の増大が見込まれることから、令和7年12月に策定した「第2期岩手県公共施設等総合管理計画」により、統廃合などにより施設総量を削減しつつ、必要な公共施設の適正管理を重点的に推進していくこととしています。このことから、地方財政計画に公共施設等の適正な管理を推進するために必要な経費を確実に計上するとともに、公共施設等適正管理推進事業債について、令和8年度末となっている期限を延長した上で、公共用施設に加え、公用施設も対象とするよう要望します。

【県担当部局】総務部 財政課、管財課

12 将来の大規模災害に備える仕組みの構築

東日本大震災津波からの復旧・復興に当たっては、これまでに経験のない大きな課題に直面しながらも、その解決のために鋭意取り組んでいるところであり、東日本大震災復興特別区域法の一部改正や、職員派遣に要する経費に係る震災復興特別交付税措置の継続など、特別の支援をいただいているところです。

また、令和7年2月に発生した大船渡市林野火災は、最終的には約3,370haが焼損し、国内において昭和39年以降最大、約60年ぶりの記録的な大規模なものとなり、消火活動において15都道府県から緊急消防援助隊の応援もいただいたところです。

しかしながら、全国的に災害が多発する中で、復旧・復興業務に従事するマンパワーの確保や事業用地の取得、災害時における要配慮者への支援等は重要な課題となっています。

については、本県の取組や経験を日本全体で共有し、将来の大規模災害に備える仕組みを構築されるよう、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 大規模災害に備えて必要な職員を確実に確保する仕組みの構築

災害対策基本法や大規模災害からの復興に関する法律に基づく職員派遣制度が災害応急対策から復旧・復興の段階に至るまで有効に機能するよう、必要な職員の迅速かつ確実な確保に向け、国と地方の事前協議による職員派遣ルールの設定や、復旧・復興支援技術職員派遣制度の効果的な運用、派遣要請を行う窓口の一元化など職員派遣を円滑に検討できる仕組みの構築を要望します。

また、災害対策基本法に基づき被災団体から支給される災害派遣手当について、地方自治法に基づく中長期派遣職員との均衡を踏まえ、発災直後の厳しい環境下で危険性や困難性の高い業務に従事している短期派遣職員に対しても支給できるよう、制度の見直しを要望します。

2 復興に要する土地等の私有財産制限の在り方検討

大規模災害においては、迅速な復興そのものが重要な公共の利益ですが、復興事業を進める前提として円滑な用地取得が必要です。

東日本大震災津波からの復旧・復興に当たっては、相続登記未了の土地に係る用地取得手続等に多大な時間と労力を要したため、移転元地の集約が進まず、一体的な利活用が困難な地域が生じた経緯があります。

このことから、将来、発生が懸念される日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や南海トラフ地震、首都直下型地震などの大規模災害時において迅速に復興することができるように、土地等の私有財産の制限の在り方などについて、さらに検討を進めるよう要望します。

また、防災集団移転促進事業により市町村が買い取る土地（以下「移転元地」という。）についても、集約を円滑かつ速やかに進めるため、簡素な手続により地域ぐるみの土地交換ができるような制度の創設や被災地域の実情に即した現行手続の柔軟な運用を要望します。

3 災害時医療人材育成の取組及び支援の拡充

平成 23 年度以降、岩手医科大学災害時地域医療支援教育センターでは、東日本大震災津波の被災地としての経験を踏まえ、災害拠点病院以外の様々な職種を対象とした全国レベルの災害時医療人材育成研修を実施し、多くの人材を育成してきました。

本事業に対する国の支援は、平成 27 年度で終了しましたが、このような災害時医療人材の育成事業は、本来、国として主体的に取り組むべきものです。

冬季に発生した令和 6 年能登半島地震では、道路への積雪により、雪道に不慣れな地域の支援チームの活動に一定の影響があったところ です。

国では、災害拠点病院のDMATを中心とした人材育成研修事業を実施していますが、現状のままでは、特に冬季の大規模災害時に必要な災害医療人材を確保することは困難であり、将来、発生が懸念される日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震や南海トラフ地震、首都直下型地震などの大規模災害に備えるため、災害時医療人材育成に取り組む機関を適切に支援する、恒久的かつ充実した制度の構築を要望します。

4 個人の二重債務解消に向けた支援

東日本大震災津波等の災害における経験・教訓を踏まえ、頻発化・激甚化する自然災害や日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震・津波など甚大な被害が想定される災害に備えるため、被災前の住宅ローン等が生活再建の支障とならないように、法整備を含む新たな債務整理のための仕組みの構築などについて、国による積極的な対応を行うよう要望します。

5 個別避難計画作成に係る支援の継続及び充実

個別避難計画の作成を進めるに当たり、関係者間の連携体制の構築や避難支援関係者の確保等が課題となっていることから、国によるサポーター派遣制度など、避難支援体制の充実に向けた技術的・財政的支援を充実されるよう要望します。

また、個別避難計画の作成促進に向けては、関係者のみならず、避難支援者となり得る住民等がその重要性・必要性を理解することが必要であることから、住民への分かりやすい周知など、関係者や住民向けの理解促進策の一層の充実を図るよう要望します。

6 災害ケースマネジメントの取組及び支援の充実

災害ケースマネジメントは、平時における実施体制の整備や関係者間の連携体制の構築、被災者支援に必要なスキルを備えた人材育成の取組が重要であり、災害発生時において、市町村が災害ケースマネジメントの実施に必要な人員を確保できない場合にあつては、広域的に必要な人員を派遣調整する取組が有効とされています。

地方自治体による災害ケースマネジメントの取組に対しては、フェーズに応じた財政的支援制度はあるものの、複数省庁にまたがり要件が異なるなど、柔軟な活用が難しいことから、平時から災害時までを一貫して支援する総合的な財政支援制度を構築するよう要望します。

併せて、災害救助法の救助の種類に「福祉サービスの提供」が位置付けられたことを踏まえ、法による福祉サービスの提供について、支弁基準の具体的な取扱事例を示すよう要望します。

7 大規模林野火災等に備えた消防分野における財政措置の充実

国が令和7年4月に設置した「大船渡市林野火災を踏まえた消防防災対策のあり方に関する検討会」が同年8月にとりまとめた報告書に基づき、市町村・消防本部・県等において消防防災対策を推進しているところです。

同報告書においては、林野火災に有効な資機材の更なる整備など装備の充実を図ることを求めており、国においても補正予算等の措置を講じていただいています。

令和8年4月に発生した大槌町林野火災においても、これらの資機材が有効に活用されたところであり、今後とも、報告書の趣旨に沿って、市町村・消防本部等が大規模林野火災等に的確に対処できる体制を整えることができるよう、より一層の財政措置を要望します。

【県担当部局】 ふるさと振興部 市町村課

総務部 人事課

復興防災部 復興推進課、復興くらし再建課

消防安全課

保健福祉部 医療政策室

13 国土強靱化地域計画を推進する財源の確保

令和8年度予算においては、国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に対し、関係10府省庁所管の81の交付金・補助金について、重点配分、優先採択といった重点化等を行っていただいているところです。

今後予想されている日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震等をはじめとする大規模自然災害に備え、国土強靱化地域計画に掲げる施策を着実に推進するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 国土強靱化地域計画を推進する財源の確保

県及び市町村の国土強靱化地域計画に基づき実施される取組に関し、特に、第1次国土強靱化実施中期計画に基づく取組に対する関係府省庁所管の補助金・交付金等の財源について、安定的かつ十分に確保するよう要望します。

【県担当部局】復興防災部 復興危機管理室

14 火山防災対策への支援の強化

御嶽山噴火の教訓を踏まえた活動火山対策特別措置法の改正により、火山防災協議会の設置等、地方自治体における様々な対策が義務付けられたところですが、対策の実施に当たり、国においても必要な措置を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 火山防災対策への支援の強化

火山防災に係る観測・調査体制をさらに充実・強化するとともに、火山防災マップの作成・改訂や火山避難計画の周知等、地方自治体が行う火山防災対策について、財政支援の強化を図るよう要望します。

【県担当部局】復興防災部 防災課

15 災害応急対策等への支援

地方自治体が行う防災対策や災害応急対策の実施に当たっては、各種事業や災害救助法等により支援していただいているところですが、更なる支援について次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 災害応急対策に対する財政支援等

災害時においては、災害応急対策として汚泥・流木処理、災害廃棄物処理、更には避難所設置に伴う関連設備の整備を始めとする被災者支援など、多岐にわたる対策を県・市町村が連携して実施していますが、こうした対策は、被災自治体にとって大きな財政負担を伴うものとなっていることから、十分な財政支援を確実に実施するよう要望します。

2 災害救助法に基づく応急仮設住宅供与に係る柔軟な運用

災害救助法に基づく応急仮設住宅の供与について、応急仮設住宅の団地の集約や民間賃貸住宅の貸主の事情等により被災者が他の応急仮設住宅へ転居せざるを得ない場合の移転費用について、災害救助費の対象とするよう要望します。

【県担当部局】復興防災部 防災課、復興くらし再建課

16 被災者生活再建支援制度の要件緩和と拡充

近年、大雨等による災害により、地域限定的に深刻な災害が多数発生し、被災者の生活再建に向けた負担を軽減するための対策が必要となっており、被災者生活再建支援制度の適用に当たっては、法に基づく救済が被災者に対して平等に行われることが必要であることから、制度の要件緩和と拡充について次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 被災者生活再建支援制度の要件緩和と拡充

(1) 被災者生活再建支援制度が適用された市町村の被災者と同様の被害を受けたにもかかわらず、適用対象外となる被災者が生じることのないよう、全ての被災市町村を適用対象とするよう要望します。

また、被災者の住宅再建が十分に図られるよう、被災者生活再建支援金の支給金額を、工事単価の上昇に対応して増額するとともに、損害の割合にかかわらず住宅半壊世帯全てを支給対象とするなど、支給範囲を拡大するよう要望します。

(2) 相互扶助の理念に基づく被災者生活再建支援制度の想定を超える大規模災害発生時は、東日本大震災津波の対応と同様に、都道府県負担の軽減措置を講じるよう要望します。

【県担当部局】復興防災部 復興くらし再建課

防衛省

17 陸上自衛隊岩手駐屯地の勢力維持

陸上自衛隊岩手駐屯地の部隊は、東日本大震災津波をはじめ、令和元年東日本台風災害や頻発する大規模な林野火災に迅速に対応いただくなど、本県に欠くことのできない存在であることから、勢力の維持について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 陸上自衛隊岩手駐屯地の勢力維持

岩手駐屯地の部隊は、地震、風水害、林野火災などの大規模災害への迅速な対応に加え、北朝鮮ミサイル発射時における対応、大規模なイベントにおけるテロ対策など、国民保護の分野においても重要な役割を果たしています。近年多様化する危機事案から県民生活の安全を守るためには決して欠くことのできない存在であり、本県の地域振興にも大きく貢献していることから、陸上自衛隊岩手駐屯地の勢力を維持するとともに、即応性の確保に必要な駐屯地近傍への宿舎整備を着実に推進するよう要望します。

【県担当部局】復興防災部 防災課

18 防災局の機能充実・本県への設置

我が国の防災のあり方を構想するとともに、徹底した事前防災、発災時から復旧・復興までの一貫した災害対応の司令塔となる組織として令和8年中に設置される防災庁には、地方機関として防災局が置かれることとされているところであり、その機能の充実及び本県への設置について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 防災局の機能充実

令和8年中に発足する防災庁の地方機関として2年以内に設置される防災局について、地域における事前防災、大規模災害発生時における迅速な被災地支援等を強力かつ確実に進められるよう、地方自治体の意見を踏まえ、機能及び権限の充実を図るよう要望します。

2 防災局等の本県への設置

東日本大震災津波で甚大な被害を受けながらも、人命救助、避難所運営、物資供給、復興計画の作成、復興まちづくり、被災者の生活再建・こころのケア、記録と記憶の伝承・発信など、災害対応から復旧・復興まで各般にわたる取組を着実に進めてきた本県は、防災局設置の有力な候補地の一つと考えますので、防災局を本県に設置するよう要望します。

また、今後設置が検討される文教研修施設、いわゆる防災大学校についても、本県への設置を検討するよう要望します。

【県担当部局】復興防災部 防災課

警察庁

19 犯罪被害者等に対する被害発生直後の経済的支援策の充実強化

近年、全国的に刑法犯の認知件数が増加傾向にあり、また、「匿名・流動型犯罪グループ」による強盗傷害事件等の凶悪な犯罪が広域的に発生するなど、全国どこでも誰もが犯罪被害者となる可能性が高まっています。

国では、令和6年度に犯罪被害給付制度を改正し、給付額の引上げを行ったところですが、給付には一定の時間を要し、被害発生直後に生じる経済的負担に対する支援が課題となっていることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 国・都道府県・市区町村の負担による支援制度の創設

広域化する犯罪の被害者等に対する被害発生直後の経済的支援策の充実強化に向け、誰もがどこに住んでいても等しく支援を受けられるよう、国・都道府県・市区町村の負担による見舞金等支給制度を創設するよう要望します。

【県担当部局】復興防災部 消防安全課

内閣府

20 国関係機関における都道府県防災会議委員の女性の積極的な登用

「第6次男女共同参画基本計画」においては、都道府県防災会議における女性委員の割合を高めるため、地方防災会議委員のうち、指定行政機関の長又はその指名する職員の選定について、関係省庁に対し、弾力的な女性の登用を促すことが盛り込まれたところです。

本県の防災会議においては、災害対策基本法に規定する委員18名全員が男性となっていることから、女性委員の登用が早期に実現するよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 都道府県防災会議委員の女性の積極的な登用

第6次男女共同参画基本計画に基づき、関係省庁に対し、同項に規定する委員に女性職員を積極的に登用するよう強く要請するなど、速やかに必要な取組を行うよう要望します。

【県担当部局】復興防災部 防災課

21 国際環境の変化を踏まえた万全な対応

CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定等の発効や米国による関税措置など、我が国を取り巻く国際情勢が大きく変化しており、本県の基幹産業である農林水産業やものづくり産業等に影響を及ぼすことが懸念されています。

地域が活力を維持し、更に発展していくためには、情勢が変化する国際環境下においても、競争力のある力強い産業づくりを進める必要があることから、国において万全な対策を講じるよう、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定等への万全な対応

農林漁業者や商工事業者が安心して経営を継続できるよう、CPTPP、日EU・EPA、日米貿易協定、日英EPA及びRCEP協定等の経済連携協定に加え、米国の関税措置に伴う農林水産業、商工業への影響等について、十分な情報提供を行うとともに、「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策を着実に実施するなど、万全の対策を講じるよう要望します。

2 東日本大震災津波被災地への配慮

「総合的なTPP等関連政策大綱」に基づく施策の実施に当たっては、東日本大震災津波からの復興の途上にある被災地の活力を決して低下させることのないよう、十分な配慮を要望します。

【県担当部局】 ふるさと振興部 国際室
商工労働観光部 商工企画室
農林水産部 農林水産企画室

22 マイナンバー制度の安全・安定的な運用の確保

マイナンバー制度について、国民の認知や理解が正しく深まらなければ普及・定着が進まないこと、国家的な社会基盤であることを踏まえ、マイナンバーカードの普及を促進し、情報提供ネットワークを利用した情報連携を安全かつ円滑に運用するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 マイナンバー制度の安全・安定的な運用について

マイナンバーカードのメリットや安全性に関する国民への丁寧な説明はもとより、関連システムを含めた安定的なシステム運用により、安心してサービスを利用できる環境を構築することが必要ですが、個々の事業者や地方公共団体による対応には限界があること、また、マイナンバーカードと健康保険証や運転免許証との一体化、マイナンバーと公金受取口座や国家資格情報との紐づけ等がスムーズに連携できないトラブルも発生していることから、国民が不安を抱えて利用をためらうことがないよう、マイナンバーカードを活用した様々な手続において、国、地方公共団体及び関係事業者が一体となったチェック体制や、正確かつ適正な情報の紐づけがなされる仕組みの構築等に取り組むよう要望します。

2 マイナンバー制度の運用に伴う財政措置

マイナンバー制度が国家的な社会基盤であることを踏まえ、新たなシステム及びネットワークの構築、改修並びに維持管理や各種連携テストの実施等が発生した際に要する経費については、原則として国が負担し、地方公共団体に新たな経費負担が生じることのないよう要望します。

3 情報連携の安全かつ円滑な運用

情報提供ネットワークシステムを活用した取組が拡大していることから、情報連携においては、国、地方公共団体及び関係機関の間で安全かつ円滑な運用が図られるよう、国が責任をもってシステムの運営及び監視を行うよう要望します。

【県担当部局】ふるさと振興部 科学・情報政策室

23 第三セクター鉄道に対する財政支援の充実

鉄道は、旅客及び国内貨物の輸送における重要なインフラですが、その一端を担う第三セクター鉄道においては、設備の老朽化が進行しており、安全性の向上に資する施設整備が国土強靱化と併せて不可欠となっています。

また、沿線人口の減少や人件費の上昇、物価高騰等の影響により、事業者は厳しい経営状況に置かれています。

については、第三セクター鉄道の維持確保のため、更なる財政支援が必要不可欠であることから、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 地域を支える第三セクター鉄道の維持・確保に向けた支援制度の創設

- (1) 路線維持のための赤字補填・運営費助成等の財政支援制度を創設するとともに、地元負担に係る所要の地方財政措置を講じるよう要望します。
- (2) 地域公共交通再構築事業における車両更新への補助について、現状では先進車両の導入に限定されていますが、その要件を緩和するとともに、社会資本整備総合交付金における基幹事業への追加を行うよう要望します。

2 安全性の向上に資する設備の整備に対する財政支援の充実

- (1) 鉄道施設総合安全対策事業及び地域公共交通確保維持改善事業について、十分かつ確実な予算の確保及び補助率の引上げを行うよう要望します。
- (2) 鉄道事業再構築実施計画に基づき三陸鉄道が実施する設備の整備に対して、確実な予算措置の継続を要望します。

3 固定資産税を減免する制度の創設

既存の並行在来線鉄道事業者に対する固定資産税を減免する制度を創設するとともに、減免の対象となる市町村に対して必要な財源措置を行うよう要望します。

【県担当部局】ふるさと振興部 交通政策室

24 世界文化遺産の保全等への支援

本県が有する3つの世界遺産「平泉」、「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」及び「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」の保存・活用を図りながら、将来の世代へ継承していくため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 世界文化遺産の保全等への支援

本県が有する3つの世界遺産「平泉」、「明治日本の産業革命遺産（橋野鉄鉱山）」及び「北海道・北東北の縄文遺跡群（御所野遺跡）」を将来の世代へ継承していくため、資産の整備・管理や、遺産影響評価への取組など、適切な保全等の取組に対する支援をしていただくよう要望します。

2 「平泉の文化遺産」の文化観光の取組への支援

世界遺産「平泉」及び関連遺産等を活用した、文化観光推進法に基づく文化観光の取組が効果的に推進できるよう、「いわて平泉歴史文化観光地域計画」の事業実施に係る技術的助言と、当該計画期間における継続的かつ十分な財政支援を要望します。

【県担当部局】文化スポーツ部 文化振興課
教育委員会事務局 生涯学習文化財課

25 「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録への支援

「平泉の文化遺産」は、平成23年6月に世界遺産に登録され、平成24年9月に拡張資産として5遺跡が暫定リストに記載されたところです。

世界遺産拡張登録のため、引き続き、調査研究等を進める必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 「平泉の文化遺産」の世界遺産拡張登録への支援

「平泉の文化遺産」の拡張登録が早期に実現されるよう、調査研究に対する財政的支援及び技術的支援を継続していただくよう要望します。

【県担当部局】文化スポーツ部 文化振興課
教育委員会事務局 生涯学習文化財課

26 脱炭素社会の実現に向けた対策の推進

国においては、令和2年10月に「2050年カーボンニュートラル」を宣言し、また、令和7年2月に改定した「地球温暖化対策計画」で、2030年度において、温室効果ガスを2013年度から46%削減し、さらに50%の高みに向け挑戦を続けていくことに加え、2035年度、2040年度において、温室効果ガスを2013年度からそれぞれ60%、73%削減することを目指すなど、地球温暖化対策をさらに進めていく方針を示しています。

本県では、2050年度の温室効果ガス排出量実質ゼロ、2030年度において2013年度比で57%削減する目標を掲げ、その達成に向けて、省エネルギー対策と再生可能エネルギーの導入に積極的に取り組んでいます。

本県の取組は、国の目標達成に向けて地域から貢献しようとするものであり、地域の実情に応じた財政措置の拡充など、必要な支援及び措置を講じるよう、次のとおり要望します。

また、電力系統への接続制約や接続費用の地域間格差などの課題に対応するため、送配電網の充実・強化や接続制約の低減が図られるよう、次のとおり要望します。

1 地域の脱炭素化に向けた取組に対する総合的な支援

- (1) 2050年カーボンニュートラルに向けた各地域における取組を強力的に推進するため、「地域脱炭素移行・再エネ推進交付金」について、十分な予算を確保するとともに、地域の実情に合わせて活用できる柔軟な制度運用を図るよう要望します。
- (2) 公共施設のZEB化や省エネルギー化、公用車の電動化など、公共部門における率先的な取組を推進するため、リース方式等での整備が可能となるような財政措置が講じられるよう要望します。
- (3) 地域の脱炭素化の取組を推進するために必要な専門人材の確保・育成に対する支援を充実・強化するよう要望します。
- (4) 地域の脱炭素化に向け、地域地球温暖化防止活動推進センターが実施する住民及び事業者の行動変容を促すための普及啓発活動、広報活動及び地球温暖化防止活動推進員への活動支援等に対し、十分な財政支援を行うよう要望します。

2 省エネルギー対策に対する支援

- (1) 中小事業者の脱炭素化を促進するため、省エネルギー設備の導入補助や融資制度、省エネルギー診断など、省エネルギー対策に対する支援を継続・拡充するとともに、十分な予算を確保するよう要望します。
- (2) 家庭の脱炭素化を促進するため、省エネルギー家電への買換えへの支援を実施するとともに、自治体が行う脱炭素に関する普及啓発等の取組に対する支援を充実・強化するよう要望します。
- (3) EVやPHV（プラグインハイブリッド自動車）、FCV（燃料電池自動車）等の電動車の普及拡大に向けて、充電・充電インフラを含めた補助の継続及び充実を図るよう要望します。
- (4) カーボンニュートラルに資する良質な住宅の普及を図るため、地方公共団体によるZEH水準を上回る性能の住宅への補助に対する財政措置の拡充を要望します。
また、住宅所有者等に対する意識醸成のための普及啓発の取組を拡充するとともに、建築士等の技術力を向上させるための取組に対する支援を要望します。

3 再生可能エネルギーの導入促進に向けた支援

- (1) 出力制御を極力低減しつつ、再生可能エネルギーの導入を拡大するため、蓄電池導入などによる系統安定化対策を含め、送配電網の充実・強化に向けた施策を展開するよう要望します。
- (2) 東北地方など再生可能エネルギーの適地においては、電力インフラが脆弱であり、電力系統への接続費用が他地域を大きく上回るなどの地域間格差が生じていることから、格差解消に向けた施策を展開するよう要望します。
- (3) 東北北部エリアの基幹系統の増強に向けて、基幹系統増強工事の工期短縮を図り、早期連系に向けた取組が確実に実施されるよう、送配電事業者に対して国が指導するなど、必要な措置を講じるよう要望します。
- (4) 地域に広く賦存する再生可能エネルギーについて、地域に利益が還元される仕組みの創設や、再生可能エネルギーが持つ環境価値が地域で活用され、「非化石証書」の取引がより一層円滑に行われるように制度設計を見直すなど、地域経済の発展につながる制度を構築するよう要望します。
- (5) 太陽光発電設備の廃棄について、「太陽電池廃棄物の再資源化等の推進に関する法律案」が令和8年4月に閣議決定されたところですが、廃棄・リサイクルが確実に履行される仕組みを早期に構築するよう要望します。
また、風力発電設備等の廃棄時についても、適正な処理が担保される仕組みを構築するよう要望します。

4 港湾及び空港の脱炭素化の推進に向けた支援

港湾及び空港の脱炭素化を推進するため、策定した「脱炭素化推進計画」に基づき官民が協働して実施する取組に対し、財政的な支援の拡充等を行うよう要望します。

5 道路の脱炭素化の推進に向けた支援

道路の脱炭素化を推進するため、道路管理者の主体的な取組や、関係者と連携・協働して実施する取組を行うための必要な予算を確保するよう要望します。

【県担当部局】 環境生活部 環境生活企画室、資源循環推進課

県土整備部 道路環境課、建築住宅課、港湾空港課

27 地方消費者行政に係る支援の継続・拡充

これまで、国の交付金により県及び市町村の消費者行政の機能強化が図られたところでは、

今後も消費生活相談機能を維持・強化していくためには、安定的な財源確保等が必要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地方消費者行政に係る支援の継続・拡充

- (1) 地方消費者行政強化交付金について、用途の拡充や交付率の引上げを行うなど、消費者行政を推進していくために必要な財政支援を継続的・安定的に行うよう要望します。

特に、地方消費者行政機能維持事業（相談機能維持・未然防止強化型）については、補助上限額の逡減の見直しを行うよう要望します。

- (2) 令和8年9月に稼働する全国消費生活情報ネットワークシステムを円滑に運用するため、相談現場で混乱が生じないように、実務的な情報交換や消費生活相談員等に対する操作研修の充実を図ることを要望します。

また、消費生活相談のデジタル化の更なる推進に当たっては、自治体間の広域連携及び相談員の役割分担について、自治体の意見を十分に聴取し、相談業務の実情に即した制度設計とするよう要望します。

【県担当部局】環境生活部 県民くらしの安全課

28 水道の基盤強化に係る予算の確保

これまで市町村等では、水道の施設整備に係る国庫予算を活用し、普及率の向上や施設の耐震化及び更新を図ってきたところです。

人口減少等による料金収入の減少が見込まれる中、老朽化対策や災害に備えた強靱化等の水道施設の維持管理は大きな課題であり、今後、水道のより一層の基盤強化に向け、配水管等の耐震化や更新とともに、地域の実情に応じた広域連携の推進等に取り組む必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 水道の基盤強化に係る予算の確保

- (1) 市町村等が施設の耐震化、更新等を計画的に行うため、施設整備に要する予算を当初予算において十分に確保するとともに、国庫補助制度を拡充するよう要望します。
- (2) 広域連携に関する国庫補助制度において、事業統合や経営の一体化のみならず、業務の共同化や市町村等が行う広域連携の検討に要する費用も支援対象とするとともに、給水人口要件を緩和するなど、地域の実情に応じて広域連携の取組が推進できるよう必要な財政措置の拡充を要望します。

【県担当部局】環境生活部 県民くらしの安全課

29 北上川の清流化確保対策

旧松尾鉱山の坑廃水による北上川の水質汚濁防止対策は、関係5省庁の了解事項に基づき実施されているところですが、恒久的な財源の確保等の課題があることから、国の責任における措置について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 旧松尾鉱山坑廃水処理による水質汚濁防止対策

北上川の清流化対策は、本県にとって最重要課題の一つであり、これまで国の補助を受けながら坑廃水の中和処理を行っていますが、現行の国庫補助制度は法的根拠がない予算補助であることから、恒久的で安定した財政制度を確立するよう要望します。

また、それまでは現行の補助率3/4を維持し必要な予算を確保するとともに、県負担に係る特別交付税措置を維持するよう併せて要望します。

2 赤川の保全水路と直轄管理区間延伸

赤川の保全水路の対策に万全を期すとともに、北上川まで直轄管理区間を延伸し、国において、水質保全措置も含めた河川の一体管理を行うよう要望します。

【県担当部局】環境生活部 環境保全課
県土整備部 河川課

30 PCB廃棄物の迅速かつ確実な処理への対応

PCB廃棄物の処理について、安全性を確保するとともに、迅速かつ確実な処理に向けて、必要な体制の整備と財政措置の継続・拡充を図るよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 処理施設閉鎖後に発見された高濃度PCB廃棄物への支援

中間貯蔵・環境安全事業株式会社の拠点広域処理施設閉鎖後に発見された高濃度PCB廃棄物について、安全かつ確実に処理できる体制を速やかに整備するとともに、処理費用の助成制度を継続するよう要望します。

2 低濃度PCB廃棄物処理に係る支援

低濃度PCB廃棄物処理が合理的かつ効率的に進むよう、実態把握の促進など、自治体の指導等に要する経費について、必要な予算を措置するよう要望します。

また、期限内の処理を確実にを行うため、事業者による調査・処理費用等に係る助成について、十分な予算を確保するよう要望します。

【県担当部局】環境生活部 資源循環推進課

31 地域医療確保に必要な財政支援の拡充等

病院勤務医の減少など、地域における医師不足は一層深刻化し、「地域医療崩壊」の危機的な状況にあって、これまでの診療報酬改定では、物価や賃金、人手不足等の医療機関を取り巻く環境変化への対応として一定の配慮がされたものとなっていますが、地方の病院における医師確保、救急・周産期医療の窮状は、経営に伴う収入の増加のみで解決できる状況にはなく、診療報酬と医療政策の両面から総合的に対策を講じる必要があります。

このことから、地域医療確保に必要な財政措置の拡充等について次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 新たな地域医療構想等推進のための支援

(1) 医療従事者確保や医療提供体制の効率化の取組に対する支援

医療・介護の複合ニーズが高まる85歳以上人口の増加や生産年齢人口の減少がさらに進む2040年を見据え、新たな地域医療構想や地域包括ケアシステムを推進するためには、医療従事者の確保のほか、地域における医療機関や病床の機能分化・連携、生産性向上、在宅医療や医療DXの推進など、医療提供体制の効率化に向けた不断の取組が必要であり、これらの取組に対して十分な支援を行うため、必要な財政措置を行うよう要望します。

(2) 地域の実情に応じた地域医療介護総合確保基金の配分等

新たな地域医療構想や地域包括ケアシステムの推進のための財源である地域医療介護総合確保基金について、予算を安定的に確保し、継続的に取組を進めていくことができる恒久的な制度とするとともに、都道府県負担分に対し人口に応じ措置されている普通交付税についても、医師少数県が必要な医師確保対策等を行うことができるよう、医師不足が顕著な県に重点的に配分するよう要望します。

また、地域の実情に応じ必要な事業が確実に実施できるよう、地域医療介護総合確保基金の運用に当たり、事業区分間の額の調整について、柔軟に行う運用とするよう要望します。

2 公立病院等の運営に対する地方財政措置の拡充等

(1) 公立病院等の運営に配慮した地方財政措置の拡充

地域に必要な医療を継続して確保するため、公立病院等の運営に配慮し、公立病院に対する繰出や公的病院等への助成に対する特別交付税の算定ルール、特に措置率について所要の見直しを行うなど、地方財政措置をさらに拡充するよう要望します。

(2) 公立病院等の運営に配慮した診療報酬の改定

これまでの診療報酬改定において、物価高騰や賃金上昇、人手不足等の医療機関を取り巻く環境変化への対応として一定の配慮がされたものとなっていますが、公立病院等の運営に配慮した救急医療、へき地医療等の部門における評価をさらに充実するよう要望します。

3 地域医療を支える私立大学に対する財政支援

岩手医科大学は、いわゆる「1県1医大」構想の下、岩手県唯一の医育機関、医学研究機関としての役割のほか、本県の地域医療を支える中核的医療機関、医師の養成・派遣機関等として重要な機能を担っているところですが、私立大学であっても他の国公立大学と同様に、当該地域の医療の確保等に関し、重要かつ欠くことのできない機能を果たしている大学医学部に対する財政支援を充実するよう要望します。

4 医療提供体制推進事業費補助金（統合補助金）の予算確保

医療提供体制推進事業費補助金は医療提供体制の確立に不可欠ですが、平成23年度以降、当初事業計画額を大幅に下回る交付決定が続き、各事業において医療機関や大学などの負担が増大するなど多大な支障が生じていることから、十分な予算を確保するよう要望します。

5 医療施設等設備整備費補助金及び医療施設運営費等補助金の予算確保

医療施設等設備整備費補助金及び医療施設運営費等補助金はへき地診療所の医療機器整備費など地域医療を確保する上で重要かつ不可欠な補助金ですが、令和5年度以降、当初事業計画額を大幅に下回る交付決定が続き、各事業において医療機関や大学などの負担が増大するなど多大な支障が生じていることから、十分な予算を確保するよう要望します。

6 周産期医療の確保に対する支援

総合周産期母子医療センター及び地域周産期母子医療センターの運営は恒常的に不採算事業であり、周産期母子医療センターを運営する医療機関の超過負担が常態化しています。

国の令和6年度及び令和7年度補正予算では、人口減少や医療機関の経営状況の急変に対応する緊急的な支援パッケージの中に、分娩数が減少している分娩取扱施設への支援や、分娩取扱施設が少ない地域で分娩取扱を維持するための支援を行う事業が創設されましたが、周産期母子医療センターは支援の対象外とされています。

分娩数が年々減少する中で、妊産婦及び新生児に対してリスクに応じた適切な周産期医療を提供していくために、周産期母子医療センターの機能を維持する必要があることから、周産期母子医療センターに対する財政支援について、補助基準額の引上げなど制度の拡充を図るとともに、基準額どおりに算定した配分となるための十分な予算を確保するよう要望します。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

32 医師の働き方改革の推進

医療は、国民の生活に欠くべからざるものであり、誰もが必要な医療を受けられる体制や、医療従事者の働きがいのある環境が求められていますが、今日、我が国の地域医療の現場では医師の絶対数の不足や地域間・診療科間の偏在等が極めて顕著となり、いわば「地域医療崩壊」の危機的状況にあります。

こうした危機的状況を打開するため、都道府県は、医師確保の方針、目標医師数や目標の達成に向け施策等を定めた「医師確保計画」に基づき、奨学金事業やキャリア形成支援等をはじめとする、様々な医師の確保及び偏在対策に取り組んできたところではあります。

このような中で、国においては、2040年の医療提供体制を見据えた3つの改革として、「地域医療構想の実現」「医療従事者の働き方改革」「医師偏在対策」を進めているところですが、医師の時間外労働に対する上限規制が2024年4月から施行された一方で、医師偏在是正の目標年は2036年とされています。

医師の偏在是正が図られないまま、医師の働き方改革に係る制度が施行されたことにより、今後、医療機関においては診療体制の縮小を余儀なくされ、救急医療や周産期医療の提供が困難になるなど、地域医療提供体制に影響が生じることが懸念されます。

ついては、医師不足地域の実情を踏まえた、医師の働き方改革の推進に向け、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 医師の働き方改革による地域医療への影響・課題等に関する詳細な実態調査と必要な方策の実施

医師の時間外労働の上限規制と健康確保措置の施行が地域医療に及ぼす影響等について、特に医師少数県を優先して詳細な調査・分析・検証を継続的にを行い、医師の働き方改革を進めながら地域医療を確保するため、現場の実態に即した必要な施策を検討し、実行するよう要望します。

2 医師の働き方改革の国民への周知

医師の働き方改革の推進に当たっては、いわゆる「コンビニ受診」の抑制など国民的な理解と取組の推進が不可欠であることから、国民や医療機関・医療従事者に対し、医師の時間外労働の現状や今般の制度施行の趣旨・内容について継続的な周知・啓発を行うとともに、かかりつけ医機能の推進等を通じた医療資源の有効活用に向けた取組を強力に進めるよう要望します。

33 薬剤師確保に向けた財政措置の拡充

令和5年6月に公表された薬剤師偏在指標によると、薬剤師の従事先には業態の偏在や地域偏在があり、特に病院薬剤師の確保は喫緊の課題となっています。

本県は県全体が病院薬剤師少数都道府県であり、また、9医療圏中7圏域が病院薬剤師少数区域となっています。さらに、県央部に薬剤師が集中しており、地域的な偏在が見られます。このような状況を改善するために、特に病院薬剤師の確保を重点的に進めていく必要が生じています。

については、チーム医療の推進、充実に向けた薬剤師確保のため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 病院薬剤師偏在の是正に向けた総合的な対策パッケージの策定

病院薬剤師の偏在是正は、地域医療確保のため必須の取組であり、医師と同様に、偏在是正に向けた総合的な対策パッケージをとりまとめ、国を挙げて取り組むよう要望します。

2 薬剤師確保に係る地域医療介護総合確保基金の拡充

医師少数県では、医師確保対策等に多額の地域医療介護総合確保基金を取り崩していることから、病院薬剤師をはじめとした医療従事者の確保に向けた事業を実施できるよう、財政支援の更なる拡充と、基金財源を別枠で確保するとともに、基金の運用に当たり、事業区分間の額の調整について、柔軟に行う運用とするよう要望します。

3 薬剤師養成教育及び研修実施支援の拡充

令和6年3月に「薬剤師臨床研修ガイドライン」が示されたところですが、薬剤師の業態偏在の是正に向け、病院薬剤師の業務について理解を深めてもらい病院への就業を促すため、当該ガイドラインに基づいた薬剤師養成教育の充実や未就業者の復職のための現状に即した効果的な研修の実施について、国においても積極的な支援を要望します。

34 新型コロナウイルスワクチンの接種費用に対する 支援

新型コロナウイルス感染症の全年齢を対象とした全額公費による予防接種が終了し、令和6年4月から、高齢者や基礎疾患を有する方については、予防接種法に基づく定期接種として実施されていますが、全ての被接種者が円滑に接種を受けられるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 市町村が独自に自己負担軽減措置をする場合の財政的支援

令和6年度の新型コロナウイルスワクチンの定期接種については、自己負担額が最大で7,000円程度となるよう、国において接種費用の一部助成が行われたところですが、令和7年度は当該助成が廃止されたことに伴い、被接種者の負担が大きく接種率が低くなったところであり、季節性インフルエンザの予防接種と同水準の自己負担額となるよう、助成の再開等の財政的支援を行うよう要望します。

【県担当部局】保健福祉部 医療政策室

35 診療報酬の改定等

令和8年度診療報酬改定では、物価・人件費の上昇をより強く受けている大学病院や急性期の拠点病院などに手厚く配分がなされ、一定の評価が行われたものの、人口減少が続く地方の病院については、十分とは言えないなど、評価が不足している状況にあります。

医療人材を安定的に確保しつつ、外部委託経費の増加への対応や、医療の高度化・専門化に対応した医療機器等の設備投資を図りながら、今後も地域医療を支える医療機関が住民ニーズに対応した適切な医療を提供できるよう、診療報酬の更なる改定や医療に係る消費税制度の取扱いの抜本的な見直し等について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 安定した病院経営のための診療報酬引上げ

医療人材を安定的に確保しつつ、医療の高度化・専門化に対応した医療機器等の設備投資を図りながら、今後も地域医療を支える病院等が住民ニーズに対応した適切な医療を提供できるよう、早期に入院基本料等を更に引き上げることがを要望します。

2 医療の高度化等に伴う診療報酬の適正な評価

(1) 高度医療の実施に係る適正な評価

カテーテルやロボットなどを活用した高度医療の実施に際し、収益の大部分が材料費に充てられるなど、診療報酬において医療技術に対する評価が十分になされていないことから、地域の実情に応じた適正な評価がなされるよう要望します。

(2) 外来化学療法等の高額薬品を使用する医療への適正な評価

外来化学療法などの高額薬品を使用する医療は患者にとって有益な治療であるものの、薬品使用に対する診療評価が大部分を占めており、多くの患者を受け入れても経営に寄与しにくい構造となっていることから、診療報酬の適正な評価がなされるよう要望します。

(3) 入院時の食事療養費の引上げ

食事療養費の1食当たり単価が730円に引き上げられましたが、食事提供のための食材費、光熱費及び調理業務等に従事する医療従事者の人件費の急激な高騰が続いており、引き上げられた額をもってしても、費用を賄いきれない構造が生じていることから、食事療養費の更なる引き上げを要望します。

3 診療報酬による消費税の適正な補填等

消費税率引上げ後の診療報酬による補填状況を継続的に検証し、病院個別に補填が充足される公平で精緻な制度とするよう要望します。

また、診療報酬での対応が困難な場合には、控除対象外消費税が発生しないよう課税措置へ転換するなど、税制上の抜本的な見直しを行うよう要望します。

4 医療従事者の不足等、地方の実情に応じた施設基準の取扱い

医師をはじめとする医療従事者が不足している地域にあっては、宿日直許可の取得等により、医師の超過勤務時間の上限規制等に対応しながら、必要な医療提供体制を確保しているところであり、救命救急入院料等の施設基準の評価において、地方の実情に配慮し、宿日直を行う医師以外の専任医師の配置に係る要件について、柔軟な取扱いを行うよう要望します。

5 同一の開設者である公立病院に係る診療報酬上の取扱い

新型コロナウイルス感染症等への対応で改めて認識された公立病院の重要性を踏まえ、医療資源の状況等から、高度急性期から慢性期までの幅広い医療機能を公立病院が担う必要がある地域においては、実情を勘案し、同一の開設者である公立病院間において転院の入院期間を通算しないことや、救急患者連携搬送料等の診療報酬を算定可能とすることを要望します。

6 人材確保等に向けた適正な賃金水準に対する財政支援

医療従事者の賃上げ水準は、他産業と比較すると充分とは言えず、地域医療に従事する医療従事者の流出防止や、地域個々の医療ニーズに対応が可能となる新たな人材の確保に向けて、診療報酬を含めた財政的支援・体制を構築するよう要望します。

【県担当部局】 医療局 医事企画課、経営管理課
保健福祉部 医療政策室

36 医療分野におけるデジタル化の推進について

医療分野におけるデジタル化の推進は、医療の質の向上と効率化のために重要であり、早期の対応が求められています。

電子カルテをはじめとする医療情報システムは、医療DXの推進にとって必要不可欠なものであり、その導入・維持・更新には、多額の費用が生じることから、次のとおり要望します。

令和8年度診療報酬改定では、「医療情報取得加算」や「医療DX推進体制整備加算」が廃止され、新たに「電子的診療情報連携体制整備加算」等が新設されるなど、一定の評価がなされたものの、医療機関における電子カルテやオンライン資格確認、電子処方箋、電子カルテ情報共有サービス等に係るシステムの導入、維持、更新や、サイバーセキュリティ対策などには依然として多額の費用が生じていることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 電子カルテの導入・維持・更新における診療報酬上の評価や財政措置の実施

医療DXの推進に必要不可欠である、電子カルテの導入・維持・更新における費用について、診療報酬上の評価の拡充や、必要な財政措置の実施を要望します。

2 健康保険のオンライン資格確認、電子処方箋や電子カルテ情報共有サービス等の導入・安定運用に向けた財政措置の拡充

原則義務化とされたオンライン資格確認については、システムを維持運営するための費用は各医療機関の負担となっています。医療機関の過度な負担とならないよう財政措置の拡充を要望します。

令和5年1月から開始された電子処方箋の導入では、電子カルテシステムと連携するための改修や医師がHPKIカードを取得・認証する必要があるほか、順次提供される追加機能への対応の都度、多大な業務負担及び費用負担が生じるため、必要な財政措置や制度改正を要望します。

全国医療情報プラットフォームの柱である電子カルテ情報共有サービスについては、国からの補助が初期費用の一部に限られており、加えて、未だ最終的な

仕様が示されていないことで、具体的なシステム改修費用や対応に要する労力が見通せず、医療機関の経営に大きな不安を与えています。各医療機関が円滑に対応できるよう、十分な情報提供と、改修費用等に対する財政措置の拡充を要望します。

3 医療機関のサイバーセキュリティ対策に対する財政措置の拡充

ランサムウェア等によるサイバー攻撃等に備えた医療機関の取組について、システムの改修、専門人員の確保やバックアップ体制の構築、サイバー攻撃対策を講じたネットワーク設定・管理など、医療機関の負担が大きいことから、医療機関の継続的な運用を確保するための措置を要望します。

【県担当部局】 保健福祉部 医療政策室
医療局 医事企画課

37 国と地方の連携による食料安定供給の確保

国では、「食料・農業・農村基本計画」を策定し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、激動する国際情勢や人口減少等の国内状況の変化に対応するため、初動5年間で農業の構造転換を集中的に推進することとしています。

食料安全保障の実現に向けては、我が国の食料供給の現場である地方と国が一体となって、総力を挙げて取り組んでいくことが重要であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 食料安全保障の強化

食料・農業・農村をめぐる情勢の変化を踏まえ、食料安全保障構造転換対策や、生産者の急減に備えた生産基盤の構造転換対策等の着実な実施など、国民に対する食料の安定的な供給に向けて、食料安全保障の強化が図られるよう要望します。

2 国内生産の増大

輸入に大きく依存する麦、大豆、飼料作物等の生産拡大の取組に対する支援を強化するなど、国内生産の増大に向けた対策を一層推進するよう要望します。

3 合理的な価格形成の実現及び国民理解の醸成

- (1) 食料システム全体を持続可能なものとしていくため、生産・流通コスト等を踏まえた再生産に配慮した合理的な価格形成・取引を推進するための実効性のある対策を講じるよう要望します。
- (2) 再生産に配慮した合理的な価格形成について、生産から流通までの関係者や、消費者の理解醸成を図るよう要望します。

4 地方の実情を踏まえた「食料・農業・農村基本計画」の推進と農業構造転換集中対策の予算確保

「食料・農業・農村基本計画」の推進に当たっては、食料供給の現場である地方の実情を十分に踏まえるとともに、農業構造転換集中対策を着実に実施するため、必要な予算を十分に確保するよう要望します。

38 農林業における「産地対策の充実・強化」

国においては、「食料・農業・農村基本計画」を策定するとともに、水田政策を根本的に見直すこととしており、農業が持続的に発展するため、立地条件や農業形態などの地域の実情に十分に配慮し、国内農業生産の増大や食料自給力の確保に向けた各種施策の充実を図るよう、次のとおり要望します。

また、「森林・林業基本計画」で掲げる森林・林業・木材産業によるグリーン成長を実現するため、各種施策の充実を図るよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 水田政策の見直しへの対応

水田政策の見直しに当たっては、地域の実情に配慮し、意欲ある農業者が将来にわたって安心して営農に取り組むことができる制度とするよう要望します。

また、新たな制度について、具体的な見直し内容を早期に提示するとともに、農業者や関係機関等に丁寧な説明を行うよう要望します。

2 水田等を有効に活用した産地対策の充実・強化

(1) 農業経営の安定を図る「経営所得安定対策」等について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

(2) 水田政策の見直し後の「水田活用の直接支払交付金」について、農業者が安心して転換作物の生産に取り組むことができるよう、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

(3) 「畑作物産地形成促進事業」、「コメ新市場開拓等促進事業」及び「麦類生産技術向上事業」について、需要に応じた米の生産と水田フル活用による農業者の所得確保に有効であることから、事業を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

(4) 水田の畑地化を支援する「畑地化促進事業」について、高収益作物の定着化に有効であることから、交付単価を維持した上で、事業を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

3 日本型直接支払制度の予算確保と地方財政措置の充実

(1) 人口減少・高齢化が進行する中、共同活動を促進し、農業・農村の多面的機能の維持・発揮を図るとともに、農村における地域社会を維持していくため、「日本型直接支払制度」の推進に向け、必要な予算を確保するよう要望します。

- (2) また、多面的機能の発揮による効果は、国民全体が享受するものであることから、県や市町村の財政負担軽減のための地方財政措置を充実させるよう要望します。

4 産地づくりに必要な施設の整備等に対する支援

園芸をはじめ、麦・大豆、雑穀などの産地の基盤強化や競争力強化、スマート農業技術の導入による生産性の向上に重要な役割を果たす「強い農業づくり総合支援交付金」、「新基本計画実装・農業構造転換支援事業」及び、「産地生産基盤パワーアップ事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

5 需給対策と適正な価格形成

- (1) 稲作経営体の所得を確保し経営の安定を図るため、需給調整の仕組みについては、これまでの取組を検証し、見直しの検討を継続的に行い、各産地において国内外の需要に応じた米生産が着実に実施できるように、実効性のある対策を講じるよう要望します。
- (2) 食料安全保障を実現する観点から、主食用米に加え、加工用米や新市場開拓用米、飼料用米など、国内外の需要に応じた米の生産拡大を図るとともに、米価が下落した際のセーフティネットを構築するよう要望します。
- (3) 米の適正な価格形成に向け、生産者が再生産可能な米価の維持・安定と、消費者が購入しやすい価格に十分に配慮し、実効性のある対策を講じるよう要望します。
- (4) 主食用米の消費喚起に加え、米粉用米や輸出用米などの需要拡大対策を一層推進するよう要望します。
- (5) 政府備蓄米の令和7年の売渡しに係る買戻しや買入れについては、需給状況等を踏まえ適切な時期に行うよう要望します。
- また、食糧法改正案に明記されている備蓄制度の見直しに当たっては、生産量の減少による供給不足に加えて、需要量の増加等による供給不足にも備えて保有し、備蓄米が持つ役割が十分果たせるよう適正かつ効果的な運営を要望します。
- (6) 民間貿易による輸入米が大幅に増加している状況にあり、ミニマムアクセス米について、国内需給に影響を及ぼさないための対策を講じるよう要望します。

6 主食用米の価格動向等を踏まえた支援

国内外の需要に応じた米の生産拡大を図るため、国内の主食用米の価格動向等を踏まえ、加工用米や輸出用米、飼料用米等の生産において、主食用米並の所得を確保できる仕組みを構築するとともに、こうした仕組みの実施に必要な予算を十分に措置するよう要望します。

7 主要農作物種子法廃止後の種子生産・供給体制の維持

水田農業の基幹である米・麦・大豆を生産する上で、極めて重要な生産資材である種子を引き続き安定的に生産・供給するため、都道府県が行う種子の生産及び普及に要する経費について、地方交付税措置を堅持するよう要望します。

8 畜産業の体質強化に向けた予算措置

(1) 「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」に基づく各施策の充実・強化

「酪農及び肉用牛生産の近代化を図るための基本方針」の推進に当たっては、地方の実情を十分に踏まえるとともに、同方針に基づく各施策の充実・強化を図り、必要な予算を十分に確保するよう要望します。

(2) 国産飼料の生産拡大や施設の整備等に係る予算措置

国産飼料の生産拡大や畜産経営の規模拡大等による収益力の向上に向け、「飼料生産基盤に立脚した酪農・肉用牛産地支援」、「草地畜産基盤整備事業」及び「畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

(3) 和牛繁殖雌牛及び乳用初妊牛の増頭への支援

繁殖雌牛及び乳用初妊牛の増頭を図り、子牛の生産や生乳生産量の拡大により経営の安定につなげていくため、「肉用牛経営安定対策補完事業」及び「生産基盤拡大加速化事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

9 家畜伝染病対策への万全な対応

(1) 感染拡大防止対策の徹底・強化への支援

高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱の発生原因と感染経路を早期に究明するよう要望します。

また、高病原性鳥インフルエンザの大臣指定地域に指定された地域内の農場における消毒薬等の備蓄への財政支援について、令和9年度以降も継続するよう要望します。

さらに、豚熱の感染源となり得る野生いのししの捕獲対策や豚熱検査を強化するため、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

(2) 発生時の迅速な防疫措置のための支援

大規模農場や複数農場での家畜伝染病の発生時において、防疫措置を迅速に行うためには、殺処分従事者などの人員確保が特に重要であることから、発生県が必要とする人員を速やかに確保できるよう、国が民間業者を派遣する仕組みを構築するよう要望します。

また、民間業者の派遣に要する経費について、国庫補助率の引上げなど、財政措置を充実させるよう要望します。

さらに、養鶏密集地域、大規模農場での発生や複数農場での同時発生等の場合には、県・市町村職員のほか民間事業者等を最大限活用しても、速やかな封じ込めが困難となる可能性があるとともに、行政機能の維持が困難になる事態も想定されることから、自衛隊の派遣について柔軟に判断されるよう要望します。

(3) 発生農場等への支援の充実

家畜伝染病の発生農場においては、再開後も経営が軌道に乗るまでには期間を要することから、令和7年度に創設された家畜疾病経営維持資金（クイック融資メニュー）を継続するよう要望します。

また、家畜伝染病の発生は、発生農場と取引のある食肉・食鳥処理業者や販売・加工業者、運送業者等の経済活動にも大きな影響を及ぼすことから、こうした関連事業者についても、取扱量の減少に対する支援措置を講じるよう要望します。

(4) 越境性動物疾病の空港等での水際対策の強化

豚熱ウイルス等が海外から侵入した可能性が指摘されているほか、旅客携帯品の豚肉製品からアフリカ豚熱ウイルスが確認されていることから、海外発生国からの直行便がある空港等における水際対策を強化するよう要望します。

(5) 風評被害への万全な対応

高病原性鳥インフルエンザ及び豚熱の発生等による風評被害が生じないよう、消費者・事業者等に対し、正確な情報の周知を徹底するなど、引き続き、万全の対策を講じるよう要望します。

10 獣医師養成確保修学資金給付事業予算の確保

家畜保健衛生所等の獣医師職員の安定的な確保のため、「獣医師養成確保修学資金給付事業」について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

11 安全な食料供給に向けた予算措置

農薬の適正な使用や伝染性疾病・病虫害の発生予防等の取組を推進するため、「消費・安全対策交付金」について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

12 農業委員会の活動等に対する予算措置

- (1) 農地利用最適化推進委員等による担い手への農地の利用集積・集約化や遊休農地の発生防止・解消など、農地利用の最適化推進活動のよりの確かつ効果的な実施に向け、委員等の資質向上及び活動に必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (2) また、農業委員会の活動の充実には、農業委員会ネットワーク機構が担う農業委員会間の連絡調整や推進委員等の研修、地域計画の実現に向けた支援などの役割が一層重要となっていることから、その活動に必要な予算を十分に措置するよう要望します。

13 農業経営改善促進資金のニーズに対応した貸付枠の配分

効率的・安定的な経営体を目指す意欲ある農業者に対して融通する短期運転資金である農業経営改善促進資金について、地域のニーズに対応するため、十分な貸付枠の配分を行うよう要望します。

14 森林整備促進のための支援の充実

- (1) 地球温暖化防止に貢献し、脱炭素社会の実現に不可欠な森林を「緑の社会資本」として整備していくため、「森林整備事業」について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (2) 持続可能な森林経営に不可欠な再造林や搬出間伐、路網整備、先進的な林業機械等の整備、木材加工流通施設の整備など、川上から川下までの取組を総合的に支援する「林業・木材産業循環成長対策交付金」について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

15 木質バイオマスエネルギーの導入支援

木質バイオマスを活用した熱電併給などのエネルギー変換効率の高い設備の整備や、チップなどの木質燃料を安定的に生産・供給する体制の整備、「地域内エコシステム」の構築に向けた地域の体制づくりなど、木質バイオマスエネルギー利用の促進を図るため、「森林・林業・木材産業グリーン成長総合対策」について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

16 非住宅建築物における木材の利用促進

林業成長産業化の実現に必要な不可欠な木材の利用を促進するため、民間施設も対象とした木造・内装木質化の助成制度の拡充、J A S 認証の取得支援、専門知識を有する建築士の育成など、総合的な施策を強化するよう要望します。

【県担当部局】 復興防災部 復興危機管理室
農林水産部 農産園芸課、農業振興課、
農業普及技術課、農村建設課、
水産振興課、流通課、団体指導課、
林業振興課、森林整備課、森林保全課

39 野生鳥獣対策の継続・拡充

ツキノワグマについては、近年、人の生活圏への出没や人身被害が多発しており、令和7年度は本県の人身被害が39件・40人、特に死者が5人に上り、県民の安全確保の観点から捕獲等の対策が急務となっています。このため、県では令和7年11月に「ツキノワグマ対策基本方針」を定め、生活圏への出没対策、指定管理鳥獣捕獲等による適正な個体数管理等の施策を講じてきたところです。国では令和8年3月に令和12（2030）年度までのクマ被害対策の効果的な推進を図る「クマ被害対策ロードマップ」を公表したところであり、本県としてもこのロードマップを踏まえてツキノワグマ対策の更なる強化が必要となっています。

また、ニホンジカについては、農林業被害や高山植物の食害により、植生変化など生態系への影響が懸念されるほか、県内のニホンジカからは、基準値を超える放射性セシウムが検出され、狩猟による捕獲数が減少しているため、ニホンジカの個体数を調整する対策として狩猟期間の延長などに取り組んでいるところです。

さらに、近年、生息域が拡大しているイノシシについても、捕獲数及び農作物被害が増加傾向にあり、豚熱等の防疫対策を徹底する上でも、対策の拡充・強化が必要となっています。

このため、ツキノワグマ、ニホンジカをはじめとする有害鳥獣の個体数管理や被害防止対策の強化について、国における支援の継続・拡充を図るよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 個体数の適正管理施策の継続・拡充

(1) ツキノワグマ対策

令和7年度のツキノワグマの大量出没を受け、地方自治体による各種対策の強化を図るため、「指定管理鳥獣対策事業交付金」の補助率を引き上げるなどの措置を講じていただいたところですが、適正な個体数管理と被害防止対策のため、都道府県が実施する「指定管理鳥獣対策事業」について、必要な財政支援を継続するよう要望します。

また、県の行政界をまたぐ各地域個体群の適正な保護・管理を推進するため、国が組織体制を強化した上で主体となり、定期的なモニタリング調査を実施し、分布状況や個体数を把握するとともに、ツキノワグマの行動がこれまでと大きく変化していることを踏まえ、その要因やツキノワグマの生態について科学的に分析を進めるよう要望します。

(2) ニホンジカ・イノシシ対策

近年、ニホンジカやイノシシなどの野生鳥獣の生息数の増加により、農作物被害が増加している中で、捕獲圧の強化を図り、適正な個体数管理と野生鳥獣による被害を低減させる対策が急務となっています。都道府県が行う「指定管理鳥獣対策事業」においては、国の「指定管理鳥獣対策事業交付金」配分額が要望額を下回る状況が続いており、必要な対策を講じることが困難となっていることから、ニホンジカ・イノシシ対策についても、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

(3) その他の鳥獣対策

ニホンザル等の指定管理鳥獣以外の鳥獣について、被害防止等対策を講じるために生息数調査等のモニタリングを実施する必要があることから、必要な財政措置を講じるよう要望します。

また、ニホンザルの全国的な分布調査は平成29年を最後に実施されておらず、令和6年に改定された特定鳥獣保護・管理計画作成のためのガイドライン（ニホンザル編）で示された「要配慮地域」については過去のデータに基づき解析が行われていることから、最新の調査に基づき更新を行うよう要望します。

(4) 捕獲の担い手確保等

指定管理鳥獣等の捕獲体制と個体数管理を推進するため、捕獲の担い手の確保やICTを活用したモニタリング手法の開発、捕獲個体の処理の効率化など効果的な個体数管理に資する施策の充実を図るよう要望します。

2 鳥獣被害防止対策の拡充

「鳥獣被害防止総合対策交付金」について、野生鳥獣の捕獲数の増加等に伴い費用負担が増大していることや、交付金を活用する市町村が増加していることを踏まえ、有害捕獲活動や電気柵設置の上限単価を引き上げるとともに、鳥獣被害対策実施隊以外が実施する、わなの設置や見回り活動等に要する経費の補助率を引き上げるほか、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

3 教育施設等における安全対策への支援

学校施設や県民が利用する図書館、博物館などの社会教育施設等において、児童生徒等が安全・安心に学び、活動することができるよう、地方公共団体、学校法人等の設置者が実施するツキノワグマ出没に対する学校生活や登下校の安全確保に向けた取組に対し、必要な財政措置を講じるよう要望します。

広大な県土を有する本県において、遠隔地から学校に通う児童生徒等や特別な支援を必要とする児童生徒を含む全ての子どもたちが安心して通学することができるよう、スクールバスの増便などの通学支援について、必要な財政措置を講じるよう要望します。

【県担当部局】 環境生活部 自然保護課
農林水産部 農業振興課
教育委員会事務局 教育企画室、学校教育室、
保健体育課、生涯学習文化財課

40 農地・森林・水産基盤の整備及び保全

「強い農林水産業」の実現に向け、農地・森林・水産基盤の整備及び保全に関する施策の充実を図るよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 農山漁村地域整備交付金の予算確保

農山漁村地域整備計画に基づき、遅れている本県農山漁村の生産基盤や生活環境施設の整備を着実に推進するため、「農山漁村地域整備交付金」について、必要な予算を十分に確保するよう要望します。

2 農業農村整備事業関係予算の確保

スマート農業技術を活用するための農業生産基盤等の整備と、国土強靱化に向けた防災重点農業用ため池の防災・減災対策等を計画的に推進するため、農業構造転換集中対策期間における農地の大区画化を含む農業農村整備事業関係予算を、安定的かつ十分に確保するよう要望します。

3 国営土地改良事業の着実な推進

(1) 実施地区の予算確保

国営土地改良事業の効果の早期発現に向け、必要な予算を十分に確保するとともに、引き続き、工事のコスト縮減と早期完了に努めるよう要望します。

(2) 地区調査等への計画的な着手

老朽化が進行し、将来的に維持管理に支障を及ぼす懸念がある大規模な農業水利施設があることから、農業用水の安定供給と財政負担の平準化に向け、計画的に地域整備方向検討調査や地区調査に着手するよう要望します。

4 県有林の経営改善に向けた支援

(1) 分収方式により造林を推進してきた県有林事業の日本政策金融公庫資金に係る起債について、任意繰上償還及び低金利な資金への借換えを可能とする措置を講じるよう要望します。

- (2) 県有林事業の経営改善を図るため、分収方式による県営林事業の起債に係る利子相当額について、林業公社の経営安定化対策と同様に特別交付税措置を講じるよう要望します。

5 松くい虫等被害対策予算の充実及び拡充

- (1) 松くい虫やナラ枯れ対策を行う「森林病虫害等防除事業」及び「森林病虫害等被害拡大防止緊急対策事業」を継続するとともに、必要な予算を十分に措置するよう要望します。
- (2) 松くい虫等被害の新たな感染源となり得る雪害木や風倒木、被圧木などの整理と、ライフラインや景観に影響を及ぼすおそれのある枯死経過木の整理を行う事業の創設を要望します。
- (3) ナラ枯れ被害から広葉樹資源を保全するため、令和6年度に創設された「ナラ枯れ被害の発生源となる被害木等の伐採・搬出事業」について、対象区域内の全ての広葉樹の伐採を補助対象とするよう、補助要件の緩和を要望します。

6 水産基盤整備事業関係予算の措置及び地方財政措置の充実

(1) 水産基盤整備事業関係予算の措置

漁業生産の効率化に向けた岸壁及び漁場生産力の向上に向けた漁場の整備や、防波堤など漁港施設の防災・減災対策等を計画的に推進するため、水産基盤整備事業関係予算及び「国土強靱化実施中期計画」に基づく予算を安定的かつ十分に措置するよう要望します。

(2) 漁港機能増進事業及び浜の活力再生・成長促進交付金の地方財政措置の充実

地域の実情に応じた漁港施設の小規模改良や海業支援施設等の整備を推進するため、市町村が事業主体となって行う事業の地方負担について、公共事業等債と同等の地方財政措置を講じるよう要望します。

【県担当部局】農林水産部 農村計画課、農村建設課、畜産課、森林整備課、森林保全課、漁港漁村課

41 全国農業担い手サミットの開催への支援

令和9年度に開催される「第29回全国農業担い手サミット」は、本県での開催が決定しています。

このサミットは、全国の意欲ある農業の担い手が一堂に会し、相互研鑽・交流を通じ、農業経営の現状や課題について認識を深め、自らの経営改善を目指す場であるとともに、東日本大震災津波からの復興の姿など、本県の取組を広く発信し、県内外の意欲ある農業者の交流を通じた新たなネットワーク構築により、経営感覚に優れた経営者の育成を図り、農業・農村の振興に寄与するものであり、開催に万全を期す必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 全国農業担い手サミットの開催への支援

全国農業担い手サミットの開催を支援する「農業経営・就農支援体制整備推進事業（優良経営体表彰等事業）」について、必要な予算を十分に措置するよう要望します。

【県担当部局】農林水産部 農業振興課

42 重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に向けた支援の充実

重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に関する法律案において、気候変動その他の農業をめぐる情勢の変化に対応し、重要品種の育成や種苗の普及を通じて、農業の生産性の向上及び農業経営の安定を図ることとしています。

本県では、立地や気象特性を踏まえ、生産性・市場性の高い農作物の品種開発等を進めていますが、近年の猛暑等により、水稻の粒が白く濁る白未熟粒や、りんごの着色不良などが発生し、農作物の収量や品質に影響を及ぼしていることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 重要品種の育成及びその種苗の生産の振興に向けた支援の充実

- (1) 育成・普及すべき重要品種の考え方などを示す、国の「基本方針」の策定に当たっては、気象条件や地域特有の品目など、地域の実情に配慮するよう要望します。
- (2) 「重要品種種苗生産事業活動計画」について、種苗生産者の作成事務の負担軽減を図るとともに、都道府県が行う認定手続きを円滑に実施できる仕組みとするよう要望します。
- (3) 「重要品種種苗生産事業活動」に要する農業用施設の整備など、施策の充実・強化を図り、必要な予算を十分に確保するよう要望します。

【県担当部局】農林水産部 農産園芸課

43 新たな環境直接支払交付金の創設による環境負荷低減等の取組への支援

「食料・農業・農村基本計画」において、現行の環境保全型農業直接支払制度を見直し、令和9年度を目標に、新たな環境直接支払交付金を創設することとされています。

本県では、みどりの食料システム法に基づき「岩手県環境負荷低減事業活動の促進に関する基本的な計画」を策定し、土づくり、化学肥料・化学農薬の使用削減や、温室効果ガスの排出削減など環境負荷低減を図る取組を推進しており、みどり認定の認定者数は全国第2位となっています。

環境負荷低減を図る持続的な生産体系への転換には、生産コストの増加、収量の不安定化、労力の増大、販路確保の課題があり、新たな環境直接支払交付金においては、こうした課題に対応した制度の創設が必要であることから、要望します。

《 要 望 事 項 》

1 新たな環境直接支払交付金の創設による環境負荷低減等の取組への支援

環境直接支払交付金の創設に当たっては、環境負荷の低減を図る取組等の推進や、環境負荷低減により生産された農産物の流通の促進など、環境負荷低減と安全・安心な産地づくりの取組が拡大できる制度とするよう要望します。

また、新たな交付金について、具体的な内容を早期に提示するとともに、農業者や関係機関等に丁寧な説明を行うよう要望します。

【県担当部局】農林水産部 農業普及技術課

44 中山間地域等直接支払による支援の拡大

「食料・農業・農村基本計画」において、水田政策を根本的に見直すこととしており、中山間地域等直接支払については、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大することとしています。

中山間地域が県土の約8割を占める本県において、適切な農業生産活動を継続的に行っていくためには、中山間地域等直接支払が重要な施策であることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 中山間地域等直接支払による支援の拡大

中山間地域等直接支払による支援の拡大に当たっては、条件不利の実態に配慮し、共同活動を通じた農業生産活動等が継続できる制度とするよう要望します。

また、新たな制度について、具体的な見直し内容を早期に提示するとともに、農業者や関係機関等に丁寧な説明を行うよう要望します。

【県担当部局】農林水産部 農業振興課

45 国土強靱化に資する地方単独事業の制度拡充

気候変動に伴い激甚化・頻発化する気象災害や、切迫する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震などの大規模地震から県民の生命や財産を守り、経済活動を含む社会の重要な機能を維持するため、防災・減災、国土強靱化の取組が一層重要となっており、地理的条件など地域の実情に応じたハード・ソフト両面からのきめ細かな対策の推進が急務となっています。

こうした中、国土強靱化の取組の一層の推進を目的とした「緊急自然災害防止対策事業」をはじめ、「緊急浚渫推進事業」など地方単独事業が創設されたところです。

激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命や財産を守るため国土強靱化施策の更なる加速化・深化を図る必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 国土強靱化に資する地方単独事業の制度拡充

国土強靱化施策の更なる加速化・深化を図るため、緊急浚渫推進事業の対象施設に海岸保全施設を追加し、地方単独事業のきめ細かな対策を円滑に進められるよう制度拡充を要望します。

【県担当部局】 農林水産部 農村計画課、漁港漁村課
県土整備部 河川課、砂防災害課、道路環境課、
下水環境課、都市計画課、港湾空港課

46 地籍整備関係予算の措置

国土調査の一環として行う地籍調査は、公共事業に係る用地取得事務の期間短縮や災害時における復旧・復興の迅速化、適切な森林管理等における国土の保全などに重要な役割を果たしていることから、地籍整備関係予算について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 地籍整備関係予算の措置

第7次国土調査事業十箇年計画に基づき、地籍調査の着実な推進を図るため、地籍整備関係に必要な予算を確保するとともに、十分に措置するよう要望します。

【県担当部局】農林水産部 農村計画課

47 公共事業予算の安定的・持続的な確保等

道路や河川等の社会資本は、激甚化・頻発化する自然災害から県民の生命や財産を守り、あらゆる社会経済活動や暮らしを支える不可欠なものです。

このため、令和6年能登半島地震や令和7年1月に発生した埼玉県八潮市の道路陥没事故などの教訓を踏まえつつ、県民の安全・安心を支えるとともに、地方創生を図るための社会資本の整備や適切な維持管理が図られるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公共事業予算の安定的・持続的な確保

国土強靱化や地方創生を推進するため、国の公共事業関係費の総額について、中東情勢の緊迫化の影響も踏まえ、今後の物価高や賃金水準の上昇等を適切に反映した上で、安定的・持続的に確保するよう要望します。

また、本県における直轄事業をはじめ、社会資本整備総合交付金や防災・安全交付金等の公共事業に係る予算を確保するよう要望します。

2 「第1次国土強靱化実施中期計画」等を踏まえた取組の推進

- (1) 「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく予算など、補正予算で措置されている公共事業予算について、当初予算において、通常予算とは別枠で必要な予算・財源を確保し、その取組を加速化・深化するよう要望します。
- (2) 防災など、公共事業の費用便益分析だけでは測れない効果も踏まえ、事業の必要性を適切に評価する仕組みを構築するよう要望します。
- (3) 令和6年能登半島地震への対応をはじめ、国土交通省のTEC-FORCEが被災地の復旧・復興に大きな貢献をしていることから、このような激甚な自然災害への備えとして、地方整備局等の体制を充実・強化するとともに、災害対応に必要な資機材を確保するよう要望します。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室

48 宮古盛岡横断道路の全線高規格化及び指定区間編入

宮古盛岡横断道路は、東北地方の連携・交流の骨格となる格子状骨格道路ネットワークを構成し、激甚化、頻発化、広域化する災害からの迅速な復旧・復興を図るとともに、人流・物流の円滑化や活性化によって経済活動を支える極めて重要な路線です。

平成28年台風第10号による県内の甚大な被害も踏まえ、災害に耐え得る安全で信頼性の高い高規格道路として、国において継続して整備を推進するとともに、三陸沿岸道路等と一体的な管理を行う必要があることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 宮古盛岡横断道路の全線高規格化

災害に強く信頼性の高い高規格道路ネットワークを構築するため、平成28年台風第10号による被災を踏まえ事業化された田鎖墓目道路及び箱石達曾部道路の整備を推進するなど、国において全線の高規格化を図るよう要望します。

2 宮古盛岡横断道路の指定区間編入

宮古盛岡横断道路は、三陸沿岸道路及び盛岡秋田道路と一体となって、東北地方の格子状骨格道路ネットワークを形成するとともに、国土防災上も極めて重要な路線であることから、全線を一括して指定区間に編入し、国において一体的に管理するよう要望します。

【県担当部局】 県土整備部 道路環境課、道路建設課

49 直轄事業の推進

本県における産業振興や交流・連携、災害に強い県土づくりを推進するため、通常の公共事業費予算に加え、策定した「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づく予算など直轄事業の実施に必要な予算を確保し、整備をより一層推進するよう、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 直轄道路整備事業の推進

県内における物流の円滑化や地域間の交流・連携の促進、快適・安全な生活の確保を図るため、以下のとおり直轄道路の整備を推進するよう要望します。

- (1) 一般国道4号の水沢東バイパス、水沢金ヶ崎道路、金ヶ崎拡幅、北上花巻道路及び盛岡南道路の整備推進並びに一般国道4号の2車線区間における4車線化の早期事業化
- (2) 盛岡秋田道路（一般国道46号）の調査の推進
- (3) 一般国道4号、一般国道45号及び一般国道46号の交通安全対策事業の推進
- (4) 一般国道4号、一般国道45号及び一般国道46号の電線共同溝事業の推進

2 直轄河川改修事業等の推進

北上川は沿川に県内の資産の多くが集中していますが、近年、記録的な大規模出水による被害が相次いで発生していることから、安全で安心できる県土づくりを推進するほか、北上川を最大限活用した良好な河川空間を形成するため、以下のとおり直轄河川改修事業等を推進するよう要望します。

- (1) 北上川上流ダム再生事業の早期建設移行と新規事業化
- (2) 一関遊水地事業の推進
- (3) 一般河川改修事業（北上川上流）等の推進
- (4) 北上川水系かわまちづくり事業の推進

3 直轄砂防事業の推進

岩手山、秋田駒ヶ岳の火山活動の影響による荒廃や噴火後の降灰と降雨による土石流等の被害を防止し、県民の安全で安心な暮らしを確保するため、引き続き八幡平山系直轄火山砂防事業を推進するよう要望します。

4 直轄港湾事業の推進

久慈港湾口防波堤整備事業について、静穏水域の拡大による取扱貨物量の増大や津波防災のために重要な施設であることから、着実に整備を推進するよう要望します。

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課、河川課、砂防災害課、港湾空港課

50 高規格道路の機能強化

広大な県土を有する本県において、県土の縦軸・横軸となる高規格道路は、災害に強い道路ネットワークの構築や産業・観光振興を支える上で重要な基盤となることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 暫定2車線区間の4車線化の推進

高規格道路における時間信頼性の確保や事故防止、ネットワークの代替性の確保を図るため、秋田自動車道「北上西IC～大曲IC間」等の暫定2車線区間の4車線化を推進するよう要望します。

2 並行する国道等の機能強化によるダブルネットワークの構築

近年、自然災害により高規格道路に並行する国道等の通行止めが多発していることなどを踏まえ、これらの道路の機能強化を図り、高規格道路の代替機能を発揮するダブルネットワークを構築するための予算を措置するよう要望します。

3 スマートインターチェンジの整備推進

スマートインターチェンジは、既存の高速自動車国道へのアクセスを向上させ、物流の効率化や観光振興などによる地域経済の活性化、救急医療体制の強化等に資することから、(仮称)八幡平スマートインターチェンジの整備を着実に推進するための予算を確保するよう要望します。

4 三陸沿岸道路の機能強化の推進

三陸沿岸道路の沿線市町村における防災機能の強化や地域活性化等を図るため、ーフインターチェンジのフルインターチェンジ化によるインターチェンジの利便性向上や、追越車線、トイレ等の休憩施設及び案内看板の設置などの機能強化を推進するよう要望します。

5 高規格道路の適切な管理体制の確保

頻発する災害にも耐え得る安全で信頼性の高い道路ネットワークを維持していくため、三陸沿岸道路等の直轄国道の管理に当たり、引き続き、十分な体制を確保するよう要望します。

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課

51 広域道路ネットワークの強化に向けた支援

人流・物流の円滑化や活性化によって経済活動を支えるとともに、激甚化、頻発化、広域化する災害からの迅速な復旧・復興を図るためには、地域の将来像を踏まえた広域的な道路ネットワークの長期構想である「岩手県新広域道路交通計画」に基づく、広域道路ネットワークの強化が必要なことから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 広域道路ネットワークの強化に向けた支援

令和3年6月に策定した「岩手県新広域道路交通計画」に基づく、広域道路ネットワークの強化に向けて、県が進めている調査・検討に当たって、必要な支援等を要望します。

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課

国土交通省

52 物流の効率化などの生産性向上に資する社会資本整備への支援

県内では、復興道路沿線地域への企業立地の増加や、内陸部における自動車関連産業や物流関連企業の集積、県内港湾における国際フィーダーコンテナの利用拡大や地域産業の振興が進んでいます。

については、更なる物流路線の強化や港湾の機能強化が不可欠であるため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 物流の基盤となる道路整備の推進

平常時・災害時を問わない安定的な物流を確保するため、内陸部と港湾を結ぶ道路等、物流の基盤となる道路整備を推進するための予算を確保するとともに、高規格道路や直轄国道を中心とした重要物流道路及び、県内の補助国道を中心とした代替・補完路の整備への重点支援を図るよう要望します。

2 産業振興に資する港湾の整備推進

地域の産業振興に資する港湾の整備を着実に推進するための予算を確保するとともに、制度の拡充を要望します。

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課、港湾空港課

53 県土の強靱化に向けた防災・減災対策への支援

平成28年8月30日の台風第10号や令和元年10月12日の令和元年東日本台風では、県内各地で記録的な大雨となり、多くの尊い人命が失われるとともに、床上浸水や土砂流出等による住家被害、河川等の公共土木施設等の被害、幹線道路の寸断など甚大な被害が発生しました。

これら激甚な台風災害の経験はもとより、気候変動への対応や、今後、起こりうる日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震などに備え、そして県土の強靱化に向けた防災・減災対策を推進するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 流域治水対策の推進

家屋等の浸水被害が発生した区域の再度災害防止対策や事前防災対策、河道の土砂撤去、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表等の流域治水対策を一体的・計画的に推進するため、必要な予算を確保するよう要望します。

2 土砂災害対策の推進

砂防堰堤などの整備や新たな「土砂災害が発生するおそれのある箇所」を加えた土砂災害警戒区域等の基礎調査を概ね5年ごとに着実に進めるため、必要な予算を確保するとともに、基礎調査の国庫補助率の嵩上げなど、財政措置を拡充するよう要望します。

3 災害に強い道路ネットワークの構築

異常気象時等においても寸断せず、救命・救急活動や緊急物資を確実に輸送できる災害に強い道路ネットワークを構築するため、通行危険箇所やあい路の解消、橋梁の耐震補強、道路の無電柱化、道路防災施設の整備、舗装の凍上被害への対策、防災機能を有する道の駅の整備等に必要な予算を確保するよう要望します。

4 耐震強化岸壁整備の推進

災害時の緊急物資輸送に必要な耐震強化岸壁の整備について、既存岸壁の改良を一層推進できるよう、制度の拡充を要望します。

【県担当部局】 県土整備部 河川課、砂防災害課、道路建設課、道路環境課、港湾空港課

54 盛土規制法による取組の推進への支援

令和5年5月に「宅地造成及び特定盛土等規制法」（以下「盛土規制法」という。）が施行され、土地の用途（宅地、農地、森林等）に関わらず、危険な盛土等を全国一律の基準で包括的に規制することとされたところです。

県等においては、令和7年5月23日に区域指定を行い、許可事務や不法・危険盛土等への対応を進めていますが、より一層の円滑な法運用に向け、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 県等が行う事務に対する財政措置

盛土工事等の許可・届出・協議に必要な審査・検査事務、不法・危険盛土等の監視・パトロールなどを着実に進めるため、盛土規制法に基づき県等が行うに当たり必要な経費について、地方財政措置を確実に講じるよう要望します。

2 基礎調査に対する財政措置

規制区域の見直し等のためには、継続した基礎調査の実施が求められていることから、社会資本整備総合交付金等に関して、現行の補助率の維持と予算の確保とともに、所要の経費について地方財政措置を確実に講じるよう要望します。

3 制度の円滑な運用等に向けた支援

制度の円滑な運用等が図られるよう、他県等の許可情報及び不法・危険盛土等に関する事例を共有する仕組みの構築、危険盛土等に関する行政代執行に係る技術的支援等を実施するとともに、広く県民、関係団体等に対し、周知・普及させるための取組を行うよう要望します。

さらに、旧宅地造成等規制法のもとでは適正な盛土等であっても、盛土規制法が適用されることに伴い、同法の基準に適合するため、所有者等が行う安全確保のための追加措置の実施に要する経費について、支援を講じるよう要望します。

【県担当部局】 環境生活部 自然保護課

農林水産部 農業振興課、森林保全課

県土整備部 都市計画課

55 隣県と連携した社会資本整備への支援

広域にわたる人の往来や物資の流通を活発にする民間等の活動を通じて地域を活性化することを目的に、岩手県、青森県及び秋田県が連携して取り組む広域連携事業を着実に推進できるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 広域的地域活性化基盤整備計画に基づく道路整備への支援

北東北の広域観光の活性化を目的とし、青森県、秋田県と連携して策定した広域的地域活性化基盤整備計画に基づく道路整備を推進するための予算を確保するよう要望します。

【県担当部局】 県土整備部 道路建設課

56 暮らしの安全・安心の確保に必要な 社会資本整備への支援

少子高齢化、人口減少の急速な進展により都市や住居等を取り巻く環境が大きく変化していることから、これに対応した安全・安心で快適な生活環境の創造や地域の魅力を高めるまちづくりを推進するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 都市計画道路の整備推進への支援

都市部における円滑な交通を確保し、良好な市街地形成を図るとともに、安全で安心な都市生活と機能的な都市活動を支えるための都市計画道路の整備の着実な推進に向け、必要となる予算を措置するよう要望します。

また、コンパクト・プラス・ネットワークの実現に向け、立地適正化計画に位置づけられた都市計画道路の整備については、計画の実効性を確保するため重点的に配分するよう要望します。

- (1) 都市計画道路上野西法寺線（一戸町高善寺）の整備推進
- (2) 都市計画道路向中野安部館線（盛岡市仙北三丁目）の整備推進

2 良質な住宅の整備及び円滑な確保・流通への支援

若年・子育て世帯や高齢者をはじめ、全ての入居者が安心して暮らすことができるよう、老朽化した公営住宅の改善等を計画的に推進するために必要となる予算を措置するとともに、民間賃貸住宅等を活用して住宅セーフティネット機能の強化を図るための制度や予算を拡充するよう要望します。

また、市町村が設置する空き家バンクの利活用促進に向けた支援を要望します。

3 建築物の耐震化に対する支援の拡充

近年の大規模地震による被害状況を踏まえ、建築物及びブロック塀等の耐震化の必要性が再認識されたことから、木造住宅、大規模建築物及び防災拠点建築物の耐震化を着実に進めるため、これらの建築物の耐震診断及び耐震改修に対する支援を拡充するよう要望します。

4 通学路等の交通安全対策の推進

通学路等の交通安全を確保するため、歩道整備や自転車通行空間の整備等の計画的な推進に必要な財政措置を継続するよう要望します。

5 土地区画整理事業への支援

空洞化が進行する中心市街地や、防災上危険な密集市街地など、都市基盤が脆弱な既成市街地において、良好な市街地形成を図るため、道路や公園といった都市基盤整備と併せて街区の再編を行うことのできる土地区画整理事業を着実に推進するための予算を措置するよう要望します。

- ・ 土地区画整理事業 二戸市 新幹線二戸駅周辺地区

【県担当部局】 県土整備部 都市計画課、建築住宅課、道路環境課

57 社会資本の戦略的な維持管理への支援

これまで整備してきた社会資本の老朽化の進行や東日本大震災津波からの復旧・復興事業における社会資本の整備に伴い、今後、施設の維持管理に必要な財政負担が増加することから、戦略的な維持管理による施設の長寿命化等の取組を推進するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 社会資本の適切な維持管理に対する財政措置

社会資本の良好な状態を維持し、安全性・信頼性を確保するため、老朽化した橋梁等の道路施設、河川・海岸施設、ダム施設、砂防施設、港湾・空港施設、公園、下水道、公営住宅等の社会資本について、長寿命化計画等に基づく適切な維持管理に必要な予算を確保するよう要望します。

2 道路施設の定期点検及び修繕等に対する財政措置

橋梁等の道路施設の定期点検及び健全性診断の結果、早期措置段階と判定された構造物は次回点検までに修繕等の措置を講じる必要があるなど、道路施設の法定点検、長寿命化計画に基づく修繕及び緊急輸送道路の耐震補強に必要な予算を確保するとともに、法定点検における地方負担を地方債の対象経費とするなど財政措置の拡充を要望します。

3 道路除雪費等に対する財政措置及び除雪体制確保に向けた支援

地方自治体が安心して万全の道路除雪を行うため、道路除雪及び除雪機械購入等に必要な予算を確保するよう要望します。

また、持続可能な除雪体制を確保するため、除雪企業が安定した経営を維持できるように、基本待機料等の固定的に発生する経費への支援制度の創設を要望します。

4 下水道施設の改築等に対する財政措置の継続及び拡充

下水道施設は、公衆衛生の確保や公共用水域の水質保全など公共性の高い役割を担っていることから、老朽化対策に必要な財政措置を継続及び拡充するよう要望します。

【県担当部局】 県土整備部 県土整備企画室、道路環境課、河川課、砂防災害課、
下水環境課、港湾空港課、都市計画課

58 教職員定数の改善

今日的な教育課題の解決に向け、児童生徒一人ひとりに応じたきめ細かな指導を実現するとともに、地域特性を踏まえた高校教育等の展開に的確に対応するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 教職員定数の改善

新たな「定数改善計画」により、中学校 35 人学級の実現や、小学校教科担任制の計画的な推進に取り組むこととされたところですが、複雑化・困難化する教育課題に対応し、児童生徒の安全・健康の確保と多様な学びを支える教育体制の一層の充実を図るため、養護教諭の全校配置や栄養教諭の配置基準の緩和を行うとともに、急増する不登校児童生徒への対応など、学校が抱える課題に対する組織的な取組の充実を図るための各種加配定数を拡充するよう要望します。

また、高等学校についても、本県のような地理的条件を抱える地域において、小規模校の維持を含めた教育機会の確保が図られるよう、教職員配置基準の見直しを図るとともに、新たな教職員定数改善計画を早期に策定するよう要望します。

【県担当部局】教育委員会事務局 教職員課

59 学校施設の教育環境整備に係る支援措置の拡充

学校施設は、児童・生徒が一日の大半を過ごす場所であるとともに、災害時には地域住民の応急避難場所となるため、施設の早期耐震化や老朽化等に対応していくことが重要です。

安全・安心で充実した学校生活を送ることができる教育環境を整備するため、地方財政措置の充実も含め、十分な財政措置を講じるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 公立学校施設の施設整備に対する国庫補助の拡充

公立学校施設（小中学校、幼稚園等）の耐震化や老朽化対策、冷房設備の設置に係る補助要件の緩和や補助率の引上げを行うとともに、各自治体が計画する全ての事業が確実に実施できるよう、当該年度の当初予算において、年度当初からの円滑な事業実施に必要な財源を確保するよう要望します。

また、物価高騰や資材高騰により補助単価と実勢単価に乖離が生じ、入札不調なども起きていることから、実状に合った補助単価の引上げを早期に行うよう要望します。

2 公立高等学校施設の老朽化対策事業等に対する国庫補助の適用

公立高等学校の老朽化対策や冷房設備の設置に係る事業も国庫補助対象とするよう要望します。

3 学校給食施設の施設整備に対する国庫補助の拡充

学校給食の充実を図るため、調理場施設がない公立中学校が市町村営共同調理場等から給食提供を受ける場合の学校給食施設の新增築など、地域の実情を踏まえた施設整備も国庫補助対象とするよう要望します。

4 地方自治体の財政負担の大幅な軽減

全ての耐震補強に係る事業の起債充当率を100%とし、地方の一時的財政負担を無くすよう要望します。

5 私立学校施設の耐震化等に対する国庫補助の拡充

私立学校施設の耐震化事業について、国庫補助率を公立学校と同等とするほか、県の嵩上げ補助への財政支援措置を講じるよう要望します。併せて、老朽化対応に係る事業の対象を拡充するよう要望します。

また、私立学校の施設の耐震化及び高機能化に係る事業については、私立学校が計画する全ての事業が実施できるよう必要な財源を確保するとともに、対象の拡充や補助率の引上げなど国庫補助の拡充を要望します。

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室
ふるさと振興部 学事振興課

60 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置

平成 23 年度に「平泉の文化遺産」が、平成 27 年度に「明治日本の産業革命遺産」として橋野鉄鉱山が、そして令和 3 年度には「北海道・北東北の縄文遺跡群」が世界遺産に登録されたことで、東北地方の世界文化遺産は三つとなったところであり、これらの世界遺産を含めた東北地方の文化に関する研究、保存と発信がより一層強く求められていることから、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 日本列島北部の文化に関する研究機関の設置

奥州藤原氏による平泉文化や日本の近代化の先駆である橋野鉄鉱山、縄文文化を今に伝える縄文遺跡群に代表される日本列島北部の歴史や文化に主題をおいた、国立博物館などの調査研究・資料収集・保存・展示公開等を目的とした総合的な研究拠点施設を、東北の文化を象徴し、日本史を語る上で不可欠な「平泉文化」の中心地である平泉町に設置するよう要望します。

【県担当部局】教育委員会事務局 生涯学習文化財課
文化スポーツ部 文化振興課

61 G I G Aスクール構想推進に向けた財政支援等の拡充

G I G Aスクール構想の第2期において、義務教育段階における児童生徒用1人1台端末の計画的な更新を行う方針が示され、本県においても共同調達による更新整備をはじめ、学校規模ごとの当面の推奨帯域を満たす通信ネットワークの整備など、次世代校務D Xの環境整備に向けた検討及び取組を進めているところです。

しかし、その実現のためには、高速大容量通信回線への切替えや、無線L A N等の各種I C T機器の更新も含めた大規模な改修が必要となるほか、高品質の通信契約に伴う通信料の増大や有償ソフトウェア利用料等に加えて、近年の物価高騰による各種機器及びライセンス料の価格上昇が追い打ちをかけ、地方自治体における財政負担がこれまでになく大きくなっています。

また、導入したI C T機器を効果的に活用していくため、教員のI C T活用指導力向上のための研修の充実や、情報通信技術支援員（I C T支援員）等による教員への継続的な支援も課題となっており、引き続き「G I G Aスクール構想」の推進に向けた財政措置をはじめとする必要かつ十分な支援策を講ずるよう、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 I C T環境の整備と円滑な利活用への財政支援

- (1) 小中学校、高等学校、特別支援学校において、学校規模ごとの当面の推奨帯域を満たす通信ネットワーク環境が整備されるよう、学校の規模や地域特性等に応じた財政措置の拡充を要望します。
- (2) 高速大容量通信回線の利用のための通信料や有償ソフトウェア、I C T教材の購入等の財政負担について、必要な財政措置の拡充を要望します。
- (3) 次世代校務D X環境を含めたネットワーク環境を整備する際の物品及びライセンス料等、国庫補助の対象を拡充するとともに、補助上限の引上げを要望します。
- (4) 公立学校情報機器整備事業で整備する児童生徒1人1台端末について、端末価格の上昇に対応するため、補助基準額の引上げ及び追加交付を要望します。

また、オプトアウトの条件緩和など調達等ガイドラインの弾力的な運用を可能とするとともに、入札不調で調達時期が遅れたことにより発生する

追加コストへの財政支援について要望します。

- (5) ICT機器を授業で効果的に活用するためには、ICT機器の不具合対応や訪問研修の実施など学校への直接的な支援が欠かせないことから、GIGAスクール運営支援センターへのヘルプデスク機能の設置及び情報通信技術支援員（ICT支援員）の配置を一体的な枠組みとして、国庫補助の対象とするよう要望します。
- (6) 私立学校のICT環境整備については、多額の学校負担が生じており公立学校と比較して整備が進んでいないことから、国による支援を拡充するよう要望します。

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室
ふるさと振興部 学事振興課

62 特別支援教育に係る教育環境整備への支援

特別な支援を必要とする幼児児童生徒の自立や社会参加に向けて、適切な指導や必要な支援を行うため、特別支援学校における教育環境の整備充実を図るとともに、障がいの重度・重複化、多様化に対応していくことが重要です。

共生社会の実現に向け、「共に学び、共に育つ教育」を推進するため、特別支援学校の教育環境の整備に対する財政措置について、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 特別支援学校のスクールバスの購入等に係る財政措置の充実

広大な県土を有する本県における特別支援学校のスクールバスによる通学支援を安定的に継続することについて、近年の物価高騰及び原油価格の高騰による影響を踏まえ、スクールバス購入費及び運行費（運行委託費を含む。）に係る財政措置の充実を図るよう要望します。

2 学校給食施設の施設整備に係る国庫補助の拡充

学校給食の充実を図るため、調理場施設がない特別支援学校が市町村営共同調理場等から給食提供を受ける場合の学校給食施設の新增築など、地域の実情を踏まえた施設整備も国庫補助対象とするよう要望します。

【県担当部局】教育委員会事務局 教育企画室、学校教育室

63 高校授業料無償化に伴う公立高校等への支援

広大な県土を有する本県においては、人口減少・生徒数減少に伴い、高校の小規模化が進行し、多様な教育活動や本県産業を担う人材育成に支障をきたすなど、高校の教育力や活力の低下が懸念されます。

本県ではこれまで、地域と高校が連携した教育環境の構築や遠隔授業の実施、産業界と連携した専門学科の学びの充実などに取り組んできました。

これらの取組をより強化し、多様な学習機会を確保するとともに、地域産業を支え将来の本県の発展を担う人材を育成していくため、次のとおり要望します。

〈 要 望 事 項 〉

1 高等学校教育改革交付金（仮称）の確保

- (1) 令和9年度に新設される「高等学校教育改革交付金（仮称）」について、国の責任において、安定的かつ継続的な財源を確保されるよう要望します。
- (2) 県が策定する「高等学校教育改革実行計画」に基づき、地域の社会や産業を支える人材の育成・確保など、地域の課題に的確に対応した取組を効果的に実施するため、高校の設置状況や、就業構造、産業界のニーズなどの地域の実情に応じた柔軟な対応が可能となる制度とされるよう要望します。
- (3) 専門高校も含めた公立高校の魅力向上のため、老朽化した施設・設備の更新や修繕、空調整備、ICT環境を含む教育環境の改善、教育備品整備に対する財政支援の一層の充実について要望します。
- (4) 高校改革に関する基本方針（グランドデザイン）に沿った取組を円滑に進めていくため、制度の詳細、予算の見通し、募集要項等に係る、丁寧かつ迅速な情報提供について要望します。

【県担当部局】教育委員会事務局 学校教育室

64 交通安全施設等の整備事業に係る財政措置

広大な県土を有する本県において、道路交通における安全・円滑対策を推進し、人流・物流の活性化に資するため、次のとおり要望します。

《 要 望 事 項 》

1 交通安全施設等の整備事業に係る財政措置の拡充

交通安全施設等の整備について、依然として実勢工事単価が補助単価を大きく上回っており、県費での負担が見込まれることから、財政措置の拡充により県の負担を軽減するよう要望します。

【県担当部局】警察本部 交通規制課